開かれた刑事施設運営のために

~ 平成18年度・刑事施設視察委員会による意見 およびこれに対する措置等報告書の分析~

2009年3月

第二東京弁護士会

刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会

2006年5月、全国の刑事施設に刑事施設視察委員会が設置されました。これは、行刑改革会議による提言(2003年12月)を受け、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律により定められた新しい制度です。この刑事施設視察員会は、刑事施設当局から独立し、地域の市民及び専門家が委員会に参加することで施設運営の実情を市民の目に触れさせ、施設職員にも市民の目を意識させることにより、施設運営の透明性を確保し、かつ、適正な施設運営を援助し、施設と地域社会との連携を深めることを目的として構想されました。

こうした制度の目的を達成するため、刑事施設視察委員会が刑事施設の長に対して述べた意見と、これを受けて刑事施設の長が講じた措置については、法律第10条に基づき、法務大臣がその内容をとりまとめ、概要を公表するものとされています。これに基づき、現在、法務省のホームページで概要が公表されていますが、この公表内容からは、具体的にどのような意見がだされたのか、具体的にどう措置されたのか否かが不明であり、施設ごとの違いもわかりません。制度の目的に合致した、より具体的な概要の公表方法が望まれます。

こうした視点から、第二東京弁護士会の刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会では、各刑事施設において作成し法務省に提出した、視察委員会の平成18年度意見に対する措置等報告書の全記載事項を、内容ごとに分類・整理し、簡潔な分析を加えた参考資料を作成しました。

分類にあたっては、A1(運動・入浴) A2(医療) A3(その他の保健衛生・休養) B(規律秩序・懲罰) C1(作業) C2(その他の矯正処遇) D(外部交通・書籍閲読) E(自弁等) F(過剰収容) G(職員) H(視察委員会) I(その他)の12項目を設定し、複数項目に該当するとみられる意見並びに措置は、それぞれの項目に重複して分類しました。

この資料が、より透明性の高い公表方法の発展へとつながり、また、それを通じた視察委員会活動のさらなる充実化のために、各方面で活用して頂ければ幸いです。

2009年3月

第二東京弁護士会 刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会 田 鎖 麻 衣 子

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1006	旭川		刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第57条は,「被収容者には,日曜日その他法務省令で定める日を除きできるだけ戸外でその健康を保持するため適切な運動を行う,機会を与えなければならない。」と規定し,同施行規則第20条2項で,「受刑者には,1日30分以上,かつできるだけ長時間,運動の機会を与えるものとする。」とされている。さらに,衆参両院の附帯決議は「1日1時間の運動」の実現に言及しているが,かような要請に応えるためには,人的体制・物的整備の拡充は不可欠である。しかし,旭川刑務所では夏期はともかく,秋から春にかけて,降・融雪等のため屋外グランドが使用できない時期が長い(2月からの1か月間は外でスキーなどが可能であるが)。その間,講堂を屋内運動場として利用しているが,いかにも狭あい(236㎡)であり,十分な運動を保障できない状況である。寒冷地ならではの問題であるが,法の趣旨を実現し,健康を保持し,過剰収容等のストレスを発散させる意味でも十分な運動は保障されるべきであり,上記時期における外部での運動の工夫及び屋内運動場の改築を含めた,運動環境の,拡充に改善を求める。	有	H19.4.19	冬期間においては,スキー,歩〈スキー,そり等の利用に資するよう,グランドに雪山を作るなど運動の実施に工夫はしているが,さらに努力したい。また,屋内運動場の整備・拡充については,上級官庁と協議して,別途工事計画を要望することとしたい。	
1014	月形	19.3.19	風呂場に時計がない或いは壊れているので、認められた入 浴時間が確保されていないのではないかとの指摘が複数 あった。早急に事実を確認の上、適正に対処されたい。	有	H19.4.23	従来のランプ表示式タイマーが壊れていることから,大浴場には簡易型の大型タイマーを昼夜居室等の入浴場には簡易型小型タイマーをそれぞれ設置し,入浴時間の15分を確保している。	A1 運動·入浴
3042	市原刑	H19.3.16	受刑者から「入浴が3日に1度であるため,汗をかくと困るので,身体を拭かせてほしい。」との要望がなされている。	無	H19.4.19	法令に基づき適正に実施しており,夏季については,入浴実 施日以外にシャワーを使用させている。	A1 運動·入浴
3065	横浜刑	H19.3.1	入浴日や悪天候日でも被収容者に対する運動の機会を十分 に与えられたい。	無	H19.3.23	職員配置の都合でローテーションを組んで運動を実施しており,30分の運動時間を確保するのが精一杯である。	A1 運動·入浴
3073	横須賀刑	H18.5.31	入浴についての希望が毎月提案書にある。入浴の時間,回 数について検討ないし改善をお願いしたい。	無	H18.5.31	刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第36条及び同法施行規則に基づき,夏季は週3回,夏季以外は週2回,入浴を実施しているほか,入浴日でない平日にも,作業によっては毎日シャワー入浴を使用させている。	A1 運動·入浴

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3086	5 長野刑	H18.9.12	夏季の入浴回数を1回増やして欲しい。また,入浴時間を15分から20分にして欲しいという要望が多いことについて。	有	H18.9.28	入浴回数については, 規則では定期入浴が週2回であるが,施設では夏季は特別入浴として水曜日を追加して週3回としていること。 施設では定期入浴日が月·木の班と火·金の班の2班編成で組んでいるので,夏に特別入浴日を間に入れるとしても,どうしても連続した入浴日が生じること。 これ以上の入浴を確保するには新たな入浴施設が必要であることにより現状の対応でやむを得ない。また,入浴時間については, 現在でも入浴場への出入りに30分かかっており,実質入浴時間は20分弱になっている。 約1,000人の受刑者が入浴することを考えると入浴時間だけで2時間になってしまう。 すでに夏季は規定の週3回としており,これ以上の入浴時間は延長できない。	A1 運動·入浴
3104	水戸少年	H19.3.29	受刑者に対する運動の機会を十分与えられたい。衆参両院 の付帯決議が言及している1日1時間の運動の実現を検討 すべきである。	無	未報告	当所においては,工場就業受刑者にはグラウンドと体育館を,昼夜居室処遇者には単独運動場で運動を実施しているが,1日の運動時間として30分を確保しており,現状の設備面,職員定員から30分以上実施することは物的設備上からも困難であり,運動時間の延長について上級官庁に協議しながら改善を図っていきたい。	A1 運動·入浴
3120	川越少年 刑	H18.11.9	入浴日も戸外で運動したいとの件について	無	H18.11.9	現状の設備と職員配置では直ちに実施困難	A1 運動·入浴
3129	松本少年刑	H19.3.30	被収容者に対する運動の機会を十分に保障するために政府 及び法務省に適切な措置を採れるよう強〈申し入れられた い。	有	H19.4.25	被収容者の運動時間については,平日30分,加えて工場就業者には平日毎朝10分程度のアルプス体操等を実施しており,現状においてこれ以上の機会付与は,運動場所の確保,職員配置の問題があり困難である旨説明し,理解を得た。	A1 運動·入浴

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4009	三重刑	H19.2.13	被収容者の運動について、法律の趣旨にかんがみると、運用が不十分であり、運動の機会を十分与えられたい。	無		(1) これまで、入浴日以外の日(休日を除く。)の運動について、工場就業者は体育館で、その他の被収容者については戸外において運動を実施していたが、今般、構内に運動場(縦約66.4メートル、横約61メートル)が完成したので、本年4月4日から工場就業者についても戸外の運動場において運動を実施することに改めた(なお、当日は降雨のため運動場の状態が悪かったので実施するに至さなかった。)。(2) 入浴日の運動について、工場就業者は工場内の空きスペースで、他の被収容者は居室内において運動を実施しているが、入浴日に戸外運動を実施するとした場合、入浴日に戸外運動を実施するとした場合、入浴日に戸外運動を実施するとした場合、入浴日に可外運動を実施するととは場合、入浴日に可外では、対別ので行っていたところであるが、工場就業者以外の他の受刑者については、連行方法等を工夫することによって、約40分で行うことが可能となったが、工場就業者については、規段階においては約40分にすることは従前どおり、30分しか実施できない。(4) なお、入浴日の運動及び運動時間の更なる延長については、今後においても引き続き検討を加えていくこととする。	A1 運動·入浴
4015	三重刑	H19.2.13	当施設で使用できるシャンプーは1種類であり、被収容者から肌に合わないので種類を増やしてほしいとの意見が多く出ているので、種類を増やしていただきたい。	有	H19.4.9	これまで、シャンプーについては「資生堂スーパーマイルド」のみの購入を認めていたが、今般、これに加えて2種類(「エナージングシャンプー(リンスインタイプ)、「オクト薬用シャンプー」」を認めることとし、5月の購入から受け付けることとした。 なお、石けんについても、現在、2種類(「植物物語」、「牛乳石けん」)しか購入を認めていないが、今般、これに加えて「薬用石けんミューズ」を認めることとし、5月の購入から受け付けることとした。	A1 運動·入浴
4048	岐阜刑	H19.3.28	厳冬期における入浴時間を通常より少しでも長めとする事を 考慮されたい。	無	未報告	作業時間の確保の観点から、時間を延長することは困難である。 なお、 湯温が下がらないような適正な温度管理を行っている。	A1 運動·入浴
4049	岐阜刑	H19.3.28	1週間を越える保護室収容者についても、可能な範囲での入 浴を認められたい。	無	未報告	他人に危害を加見るなど、施設の規律秩序を侵害するおそれが高い状態にあり、入浴実施は不可能である。そもそも入 浴可能な状態であれば、速やかに保護室収容を解除してい る。	A1 運動·入浴

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4050	岐阜刑	H19.3.28	ナイロンタオルの使用も考慮されたい。	無	未報告	「ナイロンタオル」とは、いわゆるナイロン製のあかすりと思われるが、受刑者に使用又は摂取を許すことができる物品は、 法務大臣訓令においてその基準が定められているので、その範囲内において許可することとなる。	A1 運動·入浴
4080	金沢刑	H19.3.23	雨天が多く又冬期には巧拙により戸外の運動場が使用できない期間が長く、この間、運動は講堂や居室で行われることになるが、十分なスペースではないため十分な運動の機会が与えられるよう、屋内での運動スペースの確保について改善を求める。	有	H19.4.26	屋内での運動スペースの確保について検討を重ね、改善に 努めていきたいと考えております。	A1 運動·入浴
5085	神戸拘	H19.3.1	当所執行受刑者の戸外におけるレクリェーションの機会が少ないと思われるので、機会が増やせるよう検討願いたい。	有	H19.4.17	運動場の広さの都合もあるが、制限の緩和制度とリンクさせるなど戸外のレクリェーションの機会が増やすことができるよう検討する。	A1 運動·入浴
5089	奈良少年 刑	H19.3.30	入浴については、全体回数をふやすこと。特に夏場について は毎日入浴できるように改善していくことが必要である。	無	未報告	予算措置の関係から全国統一的な運用となっている。	A1 運動·入浴
6011	岡山刑		刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律,同施行規則で,運動について規定され,受刑者には1目30分以上運動の機会を与えるものとされており,衆参両議院の付帯決議は,1日1時間の運動を目指している。被収容者の意見の中には,毎日の運動を感謝するものがあったが,できるだけ運動時間を増やす方向で検討していただきたい。	無	H19.4.12	過剰収容の状況の中,現在の職員配置人員,個別運動場の個数等を考慮すると,1日につき30分の運動時間を確保することにも苦慮しており,これを1時間の運動時間とすることは,困難な状況にあるのが現状である。運動時間の伸張については,個別運動場の整備はもとより,作業上の問題,教育改善指導上の問題等を踏まえ検討したい。	A1 運動·入浴
6012	岡山刑	H19.3.30	運動時の水分補給について,水ないしお茶を飲むことができない状態であるので,飲めるようにしてほしいとの要望があったので,改善をお願いしたい。	有	H19.4.12	運動時に水分補給ができるようその方法について鋭意検討し て実行する予定である。	A1 運動·入浴
6029	広島刑	H19.3.19	独居者に対する戸外運動の機会と環境を改善されたい。	有	H19.4.24	収容棟B棟の完成に伴い,昼夜居室者の戸外運動場の日当 たりも改善される予定である。	A1 運動·入浴
6036	岩国刑	H19.3.29	受刑者に対する実質的な運動の機会を十分に与えられたい。	無	H19.3.31	運動については,毎日30分を確保し実施しているところであるが,運動場のスペースなどのハード面,また,職員配置の関係から運動の種目については,ある程度制限せざるを得ない状況であるが,できるだけ自由運動ができるよう努力していきたいと考えている。	A1 運動·入浴

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8003	北九州医療刑	H18.8.29	提案から,被収容者の運動場に,キャッチボール用として,軟球等のボールとグローブがないので,その整備について検討されたい。	有り	H18.9.15	被収容者の運動場に,ソフトボール2個とグローブ5個を備え付けた。	A1 運動·入浴
8015	福岡刑	H19.4.24	被収容者に対する運動の機会(特に雨天時)を十分に与えられたい。	有	H19.4.27	当所には,雨天用の運動場がないので,室内で実施しているが,30分の運動時間を確保している旨,回答した。	A1 運動·入浴
8033	意用	H19.3.5	全員受刑者が参加しやすいように,エアロビやソフトバレー, 踏み台昇降等,何らかの運動を施設が提供すべきである。	有	H19.4.18	委員会の意見を受け,毎日実施する30分間の運動時間に,現在実施している体操のほか,健康維持に資するような運動メニューを計画し,全受刑者が取り組めるようにする予定である。	A1 運動·入浴
8053	大分刑	H19.3.20	未決拘禁者について,まだ無罪が推定されていることを照ら すと接見禁止により運動まで制限されることは相当でない。	無	未報告	接見禁止の決定があった者については,他の者との接触を 遮断する必要があることから,運動は個別に実施している。こ のこと以外に他と比較して制限していることはない。	A1 運動·入浴
8054	大分刑	H19.3.20	雨天時の運動及び接見禁止とされた未決拘禁者の運動については,現状を改善すべく対策を講ずるべきである。	無	未報告	雨天時は他に運動を実施させる適当なスペースがな〈居室で 放送を流して実施している。	A1 運動·入浴

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8074	宮崎刑	H18.12.21	運動メニューを多様化するよう工夫を求める。	無	H19.1.16	検討する。	A1 運動·入浴
8081	沖縄刑	H18.9.13	健康増進(腰痛対策)等の観点から運動場に鉄棒を設置してはいかがか。	有	H18.11.29	昼夜問居室収容者等のため,運動場中庭に設置(物干し場を兼ねる。)した。なお,運動場は,居室棟等の増築により,狭あいとなっており,障害物となることが懸念されるため,体育館内の壁に設置するよう検討する。	A1 運動·入浴
8086	佐賀少年 刑	H19.3.30	現在の施設でもとりうる運動時間やスペースの確保手段をさらに講じるべきである。	無	H19.4.23	運動時間及び運動スペースについては,可能な限り十分に確保している。また,スペースについては,体育館等の増設は施設独自で措置できないため。	A1 運動·入浴
2044	山形刑	H19.3.1	酒田拘置支所については,建物は新しいが,屋外運動場が 設置されていない。被収容者が屋外で運動することは,精神 の健康を維持する上で重要な意味を持つ,したがって,屋外 運動場が設置されるよう改善を求める。	無	H19.3.22	屋外運動場の設置が望ましいことは十分に認識しており,屋 外運動場の設置について上級官庁に要望していくが,施設単 独で措置できる事項ではない。	A1 運動·入浴
5005	大阪医療 刑	H19.3.31	安静が一定程度求められる受刑者についても、健康上の支 障がなければ、できるだけ毎日戸外に出る機会を与えること	有	未報告	戸外運動の頻度は、担当医師の医療上の判断に基づくものであり、現状も当該患者にはその説明を行っているところであるが、今後も、本人が納得して治療を受けられるよう、説明を尽くしていく。	A1 運動·入浴
5006	大阪医療 刑	H19.3.31	室内での運動は、周囲に迷惑をかけない限り、余暇時間等に ついても認めること	有	未報告	周囲の迷惑にならない程度の室内運動については、現状で も認めている。	A1 運動·入浴
5020	大阪医療 刑	H19.3.31	風呂の衛生管理を徹底し、受刑者が気分よ〈入浴できるよう 努めること	有	未報告	浴槽内の衛生状態については、今後もよ〈留意してい〈。	A1 運動·入浴

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1005	旭川	H19.3.27	2006年10月1日から常勤医師を得て,医療体制は人的に充実したことは喜ばいいが,受刑中に健康を損なうことがあってはならず,さらなる人的・物的充実が要請される。旭川刑務所では施設内の人的・物的条件では治療が困難な病気の治療のために,旭川市内の専門病院との連携に努め,関係病院への移送を活用している実績があるが,今後もより拡大すべきである。加えて,未決,既決,職員合計で約530名余の定員を擁する旭川刑務所として,現在,社会内の様々な施設で設置されている除細動器(AED)の設置は急務であろう。	有	H19.4.19	今後も医療体制の充実を図っていきたい。また,必要があれば,外部の専門医療機関に診療を依頼することとしたい。なお,除細動器(AED)については,上級官庁と協議して,設置の可否を決定したい。	A2 医療
1012	月形	H19.3.19	医療職の確保は、適正な医療体制の大前提であり、受刑者からの意見書・提案書によっても、医療体制に対する改善の申し入れが多い。可及的速やか医療体制の充実が望まれる。	無	H19.4.23	講じず。(当所常勤医師の確保を図るため,本省,矯正管区等と連携し,医療機関にも働きかけを行い,早期の医療体制の充実に向けて努力しているものの,結果が得られていないため。)	A2 医療
2010	宮城刑	H19.3.31	医療について予算を考慮しつつ,専門家の意見を参考に最善をつくすよう努力されたい。	有	H19.4.25	今後とも被収容者の健康管理に努力する。	A2 医療
2018	秋田刑	18.12.26	所内における暴行事件に関する医療事務について事実確認	無	19,1.17	適切な医療措置がなされていないとのことであったが,外部 病院での治療等を含め,確実な医療行為がなされていること 及び委員会への意見とは趣旨が違うため,事実の確認のみ とした。	A2 医療
2027	山形刑	H19.3.1	現在,医師は非常勤で,看護師は常勤であるが准看護師である。1,000人規模の収容施設では,医師は常駐すべきであり,それが困難な場合には,配置時間の延長を図るべきである。	無	H19,3.22	当所医務課医師は常勤職員であるが,不在時には非常勤医師及び外医治療で対応している。	A2 医療
2028	山形刑	H19.3.1	看護師に関しては,准看護師でな〈正看護師が必要であり, 早急に有資格者を確保すべきである。	無	H19,3,22	正看護師の確保については,刑事施設全体の課題でもあり, 施設単独で措置できる事項ではない。	A2 医療
2029	山形刑	H19.3.1	看護師も待機制となっている。看護師が常駐していないと非常時に対応の遅れを招く。従って,休日も看護師が常駐できるよう複数の看護師を確保すべきである。	無	H19.3.22	休日における看護師の増員に関わる事項であり,施設単独 で措置できる事項ではない。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
2030	山形刑	H19.3,1	歯科治療が,治療希望者が多数いるにもかかわらず,歯科医が来るのが週1回1時間程度だけなので,治療は約10か月待ちの状態である。また,費用は一般医療と異なり基本的に実費負担である。健康保険も使えない。治療が10か月待ちの状態は極めて異常であり,治療する歯科医をもっと確保できるよう歯科医会に協力を申し入れるべきである。	無	H19.3,22	現在,山形市医師会の協力を得て歯科医師の派遣を得ているが,歯科治療の迅速化を図るため,診察時間の延長,歯科衛生士の同行を依頼し,1回の診察人員を多くしている。今以上の治療件数を増大させるには,医師及び職員の増員が必要であり,施設単独の措置でできる事項ではない。	A2 医療
2031	山形刑	H19.3.1	治療費に関しても、実費負担を求める制度を改めるべきである。	無		治療費に関して,診察行為(XP,診断)は国費とし,治療行為に関して実費としているが,全額国費とすることついては,施設限りで措置できる事項ではない。	
2032	山形刑	H19.3.1	被収容者の入所時の健康診断に心電図検査や眼底検査が 検査項目に入っていない。市民健康診断と同じレベルの検査 を行うべきであり,心電図検査や眼底検査も検査項目に入れ るべきである。	無		心電図及び眼底検査は,医師が必要と認めた場合に実施している。全被収容者を対象とするには設備及び職員の手当ても必要であり,施設単独で措置できる事項ではない。	A2 医療
2046	盛岡少年 刑		刑務所内における医療の問題は全国的なものであるが,予 算措置,非常勤医師の確保等十分な措置を講ぜられることを 求める。	有	H19.3.29	予算の範囲内での非常勤医師の確保に努めるなど施設限り で改善できるところは速やかに改善することとした。	A2 医療
3007	栃木刑		栃木刑務所における医療体制を人的物的面から見直し,被 収容者が必要なときに適切な診察・治療を受けられる医療体 制を整えることが必要である。	有	H19.2.2	必要に応じて外医治療を実施する等適切に対応している。	A2 医療
3017	黒羽刑	H19.3.29	医療体制の整備を求める。とりわけ,精神科医師の常勤体制を含む常勤医師の増加に努められたい。	無	H19.4.16	引き続き医療体制の整備に努めていくが,精神科医師等の 常勤医師の増員は施設単独で措置できる事項ではない。	A2 医療
3018	黒羽刑	H19.3.29	収容者が医療上の訴えをした場合の,刑務所側の受理システムを再検討されたい。とりわけ,医務部職員以外の職員が最初の訴えを受けた場合の取扱いが不明確にならないような制度整備が必要である。その際,少なくても看護師資格を持たない職員の判断のみで,訴えを却下しないようにすることが肝要である。	有	H19.4.16	医療上の訴えがあった場合の現状の受理システムを検証し, 適切な医療措置の実施に努める。	A2 医療
3019	黒羽刑	H19.3.29	医務部職員の数が不足しているので,その拡充に努められ たい。	無	H19.4.16	現在の当所の配置職員数では,医務部職員を増員すること は困難である。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3020	黒羽刑	H19.3.29	土曜日,日曜日,休日等に,医師や看護師が勤務していない時間帯が生じないような体制を整備されたい。	無		現在,土曜日,日曜日,休日等の昼間については,准看護師を順点で自宅待機させ,緊急時に呼び出している。また,夜間は休日を含めて毎日当直勤務させている。現状の職員数では,休日等に医師や看護師を勤務させることは困難である。	A2 医療
3021	黒羽刑	H19.3.29	医療設備に旧式のものが目立つので,その整備,更新に努められたい。	有	H19.4.16	引き続き,医療設備の整備,更新に努める。	A2 医療
3022	黒羽刑	H19.3.29	収容者に医薬品を交付する場合に,その効果が同じでも異なる商品名を教示すると,収容者に不安感が生じるので,現に 交付した商品名そのものを教示されたい。	有	H19.4.16	交付する薬品名と教示する薬品名が一致するように改める。	A2 医療
3033	千葉刑	H19.3.28	医師の不足医療設備の老朽化などが認められる。医師の確保,設備の改善が必要である。	有	次回開催日報 告予定	所長始め関係職員が、機会あるごとに千葉大学医学部を含めた外部医療機関との良好な関係の維持に努め、医師の確保等につながるよう協力を求めているほか、昨年度末、インターネットに求人広告の掲載を行った結果、本年5月から医師1名を採用することができた。引き続き、日本医事新報への求人広告を掲載する予定である。医療機器の更新については、本省計画等により、早期の更新について努める。	A2 医療
3045	八王子医 療刑	H19.3.30	医師の数を若干名増員すべきである。	無	H19.3.30	医師の配置数については矯正施設全体に係る事項であり, 当所は回答できる立場にない。	A2 医療
3046	八王子医 療刑	H19.3.30	看護師を15名程度増員すること	無	H19.3.30	看護師の配置数については矯正施設全体に係る事項であり,当所は回答できる立場にない。	A2 医療
3049	八王子医 療刑	H19.3.30	受刑者から医療に関する意見や希望を十分に聴取し,社会一般の医療水準に照らし,適切なる医療を行うこと。	無	H19.3.30	受刑者からの医療に関する意見等は十分に聴取しているが、その実現については医師の専門的知識に基づき必要性を判断することとなる。また、当所での医療水準が社会一般と比べ劣っているとは考えていないが、更に適切な医療の実施に努めたい。	A2 医療
3050	八王子医 療刑	H19.3.30	指名医制度の要件を見直し,同制度を利用しやすくすること。	無	H19.3.30	法令上の事項であり当所は回答する立場にない。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3062	府中刑		医療問題の改善をされたい(刑務所医療を担う医師の確保のための,医師の待遇改善を含め,医療問題の改善の措置を講ずること。)	無	H19.4.27	医師の増員や待遇改善は,施設単独で措置できる事項ではないが,現在配置されていない専門分野の医師(整形外科,泌尿器科等)については,今後とも関係医師会等と調整を図るなどして優秀な人材の確保等に努める旨,視察委員会あて回報している。	A2 医療
3066	横浜刑	H19.3.1	医療や医薬品について,社会一般の医療水準を確保するよう改善努力されたい。	無	H19.3.23	高齢者や障害者等が増加しているが,社会一般の医療水準 を確保するよう努力している。	A2 医療
3079	新潟刑	H19.3.16	2 保健衛生・医療体制の充実を図るべく,以下の点に考慮し,社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし,適切に措置されたい。(1)正看護師の配置,歯科医師の増員等,保健医療スタッフの拡充を図るべく適切な措置を講ずること。(2)被収容者から診療の申し出があった場合には,速やかに医師・歯科医師の診療を受けられるように適切な措置を講ずること。	有	H19.4.18	(1)高齢化,疾病構造の複雑化等に照らせば,委員会の意見のとおり看護師や歯科医師等の医療スタッフの拡充の必要性は増していくものと思料される。しかし,予算上の制約もあり当所でできる措置には限度があるため,本意見の内容を上級官庁に伝え,理解を得るよう努めていきたい。(2)診療の申出に対しては,速やかに対応するよう努めているところであるが,特に,歯科治療については1回の診療の患者数の増加を交渉中である。今後は,診療の緊急性や必要性などをより一層適切に判断し,できる限り早期に必要な診療が受けられるよう配慮していきたい。	A2 医療
3102	水戸少年刑	H19.3.29	医療問題を是正されたい。常勤医師,非常勤医師の確保	無	未報告	現在, 当所において常勤医師は欠員となっているが, 府中刑務所及び八王子医療刑務所からの派遣医師による診察を実施しているほか, 非常勤医師による診察及び近隣病院の医師の協力による診察を実施している。刑事施設に限らず, 一般社会においても医師不足の対策について苦慮している社会情勢であり, 刑事施設という特殊性から更に深刻な状況にあることから, 矯正管区主導で実施しているインターネットを利用した医師の募集などを引き続き行っていくこととしたい。	A2 医療
3103	水戸少年刑	H19.3.29	医療問題を是正されたい。 投薬業務の改善。 投薬管理の改善,医療全体の改善に資するものとして,薬剤 師の常勤化など,投薬業務の改善を検討されたい。	無		非常勤薬剤師を常勤化にするためには,職員定員上の問題があることから上級官庁と協議しながら検討していくこととしたい。	A2 医療

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3131	松本少年 刑	H19.3.30	投薬業務の改善を図られたい。	有	H19.4.25	投薬は、1人の職員が大勢の被収容者の居室を回り、その都度、薬剤の確認を行い誤投薬の防止に努めているほか、薬剤の隠匿防止など、細心の注意を要する業務であるが、業務に従事する職員を増員するため、これ以上の夜勤職員の増員は困難であり、職員の増員は施設単独で措置できる事項ではない旨説明した。	A2 医療
3135	東京拘	H19.3.29	歯科診療目を週5日にすること,もしくは歯科医を増員すること	有		歯科の常勤医師は1名であるものの,外部医師を招へいし,平成19年3月中旬から,歯科診療日を週4日としている。これにより,歯科診療希望者のうち,いわゆる治療待ち患者数は徐々に減少している。今後も,可能な限り歯科診療の更なる充実に努めたい。	A2 医療
4011	三重刑	H19.2.13	刑務所の医師の確保は困難な問題となっており、医師を確保 しやすくするため、常勤医師の定年延長又は定年制の廃止、 非常勤医師の謝金の増額を検討していただきたい。	無	H19.4.9	常勤医師の定年延長又は定年制の廃止、非常勤医師の謝金の増額等は施設単独で措置できる事項ではない。	A2 医療
4012	三重刑	H19.2.13	薬の調剤数に応じた薬剤師がいないため、投薬業務に支障を来たしており、薬剤師の確保等人的な充実を図るとともに自動分配装置の設置等調剤業務の自動化は図るなどして、投薬業務の改善を検討されたい。	無	H19.4.9	薬剤師の増員は施設単独で措置できる事項ではない。	A2 医療
4016	岐阜刑	H19.3.28	社会一般と同程度の医療を受けられるような体制作りに努力されたい。	無	未報告	当所には、診療所はあるが、病院ではないので、病院と同等のサービスを提供することは困難であるが、診療所としての最大限の治療は行っており、当所での治療が不適切と判断した場合には、外部の医療機関に搬送している。	A2 医療
4017	岐阜刑		施設医師では対応できない診察治療、あるいは夜間及び休 庁日で当直医のいない場合についての外部医師の招へいや 外部通院を充実したものにされたい。	無	未報告	施設医師で対応できない患者の診療等については、当所医師の判断により、外部通院や医療刑務所へ移送して実施している。また、夜間及び休庁日の急患については、准看護師が登庁の上、症状を当所医師に報告し、必要に応じて救急車の要請や官用車により外部の医療機関に搬送している。	A2 医療
4018	岐阜刑	H19.3.28	上記と関連し、早急に外部医院への搬送の必要ある場合に 備えての充実した体制を整えられたい。	無	未報告	施設医師で対応できない診療等については、当所医師の判断により、外部通院や医療刑務所への移送を実施しており、 また、夜間及び休庁日の急患については、准看護師が登庁の上、症状を当所医師に報告し、必要に応じて救急車の要請 や官用車により外部の医療機関に搬送している。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4019	岐阜刑	H19.3.28	施設内での定期健康診断を充実したものとされたい。	無	未報告	全受刑者のレントゲン撮影、40歳以上の胃検診(希望者のみ)、40歳以上の血液検査(上級官庁が指定する年齢層、希望者のみ)、工場就業者の健康診断、隔離された受刑者の健康診断を実施している。	A2 医療
4020	岐阜刑	H19.3.28	注射器の使用に当たっては施設内感染を招かぬように清潔 性に留意されたい。	無	未報告	注射器は、全て使い捨てとし、廃棄についても、感染性医療 廃棄物として取り扱うなど、徹底を図っている。	A2 医療
4021	岐阜刑	H19.3.28	C型肝炎治療に当たっては、各収容者の言を充分に聴取され、同患者の希望する薬が施設にない場合にあって、自費にても外部より購入したいとの申し入れがある場合は、これを許可されたい。現在、C型肝炎の薬としては「ウルソ」や「グリチロン」が使用されているようであるが「インターフェロン」や「強力ミノファーゲンシー」の使用も考慮されたい。	無		C型肝炎ウイルス治療については、当所医師が処方した医薬品を投与しており、自費購入させる必要が認められない。また、インターフェロン治療については、一定の基準に基づき対象者を選定し、副作用等の説明をした上で本人から治療の希望の有無を確認して行うこととしている。	A2 医療
4062	笠松刑	H19.3.5	適正な医療体制を確立していただきたい。 常勤医師が不在であることも要因と思われるが、被収容者の 医療に関する不満が多いので、診察・投薬などの医療措置を より適切かつ迅速に実施されたい。	有	H19.3.5及び H19.3.26	意見には十分配慮しているが、今後も鋭意努力していく。 今日までもあらゆる方法で医師を確保するために奔走してきた。今後においても引き続き更なる方策を検討して常勤医師の確保に努めるとともに、近隣病院とも良好な関係維持に努め、矯正医療として適正な医療体制の確立を図ることとする。	A2 医療
4066	福井刑	H19.2.22	(看護師の重点配置) 適切な診療を確保し、保健衛生面の向上を図るために、特に、平日夜間・休日の医療体制の充実の観点からも、看護師を重点配置することを検討する必要がある。	無	H19.4.11	当所には、現在5名の准看護師有資格者が勤務しているが、 平日夜間及び休日の医療体制の充実を図るためには絶対数 が不足している実情にあり、毎年、八王子医療刑務所准看護 師養成所への入所を督励するなど、有資格者の確保に努め ているが、今後とも、委員会の意見を踏まえて検討していく。	
4067	福井刑	H19.2.22	(夜間・休日の医療体制) 夜間や休日における医療体制を充実させるためには、現在 の当直職員の中に1名は看護師が含まれるよう勤務ロー テーションを検討する必要がある。	無	H19.4.11	現状の有資格者数では、准看護師を当直職員として勤務させることができない実情であることから、執務時間外の緊急時に対処するため、宅直として自宅待機させて対応しているが、今後とも、委員会の意見を踏まえて有資格者の確保に努めたい。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4068	福井刑	H19.2.22	(刑務官の医療知識の充実) 被収容者に最も接触している刑務官が、急病時適切な措置 を講じられるような方策を検討する必要がある。 具体的には、刑務官の急病時対応能力を向上させるための 研修・教育や、疾病や愁訴の内容別の対応マニュアルの作 成などに取り組むことが考えられる。	有		職員研修の一環として、医療上の知識・技能を付与するための研修を定期的に実施するとともに、特異な病状等についての資料を作成して、現場職員に周知させているが、今後とも 急病時の対応力を向上させるための研修等を実施するとともに、マニュアル作成について検討する。	A2 医療
4069	福井刑	H19.2.22	(健康管理体制の充実) 被収容者に対する保健衛生面での指導、生活習慣病患者の 管理を行うなどにより、疾病の発生の未然防止、病状の悪化 の防止に努める必要がある。 具体的には、日々の健康観察を、現在の実施体制から、曜 日ごとに工場を決めて、医務課職員が健康状態を記録把握 していくなどして、グループ単位で面接していくことで、個々の 被収容者の健康観察をできる機会を確保する方法を検討さ れたい。 また、軽微な不調に関しては、市販薬を配布されているが、 使用状況の記録を徹底し、継続して常備薬をもらいにくる者 は医師の診察受診を促し、深刻な病状が存在していないかを 確認してもらう必要がある。	有	H19.4.11	毎日被収容者の動静を綿密に観察している工場担当職員が、個別に面談して健康状態を確認し、必要があればその状況を医務課へ伝達するほか、准看護師は、週4回(月・火・木・金)工場を巡回し、工場担当から得られた情報と平素の備薬の使用状況を基に受刑者個々の容態を確認して、その結果を医師に報告する体制をとっている。また、高血圧症・糖尿病・肝炎・食物アレルギーを有している被収容者は、リストアップし、定期的に血液検査等を実施するほか、一般被収容者に対しては、毎年1回胸部レントゲン及び胃部レントゲン撮影を実施し、健康管理に努めている。今後とも、委員会の意見を踏まえて健康管理体制の充実を図りたい。	
4086	富山刑	H19.2.19	できる限り速やかに歯科治療が受けられる体制を整備されたい。	有	H19.4.16	平成17年度から歯科治療の1回の診察人数を増やすなどしているが、治療を希望する被収容者が多数にのぼるため、診療までの待ち時間が長期になっている。今後も歯科医師へ働きかけ、待ち時間の減少に努力を続ける。	A2 医療
5033	大阪刑	H19.3.1	受刑者との面接や受刑者からの提案・信書の申立ての中で、最も不満の多い項目は、「診療等の医療に関する事項」です。苦痛を訴えても直ぐに診てもらえない、直ぐに薬を処方してもらえない、看護師ではなく医者に診てもらいたい等々です。矯正施設内での医療であるとの趣旨・その限界は理解できるものの、基本的な問題は、医師や看護士等医療職員の絶対数の不足であると思われます。視察委員会として、全国的な医師不足という問題はあるものの、あえて医師等医療従事職員の大幅な増員を要望します。併せて、今日、医療は高度化・専門化しており、医師の増員に際しては専門医の配置(被収容者の高齢化も進行)もお願いしたい。	有	H19.3.24 H19.3.29	医師の数も含め、職員定員は法令より定められていますが、 定数どおりの医師の確保に苦労しているのが現状です。高度 化、専門化したものについては、医療刑務所あるいは外部の 病院へ通院又は入院させることが現実的だと思う旨、回答し た。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5034	大阪刑		被収容者(患者)に対する「投薬薬品名の告知」については、 管理上の問題もあり、現状実行されていないようです。「擬 薬」や「薬物依存症の被収容者」等の問題があろうかと思い ますが、インフォームド・コンセントという視点から、薬品を服 用する被収容者本人に、薬品名・効用等を告知する方向で、 検討していただきたい。	有	H19.3.24 H19.3.29	従来より受刑者から申出があれば告知説明していますが、基本的に告知説明する方向で現在取り組んでいる旨、回答した。	A2 医療
5048	京都刑	H19.3.22	受刑者が必要とする医療を受けることができる体制の確保は 重要な課題です。内部の医師の確保はもとよりのこと、周辺 の医療機関の協力を確保し、そことのネットワークを密にし て、個々の受刑者の状態に見合った医療を受けることができ るよう、一層の工夫と努力が必要である。	有	H19.4.20	被収容者の健康管理に努め、必要に応じて医療的措置等を 行うことは、収容している施設の使命であり、そこには、最大 限の配慮が必要なことは当然のことである。引き続き近隣の 医療専門機関との連携・協力体制に努め、被収容者に適切 な医療が実施されるよう努めていきたい。	A2 医療
5056	京都拘	H18.10.16	歯科治療について、できるだけ早く治療の機会を与えること。	有	H18.12.22	従来、歯科医の治療は月に1回のところ、月2回として、早期に治療機会を与えることとした。	A2 医療
5060	神戸刑		医療、養護について(医師不足の解消、夜間の医療体制の充実、痴呆及び精神的な問題を持った受刑者に対する専門的処遇について)	無	H19.4.17	措置不実施(予算事情等から、施設単独で措置できる事項で はない。)	A2 医療
5074	加古川刑	H19.3.8	受刑者から診療時間の短さや親身になった診療に欠けているなどの意見が多いことから、薬の配布も含め、病床に悩む受刑者の意向を十分聞き取り、不安・不満の解消に努めてもらいたい。	無	H19.4.5	医師の配置人員や医療スタッフの人員にひきかえ、常態的な 過剰収容に伴う診察案件の増加に対応できていないことが 根底にある(本件意見についても真摯に受け止め、できるだ けの努力をすることとした。)。	A2 医療
5080	姫路少年 刑	H19.2.22	受刑者は、保健衛生及び医療について、不安と不満を抱いていると認められる。その内容の一つは、担当者に申し出ても、当初から十分に申し出を聞いてくれないというものや医師(医務課長)との面接に至らないで終わってしまうという点である。もう一つは、歯科などにおける医療の体制そのものが十分ではないというものである。施設においては、受刑者からの医療に関する申し出や相談に応じる刑務官の人数や時間を増やすことを検討されたい。また、受刑者の医療に関する声には十分耳を傾けられるのが、受刑者の更生に資するものと考える。医療の体制に関しては、当該施設のみで解決する問題とはいえない面も存するが、上級庁とも協議の上、法律に従って適切な水準が維持されるよう努力されるよう求める。医師や歯科医師には、早期に受診できるように改善されるよう求める。	無		被収容者の誤解や、無用の不満を抱かせることのないよう、 その方法等について改めて検証し、必要と認められる点につ いては改善することとしたいが、医療体制を整えるためには、 医師や職員の人的配置も限りがあり、施設で措置ができるも のではない。	

			委員会の意見		<u> </u>		
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5090	奈良少年 刑	H19.3.30	意見提案書の中には、医療に関する苦情や意見が多数見られる。いずれも医療担当者に対する不満であるが、医療関係職員に対して、適切な指導・教育を行われたい。 また、准看護師が医療行為を行うことのないよう監督されたい。	有		准看護師は、医師の監督の下に医療行為を行っており、今後とも、職員研修等を通じ被収容者の人権にも配慮していくこととする。	
5100	滋賀刑	H19.3.25	医療体制の水準を維持するには、看護師の増員が不可欠である。	有	H19.4.24	准看護師の増員を図るべく、准看護師の養成施設である八 王子医療刑務所准看護師養成所に、本年4月1日付けをもって職員1人を入所させた。 なお、入所期間は2年間であり、2年後には当所の准看講師として勤務する見込みである。	A2 医療
6003	鳥取刑	H19.3.31	非常勤医師・歯科医師の委嘱の増加並びに准看護師の増 員,これに伴う予算の増額の要望	有	H19.4.26	平成19年度予算においては,非常勤医師の予算が削減された関係上,他の予算科目から医療経費を捻出し,医師の確保に努めなければならない状況にある。また,診察待ちの日数については,御指摘のとおり,医師不足から急患からの診察を優先しているため,どうしても,医師による通常診察の実施に時日を要してしまうのが実情である。歯科医師についても,予算面や医師の確保の問題を解決しない限り,診察待ち日数を減じるこ,とは,相当に困難性の高いものと思料される。しかしながら,委員会の御指摘どおり,診察待ち日数からすれば,人権侵害とされても致し方ない状況下にあって,当所としては,看護師の巡回回数を減じて,看護師による医師診察の立会時間を確保するとともに,医師及び看護師の増員に関する予算措置については,本省に要求していく方針である。今後の動向において,予算措置が可能となるならば,医師等の確保に全力を傾注し,早期に医療体制の強化を図りたい。	A2 医療
6004	鳥取刑	H19.3.31	C型肝炎を保有する収容者への最低6ヶ月に1回の超音波 診断の実施	有	H19.4.26	平成18年度初旬に新しい超音波検査機(新型エコー)が整備され,必要に応じて診察にも使用していたものの,前記(1)の診察時間の関係から,当所での使用は必要最小限のものとして,外部病院の診察に委ねていた傾向もあったことは否めない事実である。これまでもB型慢性肝炎,C型肝硬変の患者など発癌リスクが高いものについては,3~6か月毎に腫瘍マーカーを検査し,経過観察を行っているが,医師である視察委員による御指導のもと,診察人員との兼ね合いはあるものの,超音波検査も最低6か月毎にできるよう改善したい。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
6009	岡山刑	H19.3.30	歯科治療については、常勤の医師がいないため、診察回数に制限があり、診察が順番待ちとなっている上、緊急な歯痛に対しても、その都度外部の歯科医師の治療を受けさせる状態であって、被収容者からの改善の要望が甚だ強く、改善策の検討をお願いしたい。また、一時的に診察回数を増やすなどして柔軟な対応がてきないものか検討をお願いしたい。	無	H19.4.12	現在,各医療機関等を通じ,常勤の歯科医師の確保に努めているが,確保が困難な状況にある。 予算措置が前提となるが,一時的に週2回行う等の検討も行うほか,緊急に治療の必要が認められた場合には,外部の歯科専門医による診察加療等を行いながら,被収容者の健康管理に努めたいと考えている。	A2 医療
6010	岡山刑	H19.3.30	被収容者の手元に所持できる医薬品や処方される医薬品の量が少な〈限定されているため,不便を感じるとの意見があるので,医薬品が不足するという事態を生じないように,きめ細かに配慮していただきたい。	無	H19.4.12	手元に所持できる医薬品の所持量については,所長指示に基づき,適正に自己管理を行わせているが,被収容者の資質や疾病の状態により投薬する薬品においては自己管理できない薬品もある。また,処方される医薬品の量について,被収容者の症状に応じて投薬を行うよう多種多様な薬を整備し,適正に投薬治療を行っている。今後,医療処置として必要な薬品については,御意見を踏まえ,施設の管理運営及び被収容者の資質等を慎重に判断しつつ,きめ細かな配慮を行いたい。	A2 医療
6027	広島刑	H19.3.19	慢性の病気に対する治療の機会を早期に与えられたい。	無	H19.4.24	整形外科等の外部専門医療機関との連携を強化し,早期治療の実現に向け,引き続き努力したい。	A2 医療
6028	広島刑	H19.3.19	投薬において説明を尽くすよう努力されたい。	有	H19.4.24	できる限り説明の機会を増やすよう努力したい。	A2 医療
6042	広島拘	H19.3.23	夜間の救急患者については,慎重な対応をお願いします。	無		今後とも,慎重かつ適正な対応に努める。	A2 医療
6043	広島拘	H19.3.23	夜間の救急患者の対応において,家庭常備薬態度の投薬で済ませるのではなく,医師の診察に基づき投薬すべきである。	無		夜間に被収容者から病状の訴えがあった場合は,必要なバイタルチェックを施した上で,病状に応じた適正な対応を採っている。	A2 医療
7003	徳島刑	H18.12.19	医療に関し,患者である被収容者の意向が反映されない ケースが見られており,検討が望まれる。	無	H18.12.19	診察等は医療上の手続きに沿って適正に実施している旨説 明し,理解を得た。	A2 医療
7011	高松刑	08.12.4	医療機材の充実について	有	09.2.19	1 オージオメーター(聴力検査器)1台整備(新規) 2 パルソックス(血球飽和酸素濃度検査)1台整備 3 カルデイ203レコーダー(心拍数計数装置)1台整備 4 ハートスタートHIS(救命用具)2台整備(新規) 5 全自動血圧計2台整備(新規)	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8008	北九州医 療刑	H18.11.16	提案から、「歯科治療の回数を現行より増やしてほしい。」旨のものがあったが、刑務所における歯科治療のあり方と現行の回数で過去に特段の問題が発生していないことから、現行でやむを得ないと思料されるが、今一度、歯科治療の緊急治療体制の可能性について検討すること。	無し	H18.12.7	現在歯科治療の件数は、月平均およそ20件程度であり、月 1回の診療等現行体制で問題はない状況である。緊急時の 診療体制については、歯科治療を含め全ての疾病で、第一 段階として当所の医師(内科医、精神科医)で対応することと しており、その結果、専門医による診察が必要となった場合 には、外部の医療機関で受診させることとしている。このた め、現状においては、緊急時のために歯科医師を確保してお 〈等の必要はない旨説明した。	A2 医療
8017	福岡刑	H19.4.24	常勤医師の増加及び歯科治療の充実等,医療体制の充実 に努められたい。	無	H19.4.27	施設限りでの対応は困難である旨,回答した。	A2 医療
8018	福岡刑	H19.4.24	回診時に,看護師が診察の必要性及び緊急性を判断するシステムを再検討されたい。	無	H19.4.27	現在の職員配置では,改善は困難でわる旨,回答した。	A2 医療
8019	福岡刑	H19.4.24	医務部職員数の拡充に努められたい.	無	H19.4.27	施設限りでの対応は困難である旨,回答した。	A2 医療
8020	福岡刑	H19.4.24	投薬時に服用確認まで職員にさせるのは,過度の負担となり,改善されたい。	無	H19.4.27	薬の隠匿及び不正授受等,反則行為を防止するためには必要な職務行為である旨,回答した。	A2 医療
8028	福岡刑	H19,4,24	診察待ちのいわゆる待機ボックスの運用について,長期間の 使用による症状の悪化などがないよう配慮されたい。	有	H19.4.27	立会職員が定期的に被収容者の動静を確認している旨,回 答した。	A2 医療
8034	麓刑	H19.3.5	歯科治療について,1か月に1回しか治療機会がないため, 痛みが増してきたとき,すぐに治療を受けることができない。 できる限り早期に治療に当たらせるべきである。	有	H19.4.18	予算事情及び医師の確保を考慮する必要があるが,現在の月1回から2回に診療回数を増やすことを検討している。また,現在の歯科治療を希望する受刑者の受付期間を限定せず,歯科医師が診察する日の前日まで受け付けることを検討している。加えて,受刑者は歯の痛みが激しくなってから申し出る傾向があるので,歯の自己管理及び早めの申込みを指導することとしたい。	A2 医療
8047	熊本刑	H18.12.7	被収容者の代理人弁護士から委員会あてに,被収容者の病状が緊急の治療を要する事態であるとして,委員会による対処を求められたが,施設として適切に対応すること。		H18.12.7	当該被収容者は, の可能性が高いと診断され,現在, 薬を投薬中の者と推察されるが,最近は痛みを訴えておらず, が流出した可能性もある。これまで外部の病院での検査も実施し,近日中に再検査も予定しており,今 後の状態によっては,医療刑務所への移送も検討する。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8049	大分刑	H19.3.20	施設における医療スタッフの確保に関して障害となっている 点を検討し,医療スタッフの充実に向けた対策を講ずる必要 がある。	無	未報告	医療スタッフの常勤医師2名については確保されたが,現在の収容人員に応じた医療スタッフとして考えれば,外科医師や正看護師,常勤薬剤師の配置が必要であり,あらゆる機会で本省に要望している。	A2 医療
8050	大分刑	H19.3.20	定年延長や謝金額の低さが医療スタッフ確保の障害となっているのであれば、定年延長や謝金額等の増額等についても検討すべきである。	無	未報告	全国的,特に大分県内の医療機関の医師・看護師・薬剤師の不足は顕著であり,定年延長,謝金額の増額といった問題よりも,県下の医療機関スタッフの人材不足の問題がネックとなっている。	A2 医療
8051	大分刑	H19.3.20	夜間の診療体制については,看護師を増やすとともに,仮に 医師を常駐させることが困難であれば,代替案として民間の 開業医のオンコール制の導入を検討し,夜間の急患に対応 できる体制を早急に整備すべきである。	無	未報告	夜間に医師を常駐させている施設は,医療刑務所の外にはなく,確かに現在の夜間の診療体制については問題がないわけではないが,当所が,三部制の施設に昇格して,医務部ができれば,正看護師が数名配置されるであろうから,順点で1名は当直させることことが可能である。それまでは,現状の体制で,毎日1名の医師が常駐しており,夜間は,2人の医師と准看護師1名が宅直しており,医師が診察して必要に応じて,医師が同行して,外部医療機関へ緊急搬送しており,特に問題はないと考えている。	
8052	大分刑	H19.3.20	歯科医師の不足についても,巡回専門の歯科医グループとの契約なども検討すべきである。	無	未報告	歯科医師は,現在2名の医師が,月に4回来診中である。内1名が巡回専門の歯科医師である。九州管内で歯科医師を2名招聘している施設は当所だけであり,他施設の1年以上の待期問に比べれば,当所の約8ヶ月程度の歯科の待ち期間は,恵まれており,予算上の問題もあり歯科医師をこれ以上増やす考えはない。	A2 医療
8062	宮崎刑	H18.12.21	医療スタッフ数の増員が必要である。	無	H19.1.16	医療スタッフの増員の必要性はあるが,施設単独で措置できる事項でない。	A2 医療
8063	宮崎刑	H19.2.16	歯科医師の常勤化もしくは最低でも非常勤の増員が必要で ある。	有	H19.2.16	歯科医師の確保に苦慮しているところであり,また,常勤歯科 医師は,施設単独で措置できる事項でない。	A2 医療
8064	宮崎刑	H19.3.20	准看護師でな〈, 正看護師が配置されるべきである。	無	未実施	医療スタッフの増員は,施設単独で措置できる事項でない。	A2 医療

						講じた措置	1
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8065	宮崎刑	H19.2.16	大腸ファイバースコープは未導入である。	無	H19.2.16	予算面を検討する。	A2 医療
8066	宮崎刑	H18.12.15	医療の必要性の判断は原則的に処遇担当職員でな〈医療職員が直接診察して行うべきである。	有	H19.1.16	現在も医療職員が判断している。	A2 医療
8067	宮崎刑	H19.2.16	外部医療の支払い医療実費は全額追加予算として請求できること、健康保険の対象とすることが望ましい。一般検診の検査項目を充実化させるべきである。	無	H19.2.16	施設単独では措置できない事項である。	A2 医療
8085	佐賀少年	H19.3.30	医療面では人的・物的設備が不足している。また,施設として,外部医療機関との連携体制の確立が必要である。	有	H19.4.23	医師の増員等は,施設単独で措置できる事項ではない。また,外部医療機関との連携体制については,積極的に行う予定である。	A2 医療
5014	大阪医療刑	H19.3.31	夜間のナース・コールの受信体制を改善すること	有	未報告	別途予算措置として、夜間看護師待機室へのナースコール 設備や、所内PHS内線電話設備の敷設を、要求していきた い。	A2 医療
5015	大阪医療 刑	H19.3.31	その他夜間の看護体制の一層の充実を図ること	有		昨年度まで、看護師については、2名の当直体制であったところ、本年度、これを4名に改めた。この経過も見据えた上で、今後も、夜間の看護体制の充実を検討していきたい。	A2 医療

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5016	大阪医療 刑	H19.3.31	看護師と担当医師との連携を密にして、休日の診療の体制を 充実させること	有	未報告	現状は、医師1名が休日の当直に当たっている上、その他の 医師とも連絡が取れるようになっており、電話による報告・指 示、非常登庁による診察・処置・手術も行っているところであ るが、今後も、各種連絡を密にし、診療体制の充実を期して いく。	A2 医療
5018	大阪医療 刑	H19.3.31	医師と看護師は、受刑者を「患者」として扱い、病状等を丁寧 に説明しながら治療・看護を進めること	有	未報告	今後も、受刑者が病状や治療方針をよく理解し、納得するような説明を心掛けていきたい。	A2 医療
1009	旭川	H19.3.27	旭川刑務所の単独室に設置されているトイレの洋式便座は全体が木製である。陶器製の便座と異なり,長期間の使用に伴い屎尿がしみ,臭気や衛生的観点からして問題である。特に,単独室はトイレと起居する居住空間との間に仕切り壁がないので,問題性は顕著である。社会では,すでに木製の便座を見ることは皆無に近い。早急に陶器製の便座に更新すべきである。	有	H19.4.19	便座については,上級官庁と協議して,更新の可否を決定し たい。	A3 その他の保健衛 生·給養
1019	網走	H19.3、23	理髪時使用の給湯設備を設けること検討されたい。	無	未報告	設備に関しては,相当な予算を伴うことから,直ちに実施する ことは困難であるが,向後検討していきたい。	A3 その他の保健衛 生·給養
2005	青森刑	H19.3.27	工場内におけるアスベストの使用の有無について,調査結果 を掲示等の方法によって被収容者に告知すべきである。	有		アスベストを使用していないことについて,被収容者に告知す る。	A3 その他の保健衛 生·給養
2007	青森刑	H19.3.27	冬期間における,教育的処遇日の学習時間帯の居室内の暖 房について,改善すべきである。	有		予算面を考慮した場合,採暖時間を延長することは困難であることから,冬期問における教育的処遇日の教育内容,被収容者の処遇要領等を検討する。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
2008	宮城刑	H19.3.31	シャツ,パンツの貸与数について 連休期間中の貸与枚数が十分ではないので,増貸することを 検討願いたい。	有	H19.4.25	予算上及び洗濯工場の機械設備の処理能力等の課題はあるが,増貸に向けて前向きに検討する。	A3 その他の保健衛 生·給養
2015	秋田刑	H18.11.16	塩分使用量の改善について検討	無	H18.11.16	管理栄養士を配置し,塩分摂取量を含めすべての食事について管理しているので現状のままとする。	A3 その他の保健衛 生·給養
2017	秋田刑	H18.12.26	食事内容について検討	無	H18.12.26	管理栄養士を配置し,すべての食事について管理しているので現状のままとする。	A3 その他の保健衛 生·給養
2019	秋田刑	H19.2.19	布団の交換時期について検討	無	H19.2.19	一般家庭における,布団の交換頻度は,多くないこと,布薗 乾燥が定期的に実施されていること,また,汚れがひどい場 合には,適宜交換をしていることから現状のままとする。	A3 その他の保健衛 生·給養
2020	秋田刑	H19.2.19	水道の蛇口のいわゆる赤錆の除去について検討	無	H19.2.19	赤錆除去のための器具が取れやすいとのことであったが,一般家庭と同じ物を使用している。また,そのような苦情が他から出てはいないこと及び実際に取れると認められないことから現状のままとする。	A3 その他の保健衛 生·給養
2033	山形刑	H19,3.1	複数の被収容者から食事の中の異物混入についての苦情が 出されている。衛生管理の徹底を求める。	有	H19.3.22	異物混入,特に毛髪の混入の防止を図るため,作業帽を頭髪全体を覆うものに変更した。また関係職員及び炊事係受刑者に対し衛生管理をより徹底化するよう指示した。	A3 その他の保健衛 生·給養
3027	前橋刑	H18.9.27	布団・毛布乾燥の回数が少ないとの意見があり,特に部屋に ダニがいるとの意見もある。 構造的・予算的に難しいと思う が,衛生上の観点からも善処をお願いしたい。	有	H18.11.15	梅雨等の時期によっては月1回の乾燥を実施できなかった場所もあったが,平成18年10月からは毎月実施するようにした。また,畳の消毒は一般の殺虫剤で行なっていたが,今後はダニアース殺虫剤も使用して消毒を徹底するよう改めた。	A3 その他の保健衛 生·給養
3028	前橋刑	H18.9.27	シーツ・枕カバー・衿布が黄ばんでいるので,きれいに洗濯してほしいとの意見があるが,洗剤量や漂白剤の量でも違いは出ると思うが,極端に汚れた状態であれば検討願いたい。	有	H18.11.15	洗濯工場において,洗濯時及び乾燥時に極端に汚れた状態にある物を発見した場合は,新しい物と交換等しているが,今後一層注意して確認することとした。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3040	市原刑	H19.3.16	食事量が少ないとの苦情が多い。摂取カロリー等の保健上の観点だけでな〈,食事は受刑者の最大の楽しみであるという観点からも,見直しが必要ではないか。	無	H19.4.19	主食は訓令に基づき給与しており,副食も受刑者の嗜好調査結果,生活習慣病予防等を総合的に考慮し,献立内容や給与量を決定している。	A3 その他の保健衛 生·給養
3041	市原刑	H19.3.16	受刑者から「洋式トイレを設置してほしい。」との要望がなされている。	無	H19.4.19	予算を勘案しつつ,順次,トイレの改修工事を実施している。	A3 その他の保健衛 生·給養
3044	市原刑	H19.3.16	受刑者から「ゴキブリを駆除してほしい。」との要望がなされて いる。	無	H19.4.19	年間計画で専門業者による害虫駆除と所内防疫を実施して いる。	A3 その他の保健衛 生·給養
3064	横浜刑	H19.3.1	布団が埃っぽい,他人が使った下着を使うことになっているなどの意見があり,衛生面について一層の改善をされたい。	有	H19.3.23	衣類・寝具の清潔保持等について努力している。 移送前受刑 者の下着の貸与方法を改善した。	A3 その他の保健衛 生·給養
3074	横須賀刑	H18.9.4	食事の質の向上を図って欲しいこと及び食事時間をもう少し ゆっくり食事させることの検討をお願いしたい。	無	H18.9.4	食事については、毎月献立会議を実施してメニューを決めている。また、受刑者から食事のアンケートを実施して受刑者の嗜好を調査して改善等を図っている。食事時間内に食事が終了しない受刑者に対しては、食事時間の延長を実施している。	A3 その他の保健衛 生·給養
3075	横須賀刑		社会との交通が制限されている中で、収容生活しているため、精神的に不安になるためと思われるが、心理カウンセラーに相談したいとの希望があった。社会復帰上の観点からも必要に応じて、心理カウンセラーのカウンセリングが受けられるように配慮をお願いしたい。	無	H18.12.14	予算上等の問題等があって,今すぐに配置することはできないが,臨床師が全国的に配置され始めている。また,鑑別所等には,心理技官が配置されているので,必要に応じて面接を依頼している。	A3 その他の保健衛 生·給養
3080	甲府刑	H18.12.15	パン食については,給与時期を昼食時から夕食時に変更するよう検討願いたい。	有	H19.3.8	被収容者に対してアンケートを実施したところ,71%が夕食時給与の希望があったが,他施設の実情を調査したところ,90%余の施設で昼食時に給与していることから,日本.の食習慣も考慮し,昼食時給与は変更しない。ただし,ゆったりした気分できっ食できるよう,3月以降教育的処遇日の第二・第四金曜日は,昼食時に居室内で喫食させることとした。	A3 その他の保健衛 生·給養
3081	甲府刑	H18.12.15	食事のメニューについてより味やカロリーにも配慮願いたい。	有		管理栄養士を中心に,より良い味付け及び栄養を考えた副 食に配慮しているが,今後もアンケートを実施するなどして, 意見の集約に努める。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3082	甲府刑	H18.12.15	受刑者の代表者と献立や配食について話し合いの場を設けることを検討して欲しい。	有	H19.3.8	定期的に食事に関するアンケート調査を実施することで,広く被収容者から意見を聴取し,理解を得るよう努める。	A3 その他の保健衛 生·給養
3087	長野刑	H18.9.12	施設内のカビ発生の改善が寄せられている。東単独室1階は湿気が多く所持品にカビが発生する。東単独室の居室の畳にカビが生えている。原因と対策はどうか。	有	H18.9.28	施設は,新築時の影響によるものであるという認識をもっており,7月31日に事務連絡で「入口ドアを開けておくように」という指示を出したり,空室のドアを開放して湿度を下げたり,畳を上げるなどの対策を採って対応している。	A3 その他の保健衛 生·給養
3091	静岡刑		沼津拘置支所において,ドア下部に通気口があり,このために房内の室温が外気温と同程度まで低下してしまうという実状があるとすれば,受刑者の健康保持上も問題であるので,冬場は房内の室温が低下しない方法を工夫するように,早急に改善されたい。	有	H19.3.15	平成19年3月13日に同通気孔を塞ぐためのA4判サイズのマグネットシートを居室に所持させ,自由に使用できるように改めた。	A3 その他の保健衛 生·給養
3094	静岡刑	H19.2.22	現在,共同室では,洗面器の中に食器を入れ,その上に布巾をかぶせてあるだけだが,衛生に関わることなので,感染防止の観点からゴキブリ等の侵入を防止できる容器の方が望まいい。安価なものでよいので,「ふた」ができる容器を用意するように検討されたい。	有	H19.3.15	平成19年3月13日に両支所及び本所拘置監を含め,全部の共同室にふた付きの食器収納容器を整備した。	A3 その他の保健衛 生·給養
3096	静岡刑		単独房のトイレについては我慢してもらうにしても,共同室の それに対しては何らかの対策が望まれる。換気扇の設置,消 臭剤の使用などを検討されたい。	無	H19.3.30	1 換気扇の設置について 共同室トイレへの換気扇設置は、困難と思料される。新営の刑事施設では,共同室トイレに換気扇を設置する場合もあるが,既存の刑事施設では,それが皆無である。当所が独自に自庁予算をもって整備することは,予算事情からして困難であることから,予算の増額上申をすることとなるが,他の刑事施設との均衡上,上申が認可される可能性は,ほとんどないものと判断される。2 消臭剤の使用について消臭剤を整備することは,平成19年度の予算執行計画を勘案しながら前向きに検討する。なお,他の刑事施設において,過去に共同室のトイレに固形ボール式の消臭剤を整備したところ,被収容者がそれを口に入れたり,飲み込む事例が複数件発生したため,消臭剤を引き上げた事実がある。	A3 その他の保健衛 生·給養
3105	水戸少年刑	H19.3.29	施設の冷暖房設備の改善特に冬季は,暖房設備の設置は 不可欠と思われることからその実現を検討すべきである。	無	未報告	冬季における暖房設備の設置については,予算措置を伴うものであることから,東京管内の他施設の現状を参考にしながら,上級官庁と協議することとしたい。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3127	川越少年 刑	H19.2.9	において,盛り付けから配食までに時間がかかり,食事がさめてしまうという件について	有	H19.3.26	衛生係の作業を合理化することで,以前より20分盛り付けに要する時間を短縮するように改善を図った	A3 その他の保健衛 生·給養
3133	松本少年 刑	H19.3.30	被収容者の調髪について前五分刈りの選択の余地を広げられたい。	有	H19.4.25	男子の受刑者の調髪は、原型刈り又は前五分刈りのうち、その受刑者が選択する五分刈りの髪型で理髪せざるを得ない 状況である。	A3 その他の保健衛 生·給養
3134	松本少年刑	H19.3.30	受刑者に対し社会髪型を参考にして行わせているが,理髪を行う受刑者に技能がないときは,前五分刈りの代わりに,前で有用な資格を取得させるよう更に一層勤められたい。	有	H19.4.25	当所の職業訓練の内容,一般作業の実情,新規作業導入のための受注活動状況及び刑務作業が社会生活において必要なコミュニケーション能力の付与,忍耐力等の習得に重要な役割を果たしている旨説明し,理解を得た。また,資格取得の充実に努めるが,職員配置等により困難な状況を説明した。	A3 その他の保健衛 生·給養
3138	東京拘		居室内に自然採光を取り入れ、居室の閉塞感を緩和するよう、巡視路に設置されたルーバーの角度の調整等の措置をとること	有		当所においては、収容棟の高層化に伴う被収容者からのふかん防止という住民からの強い要望があり、収容棟外壁のルーバーについては、居室の位置、周囲の状態を踏まえ、例えば、当所の敷地内に角度を合わせるため、収容棟の低層階であるほどルーバーの開きを鈍角に、高層階であるほどが要な範囲で調節を行っている。また、居室の中から、外が見えるということは、逆に外から居室内が見えるということであり、高倍率のカメラで撮影されても個人の特定等ができない程度の適正なルーバーの開閉角度を保持する必要がある。これまでも居室内に一定程度の自然採光を取り入れ、鉄格子のない窓という構造と相まって、居室の閉塞感を少なくするよう努めてきたところであるが、御意見を踏まえ、保安警備上及び被収容者の名誉保護等の諸問題に配意しながら、これまでより更に採光が取れるようにルーバーの角度調節につき検討してまいりたい。	
4006	名古屋拘	H19.3.27	貴所においては、収容定員300名の新収容棟の増設、これに伴う現庁舎のリニューアル工事が行われています。この増設にあたっては、以下の点を配慮されたい。「外」を可能な限り見ることができるようにされたい。近隣住民の方からは、見下ろされることがプライバシーの侵害になるとの意見があり、この意見はもっともなところである。一方、被収容者から言えば、外がまった〈見えないことは心理的閉塞感を強〈感じさせることとなる。そこで、「遠方は見えるが近〈は見えない」ような方法を工夫されたい。	無	H19.4.27	被収容者からは近隣住宅等がふかんできない構造としながらも、ルーバーの角度を工夫するなどして、斜め上の景色は眺望できるよう配慮していきたい。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4007	名古屋拘	H19.3.27	「土」に触れることができるよう配慮されたい。被収容者の「閉塞感」を少しでも少な〈するため、「土」に触れることは有効であると考えます。	無	H19.4.27	各運動場に限らず、階段踊り場等に観葉植物、プランター等を配置して、「土」に触れる機会を増やすように配慮していきたい。	A3 その他の保健衛 生·給養
4008	名古屋拘	H19.3.27	通風を良〈するように配慮されたい。被収容者の生活環境 にとって、通風の確保も重要かと考えます。	無	H19.4.27	居室棟廊下等に空調・ファンコイルを設備する工事をしていま す。	A3 その他の保健衛 生·給養
4014	三重刑	H19.2.13	被収容者から集会時の甘物の種類・価格を工夫してほしいと の意見が多く出ているので、できるだけ低廉で嗜好に合った ものを提供していただきたい。	有	H19.4.9	本年3月16日、15種類の菓子(値段は90円から280円)及び3種類の飲料(値段は100円)をもって集会に参加する工場就業者の嗜好調査を行い、その結果、人気の高かった菓子から2種類を選んで購入させることとし、4月の集会から実施することとした。	A3 その他の保健衛 生·給養
4023	岐阜刑	H19.3.28	夏には冷えたお茶を、また冬には温かいお茶を提供できるように努められたい。	無	未報告	施設設備等、物的制限はあるものの、できる得る範囲で給与している。	A3 その他の保健衛 生·給養
4024	岐阜刑	H19.3.28	従前には提供されていたと思料されるポカリスエットを時としては提供されたい。	無	未報告	運動会時や猛暑等、被収容者の健康管理上、特に必要と思われる時には給与している。	A3 その他の保健衛 生·給養
4025	岐阜刑	H19.3.28	工場で働〈収容者の疲労回復を考え、できる限り糖分の多い 菓子類、特に「ぜんざい」を提供する回数を増やされたい。	無	未報告	給与する糧食等は、予算の範囲内で、栄養バランスを考慮したものを適時適切に給与している。	A3 その他の保健衛 生·給養
4026	岐阜刑	H19.3.28	3か月に1回程度は、食事のメニューについてのアンケート (リクエスト)を実施されたい。	無	未報告	年に数回実施することを検討する。	A3 その他の保健衛 生·給養
4028	岐阜刑	H19.3.28	(いずれも)では、立会職員の監視の目を盗んで、被収容者に対する嫌がらせのための不公平な配食や異物を混入させた「吐きメシ」と称される配食がなされている可能性が高く認められるため、施設において上記各棟の被収容者から事情を聴取するなどの調査を行った上、もし事実であれば、改善指導を実施され、今後、上記のような申立てがなされぬようにされたい。	有		配食の際には、常時職員が立会しており、不公平な配食等を防止している。 なお、特定の被収容者から、全〈同じ申し出があったことから、配食係受刑者や立会職員に対し、調査を実施したが、そのような事実は認められなかった。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4029	岐阜刑	H19.3.28	食物アレルギーを有する収容者に対しては、代替食品の提 供を考慮されたい。	無	未報告	血液検査を実施するなど、アレルギーの有無を判断し、生命・身体に多大な悪影響を与えるような食物に関しては、代替食を給与している。	A3 その他の保健衛 生・給養
4030	岐阜刑	H19.3.28	カップ麺等、本来温かい状態で提供されるべき食事については、各収容者にできるだけ公平に温かい状態で提供されるよう工夫されたい。 例えば、一棟の一方側の端にある舎房から常に配食されれば、他方側の端にある舎房に入房している収容者は、常に冷めた状態での食事を提供されることとなる場合も考えられるので、時としては、その配食の順序を変更するなどして。	無	未報告	配食順を順にするなど、給与方法に留意している。	A3 その他の保健衛 生·給養
4031	岐阜刑	H19.3.28	副食物につき、同じ物品が続けて提供されたり、鮮度の低い物品が提供さることの無きよう配慮されるとともに、栄養のバランスにも配慮されたい。 前者については、豚肉や魚介類には臭気が感じられたとか、 残飯の多さが目に付くとの申立てをなした収容者も数人存した。	無	未報告	被収容者に給与する前に、所長を始め、幹部職員が検食し、 異常の有無を確認している。 また、定期的に給食委員会を開催し、栄養面を始め、献立の 工夫について協議している。	A3 その他の保健衛 生·給養
4032	岐阜刑		同じ〈副食物につき、カロリーを保たせるためか、動物性の油を含む物品が多〈提供されているものと認められるが、この点においても栄養のバランスの面から再考されたい。		未報告	当所の給食内容は、栄養バランス等を確保するため、専門の 管理栄養士が献立を作成している。	A3 その他の保健衛 生·給養
4033	岐阜刑		集会、運動会等で配られる菓子類や正月の「折り詰め」の質・ 量ともに従来に比べ次第に低下しているものと思料されるの で再考されたい。	無	未報告	給与する糧食等は、予算の範囲内で、栄養のバランスを考慮したものを適時適切に給与しており、質・量ともに特に問題はない。	A3 その他の保健衛 生·給養
4034	岐阜刑	H19.3.28	いずれにせよ、食事は、睡眠とともに、収容者にとっては、最大事の一つであるものと考えられるので、前期(4)で述べた収容者からのアンケートを利用するなどして、収容者の総てが満足するとまでは言わないが、できる限り種々の不満の出ないよう、以上の意見・提案を配慮されたい。	無	未報告	給与する糧食等は、予算の範囲内で、栄養のバランスを考慮したものを適時適切に給与しており、嗜好等により給与するものではない。 今後とも、定期的に給食委員会を開催し、栄養面を始め、献立の工夫について協議し、被収容者の給食の向上に努めたい。	
4058	岐阜刑	H19.3.28	散髪用バリカンの清潔性に留意されたい。	無	未報告	バリカンを使用した後は、バリカン刃を交換し、消毒して次の 者に使用するなど、清潔保持に留意している。	A3 その他の保健衛 生・給養

			委員会の意見			講じた措置	<u> </u>
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4059	岐阜刑		収容者には洗顔後のタオル使用が許されていない (自殺等の事故防止のため?)との申立てがあったが、職員 立会で洗顔後すぐに返却を受けることとしてのタオルの使用 を考慮されたい。	無		他人に危害を加えるなど、施設の規律秩序を侵害するおそれが高い状態にあり、貸与した場合には不測の事態を招くおそれがあることから、保安事故防止等の観点から貸与していないところであるが、収容されている被収容者の動静等を把握し、個々に判断して実施することとしたい。	A3 その他の保健衛 生·給養
4072	福井刑		(昼食時間延長の検討) 食事時間は十分に確保されているが、私語が禁止されており、受刑者の意見にあった「早〈食べろ」と言われたことの背景には「早〈休憩して、自分の好きなことをして過ごしたい」という要求に基づ〈ものと考えられる。したがって、昼食・休憩時間を一般社会において行われているように、60分程度を確保することを検討する必要がある。	無	H19.4.11	昼食の時間は、昼食のための時間20分と休憩のための時間10分の合わせて30分を確保している実情にあるが、これを60分間に延長した場合には、必要な矯正処遇の時間を減じるか、又は職員の勤務時間を延長せざるを得ないこととなるため、実施は困難であると思われる。	A3 その他の保健衛 生·給養
4081	金沢刑		当地では冬期は室内の窓の結露が著しく、結露防止のために就寝中も窓を開けたままという状況にあるため、除湿設備等を設置するなど改善を求める。また、冬期の気温や高齢の受刑者が増加の傾向にある現在、健康維持のためにも、暖房器具を設置することについての検討を求める。	有	H19.4.26	職業訓練棟や講堂、更衣室等には、必要に応じて採暖器具を設置しております。収容棟については、換気装置を一部整備しておりますが、室内への器具設置については、保安上・警備上十分な検討が必要であると思料します。今後とも各般の御意見を参考にしながら、一定の居住環境の確保を踏まえた施設整備について、配意したいと考えております。	A3 その他の保健衛 生·給養
5026	大阪刑	H19.3.1	、この事実を刑務官が黙認している、との意見が 当委員会に寄せられています。この事実の有無の確認をお 願いすると共に、食事の公平な配分について、施設側はどの ような配慮をされているのか、回答いただきたい。	有	H19.3.24 H19.3.29	食事は受刑者の最も関心のあるものであり、係の受刑者が 等を行うことのないよう刑務官が立会監督し、 等を点検しています。係の受刑者が不正を行えば、規律違反 行為として処分される旨、回答した。	A3 その他の保健衛 生·給養
5029	大阪刑	H19.3.1	被収容者間においては、「爪切り」は「使い回し」によって行われているとのことですが、病気の感染の危険性から見て、1回1回消毒できるような配慮が必要だと思われます。善処方お願いします。	有	H19.3.24 H19.3.29	従来、各工場等につめ切り消毒用のハンドスプレータイプの 消毒液(サポステ500ミリリットル容器)を、各1本ずつ備え付けており、使用させた都度、薬液を直接吹きかけて消毒していますが、使用の都度の消毒の必要のなくなる、各人に1本ずつ個人貸与する方式に変更することで準備を進めています。準備が遅れ、個人貸与方式への変更は、平成19年度に入ってからとなる旨、回答した。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5041	京都刑	H19.3.22	居住環境を良好に保つことは、人権的観点もさることながら、 矯正上も必要です。居住環境の悪化に伴い、被収容者間の 人間関係上のストレスの増加を招いていることが懸念されま す。少しでも居住環境を改善するために、また、過剰収容から 来る被収容者のメンタルな面での問題現象の解消に向けて、 具体的な措置を求める。	有	H19.4.20	120パーセントを超える収容状況下にあっては、物的設備面から居住環境の改善を図ることは限界があると思われるが、メンタル面については、民間カウンセラーによる個別カウンセリングや少年施設職員による面接指導等(処遇共助)を実施するほか、職員による面接を積極的に行うなどして、被収容者の心情安定等に努めている。	A3 その他の保健衛 生·給養
5053	京都拘	H18.6.26	夏バテ予防のため、カロリーのある食事を増やしてほしい。	無	H18.12.22	担当者が毎食事ごとに栄養価が偏らないようにカロリー等の計算をした上で給与している。	A3 その他の保健衛 生·給養
5070	加古川刑	H19.3.8	給食委員会におけるメニュー作成の際、受刑者からのアンケートを現行よりも、より広〈また多〈意見を聞〈場や機会を設け、食事についての誤解や憶測の解消を図るよう創意工夫を願いたい。	無	H19.4.5	限られた予算の範囲内で所定の熱量や栄養を確保しなければならないことから、すべての受刑者に対して満足できる献立にすることは困難である(今後は無用な誤解や憶測をなくすため、現在年間36名から聴取しているアンケートの取り方について、検討を加えることとしたい。)。	A3 その他の保健衛 生·給養
5075	加古川刑	H19.3.8	過剰収容の状況下、受刑者のストレス解消のため、休日も30分程少人数ごとに居室から出られるような措置を検討願いたい。	無		職員配置や保安警備上の実情もあり、現時点での実現は困難である(受刑者のストレス緩和策については、施設運営の重要な施策の一つとして今後とも検討することとした。)。	A3 その他の保健衛 生·給養
5081	姫路少年 刑	H19.2.22	食事に関しても受刑者の強い希望がある。食事は、健康を維持すると共に、受刑者の楽しみであると思われる。施設職員による献立委員会や受刑者に対するアンケートなどの改善の努力は認められるものの、受刑者の意見を頻繁に聞くなど、一層の改善を望むところである。	無		毎年1回、受刑者全員にアンケートを行っているほか、釈放時アンケートの内容も参考としており、その他給食業務に携わっている受刑者の意見や残飯排出量の調査を実施しながら献立の参考にしている。参考となる意見については、可能な限り取り入れることとし、充実した献立作りに努めたい。	A3 その他の保健衛 生·給養
5087	奈良少年 刑	H19.3.30	奈良少年刑務所では、水道設備は現在も井戸水を利用しているが、そのためか断水が生じている。早急に市水道に変更する必要がある。	有	未報告	地下水の減少及び水質の低下のため、現在、市水の導入を 計画し予算要求作業中である。	A3 その他の保健衛 生·給養
5088	奈良少年 刑	H19.3.30	奈良の天候や施設の立地条件を鑑み、寝具及び衣類の衛生 確保のため更なる改善の必要がある。	無		掛布団、敷布団、毛布に分け、それぞれ天日干しを最低月1回行い、洗濯に関しては、パンツ等下着類は毎日、シャツ類は月4回、シーツ類は月2回と可能な限り実施している。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5103	滋賀刑	H19.3.25	平日昼食時に支給しているジュース類の代替として、作業が ない日に菓子類を支給することを検討されたい。	無	H19.4.24	特定被収容者の個人的な意見の開陳であるが、平日の昼食 時に支給している飲料水等を、祭日に給与する菓子類等の 甘味品として代用給与することは困難である。	A3 その他の保健衛 生·給養
6005	鳥取刑	H19.3.31	各工場に備え付けのうがい薬についてその濃度が用法に 沿った内容で稀釈されるようマニュアル等を整備し、定期的な 濃度の確認を検討されたい。	有	H19.4.26	うがい薬については、市販のイソジンを購入し、各工場等に配付して、工場担任者によって、管理・使用がなされていたが、御指摘のとおり、工場担任者によっては、誤った濃度稀釈をしている職員が存在していたことから、マニュアルを整備し、各工場等に配付して適正な徹底を図るとともに、季節の変わり目や流感発生時期について、集中した感染症予防対策を実施することとした。	A3 その他の保健衛 生·給養
6015	岡山刑		食事の献立について,もっと提案できる機会を増やしてほしいという要望があるが,施設の新営工事中であるため,職員の負担軽減のために,一時的に意見を聞く機会を3か月に1回に減らしているが,そのうちに機会を増やすことが周知されていない。(前記具体例)	有	H19.4.12	献立会議出席者に対して,工事終了時には3か月に1回から 毎月1回に変更する旨説明をすでに行っているが,再度被収 容者に告知を実施する予定である。	A3 その他の保健衛 生·給養
6021	岡山用	H19.3.30	給食の献立について意見を述べても,反映されない。また,正月のおせち料理や祝祭日の特別食,祝日の菓子など質が低下したり,量が減ったりしているので,考慮してほしい。	無	H19.4.12	献立についての意見は、用度課食料係が回答を行い、同回答については、各工場舎房に回付している。正月のおせち料理や祝祭日の特別食、祝日の菓子等については、カロリー過多にならないよう、生活習慣病予防の観点から質を変更することについて放送告知を行うなど何度も被収容者に説明している。	A3 その他の保健衛 生·給養
7007	高松刑	08.9.21	被収容者に給与する食事の献立等について,被収容者の希望も考慮して〈ださい。	有	08.12.4		A3 その他の保健衛 生·給養
7008	高松刑	08.12.4	受刑者からの提案のあった事項の改善検討状況等について	有	09.2.19	1 検食時に職員はマスクを着用することとした。	A3 その他の保健衛 生·給養
7012	松山刑	H18.9.22	の居室トイレに照明器具の設置を検討されたい。 (提案箱の内容)	無	H18.9.22	委員会も設置の必要性は認めないが,施設側の判断に委ねるとの意見であり,委員と幹部職員が同時に現場を確認したした結果,不要との結論となったため。	A3 その他の保健衛 生·給養
7015	高知刑		1月14目付け新聞で報道された岡山刑務所でノロウィルスに 集団感染したことにかんがみ,高知刑務所で衛生面で配慮さ れている点を回答すること。		未報告		A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8006	北九州医 療刑	H18.11.16	提案から,「居室用のコップ・ポットを洗わない者が多くいるので,毎回洗うようにしてほしい。」との趣旨のものがあったので,実情を調査し,改善すべきことがあれば検討すること。	有り		コップ・ポットは,個人専用として貸与し,部屋にはこれを洗える洗面台があり,洗剤も支給しているので各自が洗浄できる状態にしている。さらに,毎月1回回収し,炊場で一斉洗浄し,漂白,消毒を行っている。念のため,約100箇所の居室のコップとポットの汚れ具合を臨時に職員に調査させたところ,特に問題はなかった。また,コップ・ポットの清潔保持について,改めて各担当職員から被収容者に対して指導を行った。	A3 その他の保健衛 生·給養
8007	北九州医 療刑	H18.1.16	提案から、「居室用のポットを工場出役中に食器口においてほしい。そうしないと配食が遅くなるから。」との内容のものがあったので、実情を調査し、改善すべきことがあれば検討すること。	無し		現在の夕食の時間帯は、その準備も含めて午後5時から30分間程度であり、一般的な夕食時間からすれば、多少早すぎる面はあるが、遅すぎることはないと思料されるので、提案の方法で夕食を早める必要はないと考える。従って、配食作業を含めた夕食時間帯は現行どおりとすると説明した。	A3 その他の保健衛 生·給養
8046	熊本刑	H18.9.1	貴所で発生した食中毒事故について,適切な改善策を講じること。また,講じた改善策について書面で提出すること。	有	H18.12.7	汚染作業区専用の下処理場を増設したこと等,保健所から 改善指示のあった事項に対する改善状況を書面で提出した。	A3 その他の保健衛 生·給養
8068	宮崎刑		日照,通風が非常に悪〈閉鎖性の高い部屋があり,改善が必 要である。	無	H19.1.16	改善は困難である。	A3 その他の保健衛 生·給養
8069	宮崎刑	H18.8.28	夏場は,全室(独居室)に扇風機を早期に設置すべきである。	無	H18.10.10	今後検討する。	A3 その他の保健衛 生·給養
8070	宮崎刑	H8.8.28	布団 , 枕 , シーツなどは特に夏場などは洗濯回数 , 太陽に充てる回数を増やすべきである。	有	H18.10.10	いづれも定期的に可能な限り洗濯及び日干している。	A3 その他の保健衛 生·給養
8071	宮崎刑	H19.3.20	食事について肉体作業が通常より明らかに重い場合に事実 上増量する。	無	H19.4.24	法務大臣訓令「矯正施設被収容者食料給与規程」に基づき 給与している。	A3 その他の保健衛 生·給養
8073	宮崎刑	H18.12.21	アレルギーの代替食は、メインの主菜に匹敵するメニューで かつ変化をつけるよう改善すべきである。	有	H19.1.16	各種食物アレルギーのある者に対しては,それぞれに応じた 代替食を支給している。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置	<u> </u>
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5001	大阪医療 刑	H19.3.31	治療食も、通常食に見劣りしないよう配慮すること	有	未報告	治療食の場合、通常食に比して使用できる食材が少な〈、予算上の制限もあるものの、今後は、外観の「彩り」により配慮し、工夫をしてい〈ことを検討したい。	A3 その他の保健衛 生·給養
5002	大阪医療 刑	H19.3.31	食事の制限についての説明を懇切丁寧に行うこと	有	未報告	現状も、治療食の給与に当たっては、当該患者に食事療法の必要性と、「味付けが薄くなる」等の内容についても医師又は看護師が説明し、納得をさせているところであるが、より懇切な説明に心掛ける。	A3 その他の保健衛 生·給養
5004	大阪医療 刑	H19.3.31	と〈に経理係受刑者について食事時間を長〈とること	有	未報告	免業日の朝·昼の食事時間については、日課を変更し、30分を確保することを検討したい。	A3 その他の保健衛 生·給養
5009	大阪医療 刑	H19.3.31	舎房への蚊の侵入を防ぐ措置を講ずること	有	未報告	今後、予算措置を講じ、敷設する方向で検討したい。	A3 その他の保健衛 生·給養
5017	大阪医療 刑	H19.3.31	疾患を抱える受刑者について、適切な温度の維持に努めること	有	未報告	別途予算措置として、エアコン等の空調設備を要求していきたい。	A3 その他の保健衛 生·給養
5019	大阪医療 刑	H19.3.31	経理係受刑者が患者を介護する際には手袋を着用させること と	有	未報告	現状も、各病棟に使い捨ての手袋を整備し、作業内容に応じて、同手袋を着用させているが、今後もよ〈留意の上、これを徹底していく。	A3 その他の保健衛 生·給養

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1008	旭川	H19.3.27	現在,昼夜間独居の処遇は,法第53条による「隔離」と,法第65条1項に基づ〈施行規則第40条,同41条第5項による制限区分第4種指定によるものがある。前者の処遇については,隔離事由,期間,更新手続及び定期的な医師の意見を聞くことが定められ,また,運動,入浴時には他の受刑者と接触させる場合がある定めとなっているが,後者にはかような定めはない。制限区分の指定については訓令に対する依慮すること」とされているのみであり,期間制限,更新手続もなく,法的な不服の対象にもならない。旭川刑務所においての内「隔離」は0名で,制限区分第4種指定が48名という運用である(他の46名は懲罰,調査,休養である。)。いずれも昼夜間独居という社会的存在である人間に孤独を強いるものであるにもかかわらず,後者の処遇に対する規制が乏しく,運用次第では法による「隔離」の制限を脱法的に潜脱する運用がなされるおそれを認めざるを得ない。制限区分第4種指定にあたっては慎重に評価すべきであるし,指定した場合でも指定の見直しを積極的に実施し,かつ,法による「隔離」に対する制限と同等以上の保護的運用を旨とすべきである。	有	H19.4.19	制限区分第4種の受刑者については,内規により運動・入浴は原則として集団で実施するなど,他の受刑者と接触する機会を設けるとともに,その手続,期間,健康状態の把握についても同内規に定めているところである。また,第4種に限らず,制限区分の指定は,処遇審査会の議を経て決定している。決定後の再審査は,おおむね6月毎に行うこととしているが,制限区分を変更しなければならない事由が生じた際には,6月を待たずに臨時の再審査により変更しているところである。第4種が隔離と同様の処遇とならないよう,運用上の配慮をしていきたいと考える。	B 規律秩序 懲罰
1010	帯広	H19.4.3	1年8か月の間,昼夜居室処遇に付すことに多少問題があると思料するので,この点について再度調査し,その適否の検討の必要があると考えられる。	無	未定	委員会の意見内容を知り得たのが本年4月3日であり,これから検討し,委員会に報告する。	B 規律秩序 懲罰
1024	函館少年	H19.3,26	受刑者が規律・規則の内容をより正確に理解することができ るよう懇切丁寧な周知方法を検討し実施されたい。	有	未定	周知の方法について検討する。	B 規律秩序 懲罰
3054	八王子医 療刑	H19.3.30	「所内生活の心得」及び「被収容者遵守事項等」(以下「遵守事項」という)を抜本的に見直し,かつ,懲罰事由を悪質な行為に限定すべきである。	無	H19.3.30	受刑者が刑の執行として規律ある生活を送り、かつ、多数の者が集団として安全に生活していく上で、一定のルールが必要であることは言うまでもなく、「所内生活の心得」はそのようなルールの内容を明らかにしたものであって、必要かつ合理的なものと考えている。また、「被収容者遵守事項等」は、刑事施設及び受刑者の処遇に関する法律第51条第2項により遵守事項の類型が定められているところ、これを具体化したにすぎないもので、抜本的な見直しが必要とは考えていない。	B 規律秩序 懲罰

			委員会の意見	講じた措置			
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3107	水戸少年 刑	H19.3.29	受刑者に対して施設の規律等の周知徹底	無	未報告	所内生活については,担当職員が受刑者に対する刑執行開始時の指導の際に説明しているが,担当職員から再度,指導するなどの方策により周知徹底を図っていきたい。また,職員については,職務研究会等を開催するなどの方策により周知徹底を図っていきたい。	B 規律秩序 懲罰
3123	川越少年 刑	H19.2.9	優遇措置の類の上げ下げを担当の好き嫌いで判断するのは おかしいとする件について	無	H19.2.9	法令に基づいており担当職員1人だけで判断しているもので はない旨を説明	B 規律秩序 懲罰
4057	岐阜刑	H19.3.28	懲罰執行中の被収容者であっても、平日午後7時からのラジ オニュース位は聞けるよう配慮されたい。	無	未報告	 閉居罰は、謹慎を旨として行うものであることから、懲罰期間 中は、ラジオ聴取を停止している。 	B 規律秩序 懲罰
5028	大阪刑	H19.3.1	懲罰受刑者は、週1回の運動しか許されていないが(根拠条文・新法第152条2項)、新法第57条で「運動、特に戸外での運動は、健康を保持するため」に必要との基本的な理解に立っており、この観点から見て、週1回という懲罰による運動制限は、過大な制限であると思われます。少なくとも2日に1回程度の運動は、健康上、保健上必要であると思われます。	有		刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則第76 条に定める回数を満たしている旨、回答した。	B 規律秩序 懲罰
5045	京都刑	H19.3.22	軍隊的規律についても、社会人として矯正していくという観点 よりして、常に命令的であることが相応しいかどうかについて 問題があるように思われますので、検討を求める。	有	H19.4.20	何を指して「軍隊的規律」と捉えられているのか判然としないところであるが、限られた職員配置の中で、100名前後の被収容者を集団で迅速かつ短時間のうちに移動させる際には、当然、被収容者に統一した行動をとらせる必要があり、そこには必然的にその目的を達成するために必要となる合理的範囲内での最低限の指示・命令は必要なものと考えている。	B 規律秩序 懲罰
5046	京都刑	H19.3.22	あるべき「規律」についての不断の見直しと、懲罰手続を透明 化するため、手続に何らかの形で外部の者が関与できる制 度の創設、懲罰に伴う処遇について、より適正なものを目指 すことが重要な検討課題であると思われる。	無		規律については、施設の状況、被収容者の特性を見極めながら、引き続き見直しすべき点は見直すこととして検討していきたい。また、懲罰手続については、関係法令に則り、適法かつ適正に運用しているところであるが、懲罰手続に外部の者を関与する制度は、施設単独で措置できる事項ではない。	B 規律秩序 懲罰
5059	神戸刑	H19.3.31	不服申立・懲罰の適正な運用について	無	H19.4.17	措置不実施(不服申立・懲罰は、適切に運用している。)	B 規律秩序 懲罰

			 委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5065	神戸刑	H19.3.31	規律の維持強化について(受刑者の更生、社会復帰に向けた処遇の充実について)	無	H19.4.17	拘禁の確保を図るために規律秩序を維持するが、一方、特別 改善指導や一般改善指導について、真の改善更生につなが る体制の構築を検討する。	B 規律秩序 懲罰
6019	岡山刑	H19.3.30	決定事項,決定事項の変更,遵守事項(懲罰の内容など)等 について,周知徹底を図ってほしい。	無		決定事項及び決定事項の変更については,受持ち担当職員からその都度告知を行わせ周知徹底を図るとともに,遵守事項(懲罰の内容等)については,居室ごとに遵守事項を記載した小冊子及び生活の心得を備え付け,周知徹底を図っている。なお,遵守事項及び生活の心得について変更事項があった場合には,その都度変更箇所を訂正している。	B 規律秩序 懲罰
6020	岡山刑	H19.3.30	懲罰が,職員の個人的な感情によって左右されるように感じられるので,そのようなことがないようにしてほしい。	無		懲罰の手続については,法令に基づき適正な手続を経て 行っており,職員の個人的な感情によって左右されることはない。	B 規律秩序 懲罰
6041	広島拘	H19.3.23	補佐人と被収容者との信頼関係の形成について,特段の配 意をお願いします。	無		引き続き,信頼関係の形成に努める。	B 規律秩序 懲罰
8075	宮崎刑	H18.12.15	制限区分4種は,基本的に分類せず,止むを得ないときでも 6か月毎の見直しを求める。	有	H19.1.16	見直しを実施している。	B 規律秩序 懲罰
5044	京都刑		面接において、受刑者から呼び捨てにされることについて不満の声がありました。「威圧的である。」などという意見とも結びつき、時には人間性を否定されているような受け止め方もされます。人としての尊厳が重視されるべきことは当然のことであり、刑務所における具体的問題点として「呼称」問題があることを認識され、検討されるよう措置を求める。	有		被収容者に対する人権上の配慮については、職務研究会や職員研修等を通じて機会あるごとにその徹底を図っているところであるが、作業を含め集団内での各人の行動を的確かつ端的に指示する必要上、時として「呼び捨て」にせざるを得ない場面も当然あり得ることである。職員側には「呼び捨て」することで、被収容者の人としての尊厳や人間性を否定するなどという考えは毛頭も有していないが、今後、更に見直しを図るべきは見直す方向で対処していきたい。	B 規律秩序 懲罰

			委員会の意見		講じた措置]	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3113	川越少年 刑	H18.10.4	防塵マスクの使用期限について	有	H18.11.9	マスクの保守管理方法について,指示「防じんマスクの取り扱いについて」を発出 使用期限が守られていなかった3種類のものについては直ちに改善	C1 作業
2035	山形刑	H19.3.1	工場での作業中の用便がなかなか許可されないという苦情が出されている。現在の運用では、作業時間内でも申出があれば便所使用を許可しているようであるが、申出があれば便所使用を許可するよう現場の刑務官に徹底することを求める。	有	H19.3.22	被収容者から用便の申し出があった場合には,従前どおり許可することとし,その旨あらためて指示した。	C1 作業
2035	山形刑	H19.3,1	工場での作業中の用便がなかなか許可されないという苦情が出されている。現在の運用では、作業時間内でも申出があれば便所使用を許可しているようであるが、申出があれば便所使用を許可するよう現場の刑務官に徹底することを求める。	有	H19.3.22	被収容者から用便の申し出があった場合には,従前どおり許可することとし,その旨あらためて指示した。	C1 作業
2040	山形刑	H19,3,1	受刑者から作業指定について申請が不許可になったことについての不満が出されている。作業指定は,個々の受刑者から希望を聴取し,個々の職業歴,身体の状況,本人の希望等を勘案し,処遇審査会で決定しているようであるが,必ずしも本人の希望通りにならないのはある程度やむを得ないとしても,恣意的な判断に陥らないようにすべきである。		H19.3.22	刑務作業の種類の指定は,受刑者個々の希望を聴取し, 個々の職業歴,身体の状況等を勘案し,処遇審査会での検 討を踏まえて決定しており,恣意的な配役はしていないと認 識しているが,今後とも適正な作業指定に努めるよう関係部 署に指示した。	C1 作業
2041	山形刑		新法になってからの等工についての不満が複数出ているので,等工の基準について受刑者に周知させ,もし,不服申立てがある場合いはその言い分を良〈聞〈.ことが必要である。	有	H19.3.22	等工の昇等については、生活の心得に明記して受刑者に周知しているところ,現在まで,等工に関する施設あての不服等の申し出はないが,申し出があった場合にはその内容を十分に検討するよう関係部署に指示した。	C1 作業
2045	山形刑	H19.3.1	作業報奨金の金額が少な〈, 釈放されて社会復帰する際に生活できないという意見が多数寄せられている。作業報奨金は、現行法上, 一般社会の労働者の賃金と同一の基準を適用することはできないが, 現実に支給される金額が余りにも低額であるため出所者の社会復帰に役立っていない点は問題である。そこで, 出所者の社会復帰を容易にし, 再犯を防止するため, 作業報奨金を大幅に増額すべきである。	無	H19.3.22	作業報奨金計算高(以下作業報奨金」という。)については, 新入教育時にその趣旨等を説明し,受刑生活内では計画的 に使用するよう指導しているが,作業報奨金は「作業報奨金 に関する訓令」により,作業等工ごとに1時間当たりの単価が 定められ,それに基づき支給しているもので,施設単独で措 置できる事項ではない。	C1 作業

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3036	市原刑	H19.3.16	外部通勤作業,外出・外泊制度について,新たに導入された制度であるので,十分に周知を図るとともに,申請しやすい雰囲気作りに配慮して頂きたい。	無	H19.4.19	これまでも刑執行開始時の指導等の機会を捉えて指導した り,「所内生活の心得」に明記し,受刑者に周知している。	C1 作業
3106	水戸少年 刑	H19.3.29	刑務作業及び作業報奨金の改善。職業上有用な知識及び技能を修得できるよう作業内容の改善を検討されたい。出所者の社会復帰を容易にし,再犯を防止するため,被害弁償のため,作業報奨金を大幅に増額することを検討されたい。	無	未報告	当所における職業訓練は,溶接科,フォークリフト運転科,木材工芸科を実施しており,当所以外の他施設における職業訓練についても募集があった際には,被収容者へ告知しており,資格取得の機会を付与している。作業報奨金についても法令に基づき相応の額を計算高として計上しているが,これらの制度については,当施設のみで実現することはできないことから,今後の検討課題として上級官庁への協議事項としたい。	C1 作業
3113	川越少年 刑	H18.10.4	防塵マスクの使用期限について	有	H18.11.9	マスクの保守管理方法について,指示「防じんマスクの取り扱いについて」を発出 使用期限が守られていなかった3種類のものについては直ちに改善	C1 作業
5032	大阪刑	H19.3.1	「作業賞与金が少なすぎる」という意見が被収容者から寄せられています。「作業賞与金とは」との議論はあるのは承知しておりますが、実際、残された家族の扶養、被害者への弁償等を考えれば、その額が余りにも少ないと言えます。現状の作業賞与金の仕組み、支給実績等につきまして、お教えいただき、改善に向けての方策をお聞きしたい。	有	H19.3.24	作業報奨金(新法になり、「作業賞与金」は「作業報奨金」に 名称を変更しています。)は、法令、法務大臣訓令等により、 その支給基準等が定められており、施設独自に決められるも のではありません。金額は、基本的には作業を行った時間を 基に、所定の方法により月単位で算出されます。本年1月の 当所における実績は、平均で約2,900円、最高は約14,6 00円、最低は約360円であった旨、回答した。	C1 作業
5049	京都刑		どの程度の作業報奨金が適正なのかについて、出所した際にできるだけ自立できるだけの手当を支給することは必要なことだと思われる。報酬について是正できる点がないかについて検討を求める。	無	H19.4.20	作業報奨金の金額の妥当性については、予算上の制約もあり、施設単独で議論・判断することは困難である。	C1 作業
6022	岡山刑	H19.3.30	賞与金については,領置金が5000円以上ある者については,使用できないが,もう少し自由に使用できるようにしてほしい。	無	H19.4.12	作業報奨金の使用については,必要と認められた場合は使 用させることがある。	C1 作業
6025	広島刑	H19.3.19	被収容者に対する刑務作業について,本人の希望を尊重したうえ,社会復帰に適した作業に就労させられたい。	無	H19.4.24	新規作業の導入に当たっては,できる限り更生復帰に役立つ 作業の獲得に向け,引き続き努力したい。	C1 作業

						講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8004	北九州医療刑	H18.8.29	提案から,被収容者の作業の中で,梱包材料(特に紐)が不足し,作業に支障を来たしている工場があるので,支障が発生しないような梱包材料の供給方法について検討されたい。	有り	H18.9.15	 該当工場の梱包材料の在庫を増やし,作業に支障がでない ように改善した。 	C1 作業
8076	宮崎刑	H18.8.4	作業報奨金は,一般社会常識に照らして低額であり,釈放後 の更生のためにも増額が必要である。	無	H18.8.21	施設単独で措置できる事項でない。	C1 作業
8087	佐賀少年 刑	H19.3.30	作業報奨金が低廉すぎるので,全国的な問題として法務省 本省(矯正局)に検討するよう伝えるべきである。	有	H19.4.23	作業報償金の金額については,施設独自で措置できないものの,低廉すぎるとの意見については,機会をとらえて,法務省(矯正局)へ意見具申したい。	C1 作業
6038	岩国刑	H19.3.29	職業訓練の種類の増加に努めていただきたい。	有	H19.4.2	職業訓練については,平成19年度からフォークリフト運転科に加え,ボイラー運転科の職業訓練を実施する予定である。また,介護サービス科については,実習先の受入れ施設の確保が困難なことから現在中止せざるを得ない状況となっているが,来年の再開に向け,今後も積極的に実習を受け入れてくれる施設を探していく予定であるので,御協力いただける施設があれば御紹介願いたい。	
3036	市原刑	H19.3.16	外部通勤作業,外出・外泊制度について,新たに導入された制度であるので,十分に周知を図るとともに,申請しやすい雰囲気作りに配慮して頂きたい。	無	H19.4.19	これまでも刑執行開始時の指導等の機会を捉えて指導したり,「所内生活の心得」に明記し,受刑者に周知している。	C1 作業
5021	大阪医療 刑	H19.3.31	作業報奨金の額を引き上げるよう、法務省に強く求めること	無	未報告	本件は、当所単独で措置できることではない。	C1 作業

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1028	函館少年	H19.3.26	集会時の甘物の種類・価格を工夫されたい。	有	未定	種類·価格を工夫する。	C2 その他の矯正処 遇
3093	静岡刑		臨床心理士(カウンセラー)と受刑者が面接することは、受刑者の心理的圧迫の軽減・除去及び心理療法の端緒となるものであって、受刑者の適切な処遇を図るに当たり有益であると思料するものであるから、刑務所に常設又は篤志面接委員に加えていただくようご努力されたい。	無	H19.3.15	1 常勤職員の配置は,本省で実施しているので,当所が独自に臨床心理士を採用することはできない。ただし、臨床心理士の資格を有する篤志面接委員の確保については,今後とも鋭意努力する,2 全部の刑事施設に臨床心理士を配置することの必要性は,本省でも十分認識し,本年1月から本省指示に基づき,少年施設の専門官による刑事施設への「処遇共助体制』(毎月2回以上・1回当たり8時間)の強化を図ることとなり,当所の場合は,駿府学園及び静岡少年鑑別所の専門官が当所に赴き,その任に当たっている。3 本省では,本年度から刑事施設24庁に臨床心理士各1名を配置したが,当所には配置されなかった。しかし,近い将来は,配置されるものと判断している。	
6023	岡山刑	H19.3.30	備え付けの布巾,小皿を洗うスポンジが使い古しで汚いので,新しくしてほしい。石鹸よりも洗剤にしてほしい。	無	H19.4.12	備え付けの布巾,小皿を洗うスポンジ等については,おおむねの目安として使用期限を定めているが,汚損等が激しい場合には,その都度交換を行っている。洗剤の使用については,予算上の問題もあり,現時点では困難である。	C2 その他の矯正処 遇
2009	宮城刑	H19.3.31	出役,還室時の「小走り」の廃止を検討されたい。	有	H19 . 4 . 25	「小走り」の廃止に向けて,内規の整備を図るなど早急に検討する。	C2 その他の矯正処 遇
3006	栃木刑		外国人について,施設内での規則につき,入所時に被収容者が十分理解できるように説明する機会を設ける必要がある。	有	未報告	平成19年3月19日付けで英語·中国語·スペイン語·韓国語 及びローマ字に翻訳した遵守事項を貸与及び工場に備え付けた。	C2 その他の矯正処 遇
3025	前橋刑		工場の休憩中に,同じ工場受刑者と自由会話したいが,認める担当と認めない担当がおり,どうしても職員の顔色を伺うような状況にあると面接で聞いたが,統一できればお願いしたい。	有	H18,11.15	休憩時間における食堂内での会話は自由にしていることで統一している。しかし無断で便所や工場内での会話はトラブルの原因となるため制限をしている。これは,雑談から,喧嘩に発展することが多いためである。	C2 その他の矮正加
4013	三重刑	H19.2.13	被収容者から施設の規律等に関して一部誤解のあった意見があり、その原因は被収容者に配布される「生活のしおり」等や職員の説明不足も一因であると思われるため、被収容者の誤解を解消させるため、速やかに周知徹底を図られたい。	有	H19.4.9	本年3月27日該当事項について全被収容者に対し告知放送を行うとともに職員に周知徹底した。	C2 その他の矯正処 遇
3010	黒羽刑	H19.3.29	作業報奨金の額が余りにも低額なので,収容者に勤労の意 欲を喚起する程度の金額となるよう,検討を求める。	無	H19.4.16	作業報奨金の増額は,施設単独で実施できる事項ではない	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1001	札幌	H19.3.30	「刑事施設法」第61条は、「受刑者には、矯正処遇として、第71条又は第72条に規定する作業を行わせ、並びに第82条及び第83条に規定する指導を行う。」と定め、作業、改善指導及び教科指導を矯正処遇と位置づけている。しかしながら、実情は、著し〈作業偏重に傾き、被収容者の社会化を図るうえで重要な改善指導、教科指導が十分とはいえない状況にあるように見受けられる。今後、有用な作業の導入のみならず、改善指導、教科指導に要する素材の確保・充実及びその任に適する人員の雇用・配置につき検討されたい。	無	未報告	新法施行により,月2回の教育的処遇日における改善指導の実施,5項目の特別改善指導の実施等,作業中心の処遇から作業と各種改善指導等が両輪となる処遇に移行してきている。今後は,改善指導,教科指導の対象人員の増加,指導職員の養成及び外部協力者の増員に努めたい。	C2 その他の矯正処 遇
1017	網走		ニュースの放送を午後5時30分から6時までテレビで,その他のテレビの観賞時間を毎日午後6時から8時55分まで検討されたい。	無		ニュースは事前に検査する必要があることから,ニュースの 生放送を視聴させることは困難である。テレビ視聴時間の伸 張については、大相撲が実施されている場合に視聴させてい るほか,新たに工場就業者を対象に休日にテレビ視聴させて おり,毎日午後6時から視聴させることは慎重に検討したい。	C2 その他の矯正処 遇
1022	函館少年	H19.3.26	テレビの視聴に関し,共同室の受刑者と2名収容単独室の受刑者らがともに自由視聴である中,1名収容単独室の受刑者のみが固定視聴となっており,2名収容単独室の受刑者に被優遇感を持たせるという手法にはやはり拭いがたい違和感がある。施設にあっては,今後,この問題について継続して検討願いたい。	有	未定	一部是正する。	C2 その他の矯正処 遇
1025	函館少年		受刑者らの意識としては、受刑者自らが自己の改善更生、なかでも自己の能力の育成を図るための自己研鑽に積極的である。施設においても受刑者のこの種の要請には柔軟かつ積極的に対応し、必要があれば規則の見直しを含め検討すること。	有	未定	真摯に勉学に励んでいる者については,学習用機器等を許可する運用としているが,より自主学習等を推奨する観点から官費による学習用機器の整備を進める。	C2 その他の矯正処 遇
2009	宮城刑	H19.3.31	出役,還室時の「小走り」の廃止を検討されたい。	有	H19 . 4 . 25	「小走り」の廃止に向けて,内規の整備を図るなど早急に検討する。	C2 その他の矯正処 遇
2013	宮城刑	H19.3.31	社会復帰援について外部機関や復帰支援団体と協力支援を 得ながら,効果的な社会復帰実施に努められたい。	有	H19 . 4 . 25	関係機関と連携し、社会復帰支援に努める。	C2 その他の矯正処 遇
2014	秋田刑	18.11.16	テレビ,ラジオ放送時間の延長についての検討	無	H18.11.16	視聴時間の長さについて適当かという内容であったが,余暇時間等を含め,できる限り視聴させているので現状のままとする。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
2042	山形刑		出所後の更生のためには職業訓練を重視すべきであ,り,職業訓練を希望する受刑者については,できるだけ希望に添えるよう体制を充実させるべきである。	無	H19,3,22	当所では10種目の職業訓練を実施し,各種日ごとに定員を定め,できる限り多くの受刑者に職業訓練を受講させることができるよう配慮しているが,すべての受刑者に訓練を受けさせ得る体制にはなっていない。職業訓練を修了しその資格を使って社会復帰後の生活設計をしたいどいう強い意志と,できる限り釈放に近い受刑者を定員内で選定するよう努力しているが,現在実施している職業訓練の内容を充実する方策を模索中であり,今後も,社会のニーズにあった職業訓練の導入に努める。	C2 その他の矯正処 遇
2043	山形刑	H19.3.1	種々のレクリエーションは、受刑者にとって数少ない楽しみになっているようであり、処遇の効果を上げるためには、必要不可欠である。そこで、可能な限りレクリエーション大会等を開催すべきである。人員や施設が足りないのであれば、予算上の手当てをすべきである。	無	1140 2 22	新法施行後,レクリェーション担当部署の業務量が増加したことに加え,収容増,改築工事中ということもあり,通常の運動時間の確保と,職員の確保が困難な状況にあるが,関係部署の協力を得ながらできる限りレクリエーションの活発化を図っていく。	C2 その他の矯正処 遇
3011	黒羽刑	H19.3.29	教育プログラムを策定する場合は,収容者の意欲と熱意を引きだすために,収容者の趣向に配慮するなど,十分な吟味をされたい。	有		教育プログラムの策定に当たっては,受刑者の各種委員会において意見希望等を吸い上げてプログラム策定に反映させているが,今後も受刑者の趣向に十分配慮していく。	C2 その他の矯正処 遇
3015	黒羽刑	H19.3.29	「なんでも相談」制度の復活など,収容者からの相談を受ける 体制を整備し,その周知を徹底されたい。	有	H19.4.16	各居室に備え付けている「所内生活の心得」の冊子の中で, 面接相談制度について詳細に説明しているが,これについて 再度周知徹底させる。	C2 その他の矯正処 遇
3029	前橋刑	H18.9.27	の受刑者が,他の地域の受刑者よりも優遇された評価をされているので是正して欲しいとの意見があるが,本当か否か分からないが,確認して適正に処遇願いたい。	有	H18.11.15	職員を集めて研修会を実施して確認したが,そのような事実はなかった。今後も,現場の監督者が巡回して,恣意的になることのないよう指導をしていく。	C2 その他の矯正処 遇
3037	市原刑	H19.3.16	職業訓練希望者が多いので,希望にこたえるよう拡充を検討して頂きたい。	無	H19.4.19	職業訓練の受講に当たっては所定の要件があり,希望すれば受講できるものではない。	C2 その他の矯正処 遇
3055	八王子医 療刑	H19.3.30	施設内での日常的な生活,例えば,食事,入浴,運動,睡眠時間,テレビの視聴及び作業などについて改善すること。	無		受刑者は刑の執行を受けている以上,日常生活にある程度の制約が伴うことは当然である。必要な改善には努めるが,職員配置や物的設備の面で限界もあり,例えば,運動時間や入浴回数の増加等については困難が伴うことを御理解願いたい。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3084	甲府刑	H18.12.15	テレビの視聴回数を増やすことを検討して欲しい。	有		現行のテレビ視聴回数は,共同室が毎日,単独室は土日を 含めて週4回であり,両者の均衡を保つ必要があることから, 現行の回数を維持したい	C2 その他の矯正処 遇
3089	静岡刑	H18.12.21	余暇に当てられる時間帯については,刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第68条に基づき刑事施設の長が法務省令の定めるところにより定めることになっている。静岡刑務所長が定める静岡刑務所管内における余暇時間帯の定めは,特段の理由がない限り,本所・支所問わずできるだけ統一した定めとすることが望ましいので,早急に調査・検討の上,意見・提案の趣旨を実現するように改善されたい(午睡時間について,沼津拘置支所と本所・浜松拘置支所との時間が相違している。)。	有	H19.3.15	平成19年3月8日付け沼津拘置支所長指示第2工号「午睡時間の変更について」を発出し、土曜日及び休日・祝日の午睡時間を本所並びに浜松拘置支所と同様にすることに改めた。	C2 その他の矯正処 遇
3090	静岡刑	H18.12.21	矯正活動への参加機会を増加させることは重要であり,通信教育の受講など,職業訓練自体の選択肢の増加も含めた訓練内容の充実を検討すべきである。予算措置が当然必要となるであろうが,予算獲得の努力は当然として,現状の予算の中ではどのような改善策が考えられるかも含めて検討する必要がある(本所では木工,フォークリフト,ボイラーの訓練が受けられるが,沼津拘置支所では受けられず,不平等であるとの見解)。	有		本年度計画の職業訓練は,すべて終了していることから、明年度以降,当所で実施している職業訓練(木工応用科·ボイラー運転科·フォークリフト運転科)のほか,他刑事施設で実施している職業訓練(例えば,理容科·電気工事士·左官科·情報処理等)の募集があった場合も,両拘置支所に受講希望の調査をすることに改める。なお,公費通信教育については,従前から両支所経理係受刑者にも募集をかけ,本年度も沼津拘置支所経理係受刑者4人が受講(ペン習字2人·POP広告2人)している。	C2 その他の矯正処 遇
3095	静岡刑	H19.3.15	法49条は、「できる限り、時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。」とあるので、居室内受刑者にも報道番組の聴取を許すよう取り扱われたい。	有	H19.3.30	平成19年3月28日付け所長指示第9号「ラジオ放送実施要領について」をもって,午後零時から同時30分までの間,ラジオ放送を聴取させることとした。	C2 その他の矯正処 遇
3098	静岡刑	H19.3.23	施設内の処遇の平等に留意されたい(矯正活動の一環である職業訓練に関し,本所に比べ支所では参加の機会が十分に図られていない。矯正施設の規模の相違からして,全〈同じ条件で職業訓練を受けさせることはもとより不可能なことではあるが,支所においても通信教育などの受講などの活用及び他施設との連携により,実質的平等を図られるよう留意されたい。)	無		既決・未決の身分にかかわらず組織一体となって、被収容者の人権を尊重しつつ、公平・平等な処遇に努めることとする。なお、当職においても、従前から処遇の公平性、社会復帰に向けた処遇の充実等に配意しているつもりであるが、とかく、目が行き届かない部分がある上、視野や判断力が偏っていることもあることから、今後とも貴会の率直な御意見を尊重し、誠意をもって対処することとする。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3132	松本少年 刑		休日における松本少年刑務所桐分校等の学校関係者の夜間学習時間の消灯を午後9時から午後10時へ1時間延長されたい。	有		桐分校生及び通信高校生である受刑者の消灯時間は,平日,午後9時の消灯時間を1時間延長し,午後10時としており,自学自習時間の確保を図っている。開校以来これまで,消灯の延長を申出てきたこともなく,また,休日は起床後就寝まで約12時間は自由時間であり,予習及び復習のための機会は十分に与えられていると判断している。以上のことから現時点では延長する必要性はない旨説明し,理解を得た。	C2 その他の矯正処 遇
3142	東京拘	H19.3.29	移送待ち受刑者にテレビ視聴を許可し, 可能な限り集団処遇 すること	一部 無一 部有	H19.4.25	テレビ視聴に必要な各種工事,テレビ本体の整備等が必要であることを勘案すると,移送待ち受刑者にテレビ視聴させることは,にわかに実現し難い。また,移送待ち受刑者には,共犯関係にある者,利害が対立しているいわゆる反目関係にある者,犯罪傾向の進度に差異がある者等が混在しているため,一律に集団処遇を行うことは困難であるが,問題のない者につきグループを編成の上,運動を実施させるなど可能な範囲で集団処遇を実施することについて検討してまいりたい。	C2 その他の矯正処 遇
4039	岐阜刑	H19.3.28	被収容者の社会復帰に向けての学習用品については、出来る限りこれを所持出来るように努められたい。	無	未報告	所持を許可する物品については、個別に判断することとして いる。	C2 その他の矯正処 遇
4040	岐阜刑	H19.3.28	被収容者から申入れのあった物品の所持を不許可とされる 場合には、その理由を被収容者に教示されたい。	無	未報告	可否の判定後、被収容者に告知している。	C2 その他の矯正処 遇
4055	岐阜刑	H19.3.28	運動会につき、昼夜間独居者においても、希望があれば、少なくとも見学だけでも出来るように配慮されたい。	無	未報告	保安上の問題から困難である。	C2 その他の矯正処 遇
5052	京都刑	H19.3.22	受刑者には、社会復帰を果たしてもらうことが極めて重要です。そのためのプログラムはもっと準備される必要があるように思われます。ここにも過剰収容が一定影を落としている部分がありますが、であればこそ、充実したプログラムが必要です。具体的な措置を求めます。	有	H19.4.20	当所の教育環境には職員数,教育施設等の各種の制約が存するが、その重要性は十分認識しているところであり、平成19年度においては、特別改善指導に交通安全指導を新設し、既存のプログラムの内容を見直すなどし、改善更生及び円滑な社会復帰のための指導を更に充実することとしたい。	C2 その他の矯正処 遇
5066	神戸刑	H19.3.31	優遇制度の促進について	無	H19.4.17	職員の職務研究会等を通じて優遇制度の定着に向けて慎重 に検討を重ねる。	
5073	加古川刑		矯正施設として、道徳教育・人権教育等これまで受刑者に不 人気な教育研修を興味が持てるような工夫をして回数も増加 願いたい。	無	H19.4.5	改善指導のカリキュラムについては、随時検討を加え充実さ せるよう努めることとした。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5086	神戸拘	H19.3.1	新法の施行により、累進処遇制度が廃止され、制限緩和、優 遇措置が導入されたが、現行制度について受刑者に十分な 説明を願いたい。	有		制限の緩和や優遇措置については、受刑者の生活心得に説明がされており、申し出があった場合には個別に説明しているため。	C2 その他の矯正処 遇
5101	滋賀刑	H19.3.25	職業訓練の職種及び募集人員並びに公費通信教育の種類 を拡充する必要がある。	無	H19.4.24	職業訓練施設の指定を受けずに実施できるものは、取り入れるように検討するとともに、指定を受けなければならないものは、関係官庁及び上級官庁等へ認可を受けられるように、理解を得るよう働きかけたい。	C2 その他の矯正処
6006	鳥取刑	H19.3.31	収容者に対し、FM鳥取を選択肢に加える等、構内で流すラジオについて、リクエストを取り、それを反映することを検討されたい。	有	H19.4.26	当所が所在する地域は、ラジオ放送の受信状態が悪く、特にFM放送については劣悪な状態であるものの、被収容者にリアルタイムの情報や生の音楽放送を聴取させて、社会の報道等に接する機会を与えることによって、拘禁施設の弊害である社会性の喪失を防止するため、ラジオ番組にFM放送を組み入れ聴取させていたが、音声の途切れや二重放送及びノイズが生じ、社会性を養うどころか、被収容者からの苦情が集中する結果となり、やむを得なく、AM放送のみで対応していたことは事実である。今般、専門業者を招聘して、ラジオ放送アンテナを始め、機器全般にわたる点検及び調整を行ったところ、従前より良好な受信状態が得られるようになったことから、試行的ではあるが、FM放送の番組取入れに踏み切ることとした。また、定期的に全被収容者からリクエストを徴し、番組に反映させることも計画することとした。	C2 その他の矯正処 遇
7006	高松刑	08.9.21	受刑者の改善指導の充実について	有	08.9.21	性犯罪再犯防止指導等の特別改善指導種目について,引き、続き効果的な指導を目指し,その充実を図る旨説明があった。	C2 その他の矯正処 遇
7009	高松刑					2 最新ビデオを視聴させた。	C2 その他の矯正処 遇
8012	北九州医 療刑	H19.1.25	受刑者との職権面接において,旧法の累進処遇制度が廃止され,新法において「制限の緩和と優遇措置」が導入されているが,前の累進制度と異なり,上位の優遇等に上がれる期間等がよく理解できないという意見があった。	無し	H19.2.17	旧法での累進制度は,全ての受刑者が最も低い優遇クラスからスタートし,刑期,収容年月経過により,行状良好であれば順次上位のクラスへ移っていくものであったが,新法の優遇制度等は,通常の受刑者であれば,入所時から中位の優遇クラスからスタートし,6か月ごとに,行状等を斟酌し,クラスを上下に異動させるかの是非を検討していく方式であることを説明した。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8031	麓刑		再犯防止と社会復帰のためのプログラムの充実と,受刑者への再犯防止と社会復帰に向けた意識の喚起を行う必要がある。	有	H19.4.18	一般改善指導及び特別改善指導の充実並びに職業訓練の充実を今年度の施設運営方針に盛り込み,更に充実強化を図っていく。また,一般改善指導である中間期教育は,改善更生意欲の喚起として重要な役割を果たしていると思われることから,今後も継続して実施していく。	C2 その他の矯正処 遇
8044	長崎刑	H19.3.19	外国人受刑者,特に多人数である中国人受刑者の処遇の観点からも通訳をお〈必要性が高い。	なし	H19.4.25	これまでに職員数名に中国語の語学研修を実施し,会話可能な職員の育成に努め,また,必要によっては外部の通訳を招へいしている。今後も通訳ができる職員の育成に努力していく。(通訳人の常駐は現実的に不可能である。)	C2 その他の矯正処 遇
8055	大分刑		改善更生及び円滑な社会復帰に資する各種指導する専門的 スタッフが不足しており、相応の予算を確保するなどの措置 が講じられるべきである。	無	未報告		C2 その他の矯正処 遇
8088	佐賀少年 刑	H19.3.30	被害者の視点を取り入れた教育の回数が1回のみであるので、充実させるべきである。	有	H19.4.23	全受刑者を対象としたゲストスピーカーによる教育について, 本年度は,複数回を計画して実施する予定である。	C2 その他の矯正処 遇
4039	岐阜刑	H19.3.28	被収容者の社会復帰に向けての学習用品については、出来る限りこれを所持出来るように努められたい。	無	未報告	所持を許可する物品については、個別に判断することとして いる。	C2 その他の矯正処 遇
4040	岐阜刑	H19.3.28	被収容者から申入れのあった物品の所持を不許可とされる場合には、その理由を被収容者に教示されたい。	無	未報告	可否の判定後、被収容者に告知している。	C2 その他の矯正処 遇
2006	青森刑	H19.3.27	雑居房のトイレの窓ガラスの一部をすりガラスにする,ないし 隣接する位置に置かれているテレビの位置を変えるなどし て,用便の際下半身が同房者の視線に触れに〈〈なるよう改善されたい。	有		床面から一定の高さに不透明のテープを貼付して見えに〈〈 なるように改善する。	C2 その他の矯正処 遇
4038	岐阜刑	H19.3.28	日用物品、私物保管のための棚をテレビ台の下に設置する など、同保管のための利便性を考慮していただきたい。	無	未報告	夜間単独室のことと思われるが、同居室内には、私物棚が設置されており、また、私物袋も貸与されている。テレビ台の下に棚を設置する必要性は特に認められない。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見]		
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4065	福井刑	H19.2.22	(願せんの提出を必要とする行為を減らし、口頭の申出でよいとすること) 受刑者が願せんを提出して許可を求める必要がある行為については、口頭で申出をさせても何ら不都合がない場合が相当あると考えられる。職員が願せんを用意して受刑者に渡し、受刑者が書〈のを手伝い、願せんを受理して処理するなどの雑務を減らすことは、職員の労働を軽減するためにも有効と考えられる。	有	H19.4.11	被収容者の権利、義務に関する案件等については、過誤防止の観点から今後とも願せんの提出は必要と思われるものの、口頭での申出により不都合のない案件については、願せんの提出を求めない取扱いとしたい。	C2 その他の矯正処 遇
4070	福井刑	H19.2.22	(第2~第4検身場の改善) 受刑者の着替え時に、隣人と身体の触れ合いがない広さに 改善することが望ましい。 例えば、第2と第3の検身場をひとつの検身場に改築し、受 刑者が行動しやすい広さにすることが望ましい。	無	H19.4.11	第2~第4検身場の仕切り壁を撤去し、ひとつの検身場にすることは効果的ではあるが、建物構造上及び耐震設計上仕切壁の一部であっても開口する工事ができないことから、一度に検身場に入れる人数を制限し、混雑の緩和に配慮して対応することとする。	C2 その他の矯正処 遇
4071	福井刑	H19.2.22	(時差出勤(出業及び帰寮)の検討) 寮から工場への出業時間に時差を設け、検身場への入室者数を従来の半数にすると、室内での身体の触れ合いはなくなり、トラブルも減少すると考えられる。また、時間差を設けることにより、刑務官の配置人数を削減することが可能となると考えられる。帰寮の際に検身場でのトラブルが少ないのは、各工場の終了時間が異なっており、各工場からの帰寮時間が重ならず、受刑者が一時期に検身場に集中しないからと考えられる。	無	H19.4.11	出業時及び帰寮時の検身は、室内での身体の触れ合いがないよう、その都度入室者数を制限するなどの措置を講ずることとする。	C2 その他の矯正処 遇
4082	金沢刑	H19.3.23	受刑者の生活の利便性を考え、時計が設置されるよう求める。	有	H19.4.26	面会室及び準開放的な居室については、時計の設置を早急に実施したいと考えております(仮釈放前に収容する居室については、以前から設置済み。)。一般居室内への時計の設置については、現在、起床・就寝などの動作時間時において所内放送又は職員の号令などで告知しているところであり、居室生活上、特段の不都合はないものと思料しております。	C2 その他の矯正処 遇
4084	金沢刑	H19.3.23	申告時には秘密性が保持されているが、矯正管区長から回答があったときには、職員により口頭で告知される取扱いとなっており、回答についての秘密性が保持されているとは言い難いので、不服申し立てについて一貫して秘密性の保持を確保できるよう改善を求める。	無	H19.4.26	受刑者の不服申立に対しては裁決書(審査の申請及び再審査の申請に係る裁決)、通知書(事実の申告に係る通知)の書面の交付及び処理結果(苦情の申出に係る決定)の口頭での告知については、矯正管区長の指示に基づき、申立人を収容する刑事施設の職員(刑事施設長の命を受けた特定の幹部職員)が実施しているところであり、本取扱いは法務大臣訓令に基づ〈全国各施設同一の実施方法であります。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5047	京都刑	H19.3.22	不服申立制度や、個々の処遇上の問題について苦情を申し立てる制度について、受刑者が、担当刑務官のことを気遣って、自由に意見を述べることができない状況にないかどうか、不断の点検が必要である。また、意見を述べた結果が、どのように処理されたかについて、当該受刑者に秘密を保持した形で伝わることについての配慮が必要である。	有	H19.4.20	被収容者の行う各種不服申立ては、被収容者の自由な意思によって行われており、そこには、職員側の圧力等が一切入り込む余地はない。また、その結果、てん末についても、当然秘密の保持は厳守されており、これらの配慮は、当然今後も継続されるものである。	C2 その他の矯正処 遇
5097	奈良少年 刑	H19.3.30	私本への貼紙制度は廃止すべきである。	無	未報告	被収容者の私本の貼紙は、「閲覧票」といい、私本の持ち主 を明記するもので、特に性格の弱い者が、強い者に私本を盗 られる等、トラブルを防ぐために行っているものである。	C2 その他の矯正処 遇
6018	岡山刑	H19.3.30	部屋の配置を決定する際には,同房者と問題が生じないように,年齢構成その他,きめ細かい配慮をしてほしい。	無	H19.4.12	居室の配置を決定する際には,同室者と問題が生じないように,年齢構成,過去の受罰暦,過去に出業した工場,本人の受刑に至った経緯及び健康状況等を広く検討し,きめ細かく対応を行っている。	C2 その他の矯正処 遇
6016	岡山刑	H19.3.30	被収容者の中に社会的貢献をしたいという意見があるが,献血,ドナー登録,臓器提供などが,規則その他からどのような扱いになっているかについて,説明が不十分で理解されていない。(前記具体例)	無	H19.4.12	特異な案件については,希望があれば個別に説明を行っている。 当所の説明について理解されていないことは残念であるが,今後も説明責任を果すよう努力したい。	C2 その他の矯正処 遇
5013	大阪医療 刑	H19.3.31	患者である受刑者につきビデオ·テレビ鑑賞の機会を増やす こと	有	未報告	現状の月3回の視聴を、月4回とすることを検討したい。	C2 その他の矯正処 遇

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8072	宮崎刑	H18.8.4	集会時及び連休中の出される菓子の内容は身体的条件も勘 案して複数の選択肢から選べるように求める。	有	H18.8.21	集会の菓子等については,歯の悪い者や食物アレルギーのある者に考慮している。	D 外部交通·書籍閲 読
2004	青森刑	H19.3.27	施設は,面会の回数について「1日2回」はできない,との運用をしているが,この点を「所内生活の手引」に明記するなどして被収容者に周知するとともに,面会室にもその旨を掲示し面会者にも周知させるよう,改善すべきである。	有		被収容者には口頭で告知し、「所内生活の手引」は、現在内容を修正中である。面会者には、面会待合室及び正門前掲示板にその旨の書面を掲示し周知を図った。	D 外部交通·書籍閲 読
2011	宮城刑	H19.3.31	外部交通の制限について 禁止措置を行った場合は,その理由を教示されたい。	無	H19.4.25	法令及び内部規定により禁止理由の教示は行っていない。 教示の必要性は認められない。	D 外部交通·書籍閲 読
2012	宮城刑	H19.3.31	面会について面会希望者の増加に対応するため,面会室の 増設,担当職員の確保に努められたい。	無		施設構造上及び予算上の制約もあり直ちに面会室を増設することは困難である。また、面会室数から面会担当者数は妥当と考える。	D 外部交通·書籍閲 読
2023	福島刑	H18.12.14	面会待合室の掲示及び「受刑者生活心得」等の面会時間に 関する説明文(「原則として30分以内」の記述 は施行規則 第66条に違反しない文言に可及的速やかに是正すべきであ る。	有	H19.1.29	面会室の掲示及び「受刑者生活心得」等の面会時間に関する記述を「30分を下回らないよう実施する」等,施行規則第66条に合致する文言に改めた。	D 外部交通·書籍閲 読
2025	福島刑	H18.12.14	受刑者及び外来の面会希望者に対し,面会時間及び待ち時間の目安,その理由等について適切な説明に努め理解を求めることに配慮し,適切に措置されたい。	無	H19.1.29	受刑者及び面会希望者に対し,待ち時間が長〈なることが予測される場合は,状況に応じて説明し,理解を得られるようにしている。 面会が大変混雑していて,制限時間内でできないときは,午前・午後実施するなど柔軟に対応している。	D 外部交通·書籍閲 読
2026	福島刑	H18.12.14	遠距離からの面会希望者等に関して,特に延長の申し出が あった場合には,延長時間の目安等について説明することに 配慮し,適切に措置されたい。	無		遠距離からの面会希望者から,特に延長の申し出があった場合いは,実情をよく説明した上で,例えば,当日再度面会を実施したり,翌日も実施する等柔軟に対応している。	D 外部交通·書籍閲 読
3026	前橋刑	H18.9.27	法律の勉強をしたいが,新しい六法がな〈借りられないとの意見があるので,受刑者は,収容されていることで法律に興味を抱いていると考えられるので,自分で調べるためにも新しい六法を揃えるようお願いしたい。	有	H18.11.15	貸出し用の六法は,全部で17冊揃えているが,古い六法は 昭和46年度版であったことで,新法が掲載されている本年度 版を順次整備する計画である。	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3035	市原刑	H19.3.16	電話による通信について,原則として親族が遠隔地に居住する場合や高齢である場合を使用要件としているが,これに限定することなく,幅広い活用について検討願いたい。	無	H19.4.19	遠隔地や高齢は例示にすぎず、法令に基づいた具体的使用 要件を「所内生活の心得」に明記し,受刑者に周知している。	D 外部交通·書籍閲 読
3039	市原刑	H19.3.16	図書において、 図書室の貸出本が古すぎる、 自費購入 本の納品が遅すぎるとの苦情がある。やむを得ない実情なの か検討願いたい。	無	H19.4,19	図書室の図書は,予算に応じて計画的に購入している。また,自費購入本のうち,週刊誌類は発売日1週間以内に納品し交付できるが,在庫切れや入手しずらい専門書は,ある程度の時間がかかるのはやむを得ない実情である。それでも,取次書店と連絡を密にして期間短縮を図っていきたい。	D 外部交通·書籍閲 読
3110	川越少年 刑	H18.10.4	居室における新聞の閲覧時間の延長について	無	H18.11.9	購入部数を増やす必要があり予算面から対応困難	D 外部交通·書籍閲 読
3111	川越少年 刑	H18.10.4	居室における機関紙の閲覧時間の延長について	有	H18.11.9	各居室に1部配布し,次号配布まで備え付けとした	D 外部交通·書籍閲 読
3112	川越少年 刑	H18.10.4	居室における機関誌の閲覧時間の延長について	有	H18.11.9	共同室については次号配布まで備え付けとし,単独室については平日の夕方から翌朝まで閲覧可能とした 工場内書架に1年間保存するとともに,希望者に閲覧可能とした	D 外部交通·書籍閲 読
3124	川越少年 刑	H19.2.9	閲覧禁止図書にするなら初めから買えないようにしてほしい との件について	無	H19.2.9	個別に検討する必要があり,あらかじめ特定図書を指定する ことは事前禁止となりできない旨を説明	D 外部交通·書籍閲 読
3125	川越少年 刑	H19.2.9	本の差入れ冊数制限による不公平をなくして欲しいとの件に ついて	無	H19.2.9	新法施行後差入れ件数が増大し,制限せざるをえない 法令上「受刑者1人に対し,何冊」という制限ができず,「差入れ人1人に対し,何冊」という制限にせざるをえない	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3136	東京拘	H19.3.29	面会時間を30分確保するように努力すること	無	H19.4.25	平成19年度において,矯正施設の新設などのため,職員が減員されたことから,職員配置がこれまで以上に厳しい状況になっているところ,御指摘の「弁護人面会室が空いているところ、御指摘の「弁護人面会室が空いているとさら、出るとについては,立会職員の確保が困難であり,また,弁護人面会室に一時的に空室が生じたからといって同面会室で一般面会を開始した場合には,途中で中断することもできないことから,弁護人面会にするである。新法では,受刑者については,必要と認める場合に立ことを付すこととしているが,刑執行開始時の指導刑者も多く,また,刑執行当初においては,受刑者と面会人との関係等をもい移送前受刑者の中には,要刑者と面会人との関係等をもいるとの必要性が高く,立会を省略できる場面は限られてしまうのが実情である。現下の職員配置及び移送待ち受刑者の人員が多く滞留している状況にあって,受刑者について30分確保することは困難であり,延長願等の申出により,個別的に時間延長の必要性を審査して実施しているところである。しかしながら,用件の少ない被収容者には短時間で終了することの協力を依頼し,その分,必要がある者に接見時間を確保する運用として面会時間に配意してまいりたい。	D 外部交通·書籍閲 読
4051	岐阜刑		子どもへの手紙に絵文字を使用したところ、発信不許可と なったとの申立てがあったが、事実とすれば、不許可事由とし ては不当と思料されるので、今後は許可するようにされたい。	無	未報告	そのような事実は認められない。	D 外部交通·書籍閲 読
4052	岐阜刑	H19.3.28	面会者が遠方から来た者である場合には、面会時間を少しで も長めにしてあげて頂きたい。	無	未報告	面会時間の延長については、面会回数や対象者の拡大等から、一日当たりの面回数が増えており、他の被収容者の面会の機会の付与等、処遇の公平さの観点から、困難ではあるものの、状況によって個別に判断することとしている。	D 外部交通·書籍閱
4053	岐阜刑	H19.3.28	発受信不許可の場合には、その理由の告知を簡単でもよい ので、被収容者に対して行って頂きたい。	無	未報告	その都度、理由を告知している。	D 外部交通·書籍閲 読
4054	岐阜刑		共同室の被収容者において、他の同室被収容者らすべてが同意した場合には、午後9時過ぎにおいても読書ができるよう考慮されたい。	無		就寝時間外に読書を許可すれば、必然的に雑談が多くなるなど、同室以外の近隣室への影響もあり得ることから、認めることは困難である。	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4056	岐阜刑	H19.3.28	勉学用の特別官本の貸与期間は、現在2ヶ月であるが、1ヶ月延長して3ヶ月として欲しいとの申し出があったので考慮されたい	無	未報告	勉学用の特別官本は、六法全書、国語辞典等の辞書類であるが、貸与できる本の数が限られている上に、受刑者から貸与の願い出が多いことから、貸与期間を3か月にすると、受刑者に公平に行きわたらないことになる。なお、訴訟遂行等の理由で延長を願い出る受刑者に対しては、必要性を個別に検討して1か月の延長を認める取扱いとしている。	D 外部交通·書籍閲 読
4063	福井刑	H19.2.22	(書籍の購入について) インターネットを活用した注文を行うこと。在庫がないという状況はほとんど考えられず、また、送料も福井刑務所から一括で注文すれば無料になることがほとんど考えられ、経済的な負担もない。書籍を購入して勉強したいという受刑者の意欲に応えるためにも、インターネットを活用した注文について考慮されたい。	無	H19.4.11	インターネットによる購入申込みを実施した場合には、現状より希望する図書の購入は改善されると思われるものの、返品が生じた場合には、価格の85%の手数料が必要となるほか、雑誌類の返品はできない取扱いとなっており、その取扱いについては十分検討した上で、導入の可否を見極めたい。(参考資料;Amazonホームページ)	D 外部交通·書籍閲 読
4087	富山刑	H19.2.19	図書の貸出冊数を増やされたい。	有	H19.4.16	昼夜単独室収容者に対し、選択できる図書の総冊数を増冊し、また、1回当たりの貸与冊数を1冊増冊するなどの措置を講じた。	D 外部交通·書籍閲 読
5027	大阪刑	H19.3.1	被収容者は、新法にて、最低、月4回の信書の発信が可能であるが、現行の取り扱いでは、一度に4通出すことができず、週1回ずつ分けて出すことになっている。被収容者の信書発信に関する施設側の業務を出来る限り集中させた〈ないとの考慮からだと思いますが、被収容者側の便宜を優先させるべきであり、一度に複数通を発信することも認めるべきだと思います。	有	H19.3.24 H19.3.29	発信が特定の日に集中すると書信に関する事務が大幅に遅れますので、工場・居室棟別に発信受付日(月5回)を設けています。原則としては、1回に1通受け付けますが、必要があり申出のあった場合には、複数通の受付けを行うこととしている旨、回答した。	D 外部交通·書籍閲 読
5042	京都刑		現象的には、選本に時間がかかるため運動の時間に影響を 及ぼすという指摘があります。運動の入れ替わりにも相当な 時間がかかるなど、被収容者の処遇上の問題になって発生 している事柄もあるように思われます。こうした点に注意を払 い、具体的な改善措置が求められます。	有	H19.4.20	選本に時間がかかるのは、選本を行う被収容者サイド側にも問題があると思われ、換言すれば、施設側が、それだけの冊数・種類の本を被収容者のために用意しているという現われである。また、100名前後の集団を「体育館」という同一場所において入れ替えするためには、保安上の観点からも相応の時間を要するのは、やむを得ないと考えているが、一方において、たくさんの本の中から、開架式により、自由に本を利用させるという優れた選本方式を採用しているので、運動時間確保の要請と調和させるため、今後、書架を増設するなどして、選本時間の短縮に努めたい。	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5050	京都刑	H19.3.22	刑務所・刑務官が実質相手になる訴訟提起や告訴・告発、人権侵害救済の申立など一連の手続について、書面が検閲されないことや、弁護士などとの自由な交流を求める意見があります。差し出す相手方が、官公署や弁護士会あるいは弁護士などである場合、検閲のない制度が可能だと思われますので検討を求める。	有	H19.4.20	これらの書面の検査は、記載内容まで踏み込んだ「検閲」ではなく、異物混入の有無等形式的な内容物の確認にとどまるものであって、内容そのものを検査し、制限するものではなく、また、現実的にもこれらの内容を制限することなどは一切行っていない。	D 外部交通·書籍閲 読
5054	京都拘	H18.6.26	面会時間を午前8時から正午まで、午後1時から午後5時までに延長してほしい。	無	H18.12.22	施設管理運営上、延長は困難である。	D 外部交通·書籍閲 読
5061	神戸刑	H19.3.31	外国人受刑者の母国語の図書、新聞等の充実について	無		図書については、管理換、寄贈、新規購入等を検討とする。 なお、新聞については、言語によっては近隣に新聞販売店がないといった問題を抱えている。	D 外部交通·書籍閲 読
5071	加古川刑	H19.3.8	受刑者の知識の向上や情報収集の観点から、受刑者が希望する書籍が委託先の書店の都合で購入できないことがないよう配慮願いたい。	無	H19.4.5	多種多様な書籍の購入申込があるため、すべてに対応することは困難であるが、書店とも協議した上で、可能な限り配慮することとした。	D 外部交通·書籍閲 読
5072	加古川刑	H19.3.8	受刑者から日刊紙を読む時間が短いとの意見が多かったので、購読部数を増やすなど新聞を読む時間や機会の充実を願いたい。	無	H19.4.5	予算上の都合もあり、直ちに購読部数を増加して閲読時間の確保等の対応策を採ることは困難である(今後は真摯に対応することとした。なお、私費購入の新聞については、余暇時間内であれば閲読時間を制限していない。)。	D 外部交通·書籍閲 読
5092	奈良少年 刑	H19.3.30	面会時間については、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律施行規則第66条に規程があり、「受刑者の面会時間について制限をするときは、その時間は、30分を下回ってはならない。」と定め、「面会の申出の状況、面会の場所として指定する室の数その他の事情に照らしてやむを得ないと認めるとき」には30分を下回る時間に制限することを但し書きで規定している。したがって、面会時間は原則30分を保障すべきであり、「30分以内」が原則であるかのように記載された生活心得は規程に抵触している。	無	未報告	施行規則第66条ただし書きに基づき、面会時間をおおむね15分程度に短縮して実施しており、現在の運用をそのまま生活心得に記載しているものであり、規程には抵触していないものと考える。	D 外部交通·書籍閲 読
5093	奈良少年 刑	H19.3.30	面会に従事する職員の増員と面会室の増設が必要である。	有	未報告	面会室の増設は本年度中に工事を予定しており、職員の増 員は最大限努力していくこととする。	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5094	奈良少年 刑	H19.3.30	面会室や面会時間について、特定の被収容者が有利、不利 に扱われている。	有		遮へい板のない面会室の使用は、同面会室を使用できる対象者の面会が同時刻に複数集中した場合は、面会人等の無用な待ち時間の解消等、施設の管理運営上の理由から、面会人及び該当受刑者の両方の同意を得た上、他の遮へい板のある面会室を使用しているのであって、職員の恣意的な感情による取扱いではないものである。今後とも職員研修等を実施し注意を喚起していくものである。	D 外部交通·書籍閲 読
5095	奈良少年 刑	H19.3.30	信書の取扱いについては、職員による恣意的な運用がなされないように指導・監督されたい。	有		法第95条及び同第96条に基づき、発受の禁止あるいは内容による差し止めの判断を行っており、発信の相手方や信書の記述内容に関して確認等を行うことはあっても、同職員の恣意的な運用で、発信を無視するような取扱いは行っていないものである。今後とも、職員研修を実施し注意を喚起していくものである。	D 外部交通·書籍閲 読
6030	広島刑	H19.3.19	面会時間や信書の紙数の短縮及び回数の制限について,制限を緩和するよう努力されたい。	無	H19.4.24	職員配置問題が解消されなければ,抜本的な解決策はないが,個々具体的なケースにおいて柔軟な対応に心掛けたい。	D 外部交通·書籍閲 読
7002	徳島刑	H18.12.19	被収容者からの請願に基づき,面会室について,面会者との 間の障壁を取り除〈よう要望された。	無	H18.12.19	当所はB級施設であり、保安上の観点から困難である旨説明 し、了承した。	D 外部交通·書籍閲 読
7010	高松刑					3 購読できる通常紙1紙の選択を2紙から3紙に増やした。	D 外部交通·書籍閲 読
8011	北九州医 療刑	H19.1.25	受刑者との職権面接で、図書室の蔵書の利用について質問したところ、「漫画本が多く、自分が読みたい本がない。自費で購入しなくても、自分達の興味関心に応えてくれるような図書が配架されていれば、今後備え付けの図書を利用するかもしれない。」という意見があった。	無し		当所は、現在約8,000冊の官本を整備しており、内約2,000冊が辞書類で、残りの6,000冊は、小説、漫画本をはじめ各種ジャンルの図書を整備している。また、当所は精神障害受刑者が対象であるために、他の刑事施設と比べて漫画本の数は多くなっている。図書は工場ごとに2か月に1回のローテーションで配架され、各工場において、一人1目1冊の貸し出しができる体制としている。新しい図書の整備については、毎年少ない予算の中から、計画的に整備している。なお、現在当所は全面改築の途中で、舎房の集会室をやむを得ず工場として使用しているが新しい工場ができたら、前記集会室に、図書室を兼ねた談話室を整備し、受刑者に利用させる計画であることを説明した。	D 外部交通·書籍閲 読
8021	福岡刑	H19,4.24	面会室の増設について改善されたい。	有	H19.4.27	現状での改善は困難だが、改築時に検討する旨、回答した。	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見			講じた措置	<u> </u>
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8022	福岡刑	H19.4.24	面会時間が15分に制限されているが,改善されたい。	無	H19.4.27	現在の設備及び職員配置では,改善は困難である旨,回答 した。	D 外部交通·書籍閲 読
8042	長崎刑	H19.3.19	面接時間の短時間化を解消されたい。	なし	H19.4.25	収容増に加えて,客年5月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行されたことによって面会件数が増加した。施設の設備,職員配置の状況から特別な理由がある場合を除いては,やむを得ず面会時間を20分以内で実施している。現況下での30分を下回らない面会の実施は困難であるが,意見の実現に努力を続けたい。(職員配置の問題もあり,速やかな実現は困難である。)	
8083	沖縄刑	H19.2.21	私本購入方法について,他施設では,体育館等で実際の本 を見ながら購入する方法を採っている所もあることから,当所 においても検討してはどうか。	有	H19.2.21	他施設の状況等を把握した上で,当所においても導入可能 かどうか検討する。	D 外部交通·書籍閲 読
5010	大阪医療 刑	H19.3.31	一般向け医学書や薬の解説書、受刑者に密接に関連する法律書・パンフレット・文書を常備すること	有	未報告	家庭の医学辞典等の書籍を整備していく。	D 外部交通·書籍閲 読
5011	大阪医療 刑	H19.3.31	書籍等の貸出の冊数ないしは頻度を増やすこと	有	未報告	書籍の貸出しを、現状の15日に1回から、10日に1回とすることを検討したい。	D 外部交通·書籍閲 読
5012	大阪医療 刑	H19.3.31	安静時間中の患者の読書、交談などの禁止は、削除すること	有	未報告	現状でも読書は注意等しておらず、「受刑者生活心得」の当該部分の表現を改正する。	D 外部交通·書籍閲 読

			委員会の意見]		
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1015	網走		法律や規則等に取扱い(禁止の規定)が定められていると思われる物品等の購入,差入れ,貸与,給付等の希望が大変多いことから,認められていない物品等をリスト化して,あらかじめ知らせておくことが必要ではないか。また,他の刑務所では認められていた,といったことについては,公平性の確保の観点から,全国的に統一する必要性について検討されたい。		未報告	許可物品については受刑者生活心得に記載されており,それ以外の物品は原則認められないことになっている。また,全国統一は,施設長の権限外の事項であるため,参考意見としてとらえたい。	E 自弁等
1027	函館少年	H19.3.26	受刑者が自弁で購入できるシャンプーの種類を拡張されたい。	有	未定	シャンプーの種類を追加する。	E 自弁等
2024	福島刑	H18• 12• 14	福島刑務支所の被収容者の自弁物品に関し、保健上あるいは衛生上の観点から、生理用品や下着の種類を増やし選択肢を増すこと、リップクリーム、ボディーローション、ボディクリームの購入品目を認めることについて配慮し、適切に措置されたい。	無		自弁の生理用品については、羽根つきナプキンを認めることとしたい。下着については自弁品の種類を再検討する余地はあるが、選択肢を広げる理由はない。また、リップクリームについては医薬部外品の購入と併せて検討中である。ボディローション・ボディクリームについては軟膏及びクリームの処方で対応可能である。(現状については、本年5月分購入から、ナプキンについては羽根つきを、下着についてはししサイズまであったものを3しまでに拡大し、リップクリーム、ローションについては品目追加し自弁を認める予定である。)	E 自弁等
2039	山形刑	H19,3.1	現状では綿棒を自由に購入し使用することはできないが,耳掻きについては自由に購入し使用することができる。耳掻きは自由なのに綿棒が制限されることについては合理性がない,また,耳垢が柔らかい人にとって綿棒が必需品である。このように合理的理由がないにもかかわらず現在購入及び使用が制限されている品目について見直しを求める。	無	H19,3.22	受刑者の自弁が許される物品は,平成18年5月23日付け 矯成訓3288号「被収容者に係る物品の貸与,支給及び自 弁に関する訓令」(法務大臣訓令)に基づき実施しており,施 設単独で措置できる事項ではない。	E 自弁等
3002	栃木刑	H18.9.1	自弁物品の購入可能な品目や種類を増やす必要がある。	有	H18.9.1	被収容者の希望を考慮の上,個別に対応し,リップクリーム, ナイロンタオルについて購入可能とした。	E 自弁等
3005	栃木刑	H19.2.2	食事や自弁購入品につき,個別の意見を検討するだけでなく,これらの制度を見直し,改善する必要がある。	無	H19.2.2	法の範囲内で検討する。	E 自弁等
3016	黒羽刑	H19.3.29	購買品の価格の周知方法を再検討し,特売品等の情報は不公平にならないようあまね〈徹底されたい。	有	H19.4.16	日用品及び文具等の自弁物品の価格については,各工場の 食堂等に価格一覧表を掲示している。眼鏡価格については, フレーム,レンズ及びセット価格を明示した一覧表を作成し, 眼鏡購入時の検眼の際,直接確認できるように改めた。	E 自弁等

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3030	前橋刑	H18.9.27	売店の物品(自己用途物品 価格が,市場価格より高いといった意見があるが,極端に高い物があるか調査して検討願いたい。	有	H18.11.15	市場価格より極端に高い物はなかったが、一部の下着類については、品質が安定しているグンゼ等の商品を扱っていることから、最近の安売り店と比すればやや割高に感じられるかも知れないが、今後も市場価格と比較しながら、適正な価格設定をしていくこととした。	E 自弁等
3056	八王子医 療刑	H19.3.30	室内での生活環境,物品の所持及び自弁物品の購入などに ついて改善すること。	無	H19.3.30	必要な改善には努めるが、刑の執行である以上、受刑者の日常生活にある程度の制約が伴うこと、また、職員配置や物的設備の面で限界があることを御理解願いたい。なお、自弁可能な物品については、訓令等により限定されている。	E 自弁等
3119	川越少年 刑	H18.11.9	購入範囲の拡大について	無	H18.11.9	法令により種類·数量が定められており当所独自での対応困 難	E 自弁等
3140	東京拘	H19.3.29	死刑確定者にCDプレイヤー等の所持を許可すること	無	H19.4.25	本件は,死刑確定者の自弁物品の許可範囲にかかわる事柄であり,本年6月に施行が予定されている新法の一部改正法の運用として,監督官庁からどのような訓令等が示されるのかが明らかではない現時点では,明確な方針を示すことはできないが,本件要望については,既に監督官庁にも報告したところであり,引き続き検討してまいりたい。	E 自弁等
3141	東京拘	H19.3.29	印鑑の房内所持を認めること	無	H19.4.25	印鑑の使用については、現在、法務大臣訓令により、受刑者 及び受刑者以外の被収容者とも、「特に必要と認める場合に 限り使用を許される。」とされていることから、印鑑を使用すべ き必要性について審査を要する物品と解しているが、受刑者 以外の被収容者に関する新法の一部改正に伴う訓令等の内 容を踏まえた上で、所持の可否について、引き続き検討して まいりたい。	E 自弁等
4036	岐阜刑	H19.3.28	日用物品につき、矯正協会の売店からの購入のみではなく、市販業者からも購入出来るようにされたい。	無	未報告	一部の物品については、矯正協会以外から購入しているが、 市販業者からの購入については、納入時期、検査等の問題 から困難である。	E 自弁等

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4015	5 三重刑	H19.2.13	当施設で使用できるシャンプーは1種類であり、被収容者から肌に合わないので種類を増やしてほしいとの意見が多く出ているので、種類を増やしていただきたい。	有	H19.4.9	これまで、シャンプーについては「資生堂スーパーマイルド」のみの購入を認めていたが、今般、これに加えて2種類(「エナージングシャンプー(リンスインタイプ)、「オクト薬用シャンプー」」を認めることとし、5月の購入から受け付けることとした。なお、石けんについても、現在、2種類(「植物物語」、「牛乳石けん」)しか購入を認めていないが、今般、これに加えて「薬用石けんミューズ」を認めることとし、5月の購入から受け付けることとした。	E 自弁等
4050) 岐阜刑	H19.3.28	ナイロンタオルの使用も考慮されたい。	無	未報告	「ナイロンタオル」とは、いわゆるナイロン製のあかすりと思われるが、受刑者に使用又は摂取を許すことができる物品は、法務大臣訓令においてその基準が定められているので、その範囲内において許可することとなる。	E 自弁等

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1011	月形	19.3.19	増築計画達成後の適正な収容人数の維持と適正職員の確 保を実現されるようお願いしたい。	無	H19.4.23	講じず。(当所独自に実施することは不可能であり,上級官庁 等の指示が必要であるため。)	F 過剰収容
1021	函館少年	H19.3.26	2人収容されている単独室に衝立(ビニールカーテン)の設置の推進が望まれる。	有	未定	2名収容単独室について,本年度予算をもって順次,衝立(ビニールカーテン)の設置を進めている。	F 過剰収容
1023	函館少年	H19.3.26	過剰収容問題について,施設にあっては物的な施設の拡張 と人的な体勢の拡充という両面での対策を今後強力かつ迅 速に進められたい。	有	未定	人的な面については拡充を要望する。	F 過剰収容
3003	栃木刑	H18.9.1	栃木刑務所の適正な運営を維持するために,過剰収容の是 正に努める必要がある。	有	H18.9.1	過剰収容が当面継続することは避けられないところであるが、被収容者処遇の充実については一層の向上を図るよう努めている。	F 過剰収容
3008	黒羽刑	H19.3.29	居室の収容定員を超える過剰収容がなされているので,その解消に努められたい。	無	H19.4.16	過剰収容の解消は,施設単独で実施できる事項ではない。	F 過剰収容
3038	市原刑	H19.3.16	を収容スペースとして代用しているが,テレビがうるさく 読書ができない」との声が寄せられているので,改善に向け て検討願いたい。	無	H19.4.19	当所の構造上,過剰収容対策として の使用はやむを得ないが,支障を来たすことも事実であるので,今後はできるだけ配慮する方向で検討したい。	F 過剰収容
3060	府中刑	H19.3.20	過剰収容を是正されたい。	無	H19.4.27	過剰収容の是正は,施設単独で措置できる事項ではない。	F 過剰収容
3069	横浜刑	H19.3.1	過剰収容解消について努力されたい。	無	H19.3.23	増築は不可能なため,倉庫等を見直しして就業スペースや居住スペースを確保するよう検討している。	F 過剰収容
3097	静岡刑	H19.3.23	過剰収容を是正されたい。(特に本所における既決の共同室 は定員を超え,本所における過剰収容は明らかである。)	無	H19.3.30	東京矯正管区管内に所在する刑事施設の収容調整は,東京 矯正管区が指揮しているが,機会あるごとに当所の過剰収容 の実状を訴え,その解消に努めている。	F 過剰収容
3101	水戸少年刑	H19.3.29	過剰収容を是正されたい。	無	未報告	刑事施設における過剰収容は,全国的な傾向であり,当所においても収容率は,120パーセント前後で推移しているが,この問題は,一刑事施設だけでとれる対応は限られていることから,上級官庁と協議しながら鋭意対応策を検討することとしたい。	F 過剰収容

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3128	松本少年 刑	H19.3.30	貴施設の過剰収容の状態を速やかに解消するため政府及び 法務省に適切な措置を採られるよう強〈申し入れられたい。	有	H19.4.25	美祢社会復帰センターの新設など,過剰収容の解消こついて,法務省矯正局を中心に鋭意努力している旨を説明した。	F 過剰収容
4004	名古屋刑	H19.5.11	名古屋刑務所本所における受刑者の過剰収容の状況については、抜本的に改善されるべきである。	無	H19.5.11	受刑者の過剰収容状況の改善については、当所で措置できる事項ではない。	F 過剰収容
4010	三重刑	H19.2.13	被収容者から過剰収容の弊害による不満の意見が多く、過剰収容を是正されたい。	無	H19.4.9	過剰収容の是正は施設単独で措置できる事項ではない。	F 過剰収容
4060	岐阜刑	H19.3.28	単独室に2名収容する場合は、事故の起きないように注意されたい。	無	未報告	単独室へ2名収容するに当たっては、対象被収容者を厳選している。また、巡回においても特に意を用いて行うなど、事故防止に努めている。	F 過剰収容
4079	金沢刑	H19.3.23	収容状況は全国平均に比しても大幅な過剰収容となっており、7人定員の収容室に9人を収容したり、単独室に2人が収容されるなどの状況にあるため、居室内の住環境を悪化させ、ストレスが発生し、受刑者同士の喧嘩、口論などのトラブル増加の原因となっている。また、職員にとっても精神的肉体的に大きな負担を強いているため、過剰収容の改善は急務と考えられる。	有	H19.4.26	全国的な過剰収容対策としては収容棟の増築、施設の新設等が実施されています。当所においても平成17年に、収容棟・職業訓練棟棟等の増改築を行ったほか、施設の運営方針に「処遇環境及び執務環境の美化」、「職員の勤務負担の軽減」等を掲げるなどして過剰収容の改善に努めているところであります。今後も過剰収容の改善について配意したいと考えております。	F 過剰収容
4085	富山刑	H19.2.19	過剰収容問題を改善するため、建物の増築や職員の増員を 実現するよう、努力されたい。	無	H19.4.16	建物の増築については、84名分の収容能力の拡充を図るため、収容棟、職業訓練棟等の整備が平成18年度補正予算において認められたため、今後、これらの工事の準備を進める。職員の増員については、当所の努力だけでは実現できない問題であるが、不足する職員を補うため、平成19年度からは民間業務委託による民間職員を更に1名、非常勤職員2名を増員し、職員の業務負担の減少を図っている。	
5031	大阪刑		過剰収容の現実は無視できません。特に独居房は、二段ベッド導入で2人部屋に変貌し、ベッド部分が部屋の大部分のスペースを占めることになり、安座したりしてくつろげるスペースがほとんどない状態です。過剰収容を解消するためには、施設建物の増築・増床が必要で大幅な予算措置を伴うことになります。国に対し、速やかに、過剰収容の実態とその問題点を指摘し、改善に向けて努力していただきたい。	有		すべて予算措置、職員定員の確保が必要となることですが、 近時の犯罪情勢、収容状況を踏まえて、厳しい財政事情の中、既に、施設増設等について、相応の措置がとられている と認識している旨、回答した。	F 過剰収容

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5039	京都刑	H19.3.22	過剰収容の解消に向けて具体的な取り組みが早急に実施される必要があるが、当該施設の力だけでは、いかんともしがたい面もあることは否定できない。しかし、当該施設の努力でできる措置について最大限の検討を求める。	有	H19.4.20	現状においても、収容場所の確保等、最大限の努力をしているところであり、引き続き最重要課題として取り組むこととしている。	F 過剰収容
5058	神戸刑	H19.3.31	過剰収容の改善について	無	H19.4.17	措置不実施(施設単独で措置できる事項ではない。)	F 過剰収容
5102	悠滋賀刑	H19.3.25	施設の増設等を行って過剰収容を根本的に解決する必要がある。	無		施設の増築については、地元住民の方々並びに多大な予算を伴うことから、地元住民及び上級官庁へ増築をできるよう働きかけることとしたい。	F 過剰収容
6001	鳥取刑	H19.3.31	過剰収容に対する是正措置を講じられたい。	有	H19.4.26	平成17年10月に被収容者186名が収容可能となる新収容棟及び職業訓練棟が完成し,収容を開始したものの,平成18年6月から定員を超え始め,平成19年4月18日現在で収容人員735名(収容率104.3パーセント)を収容する過剰収容状態に至っている。 今後においても,減少する見込みは当面立たず,御指摘のとおり,収容率110パーセントに達する事態が現実のものとなる可能性も非常に高い状況にある。当所では,この過剰収容へのやむを得ない対応として,単独室の2人使用や懲罰の共同室における複数執行などで対処している他,共同室においても,収容定員6名のところにベッドを2台付設し,被収容者を最大8名収容する対策を講じているが,居室における生活環境の悪化を被収容者に強いているのは事実である。 しかしながら,確定した受刑者を拘置所等の未決収容施設から引き受けなければ,被疑者及び被告人を拘置場が定員を超え,犯罪者を逮捕できないことも容易に予測できるものであり,刑事政策の円滑な遂行を維持するため,過剰収容の現状にありないただきたい。当所に限らず全国の矯正施設では,社会の治安を維持し,刑事政策の円滑な遂行を維持するため,過剰収容の現状にありしていただきたい。当所としても,共同室の生活環境改善のため,夏季についてもをも、受刑者を受け容れざるを得ない状況にあることは理解していただきたい。当所としても、共同室の生活環境改善のため、夏季についてもまなどの対策を講じ、また、昨年から、居室処遇者には、作業時間中にモーツァルトの曲を放送で流し、精神安定に努めるな対策を講じている。今後についても、当所独自の過剰収容対策を実施する一方、必要な予算措置についても、本省に要求する方針としている。	F 過剰収容

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
6017	岡山刑	H19.3.30	収容人員について,岡山刑務所については,未決は定員を下回っているものの,既決は定員を大幅に超過しており,被収容者及び職員の双方に負担が大きいものと考えられる。これは,全国的な問題であるが,早急な改善が求められるところであり,岡山刑務所においても努力されたい。	無	H19.4.12	本年,居室棟の工事を終了し,収容を開始すれば,単独室の2名収容が減少し,過剰収容に伴う被収容者のストレスも減少するものと思われるが,一方では居室棟の増設に伴う職員配置箇所の増加等職員の負担増が予測されることから,機器の活用,民間資源の活用等を推進するとともに,必要な予算措置について本省に要求してまいりたいと考える。	F 過剰収容
6024	広島刑	H19.3.19	過剰収容を是正されたい。	有	H19.4.24	収容棟B棟が完成し,まもなく収容を開始することから,過剰 収容は解消される予定である。	F 過剰収容
6033	山口刑	H19.3.9	過剰収容を是正されたい。	無	H19.3.27	過剰収容は,当所に限らず全国的な問題であり,矯正全体と して,これの解消に鋭意努力していきたい。	F 過剰収容
6035	岩国刑	H19.3.29	過剰収容を解消する措置をとっていただきたい。	無		過剰収容対策については、PFI手法を活用し、官民協働により整備・運営する刑務所「美祢社会復帰促進センター」が、平成19年4月からの運営が予定されている。これは、構造改革特区制度を活用し、施設の警備その他の被収容者の収容及び処遇に関する事務も含めて幅広〈民間委託を行う新しい刑務所であるといえ、美祢のほかにも「播磨社会復帰促進センター」及び「あさひ社会復帰促進センター」といった新しい刑務所が作られ、過剰収容が少しでも緩和されることを期待しているところである。さらに、改善指導、職業訓練及び就労支援などを充実させるなど再犯率の低下にも努めてい〈つもりでおる。 なお、再犯防止の観点からは、民間の更生保護施設で受け入れできない者に対する支援施設が必要であるが、法務省が仮出所者支援施設(自立更生促進センター を福岡、京都及び福島に設置を計画(仮釈放者を収容し、保護観察官が社会復帰のプログラムを実施、就職のあっせんも行う国立の宿泊施設)しているものの、地域住民の理解を得るのに苦労もある。	
8013	福岡刑	H19.4.24	過剰収容の解消に努められたい。	有	H19.4.27	本年度末に収容棟が新築完成予定である旨,回答した。	F 過剰収容

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8029	麓刑	H19.3.5	早急の過剰収容の是正が必要である。	有	H19.4.18	上級機関と調整しながら改善に努める。なお,過剰収容については,本年5月中旬ころから美祢社会復帰促進センターが開庁し,女子受刑者500名を定員として収容することに伴い,収容区分も変更されることから,本年度の当所の過剰収容は前年度より緩和されるものと予測している。	F 過剰収容
8040	長崎刑	H19.3.19	過剰収容及び過剰収容の弊害を是正されたい。	なし	H19.4.25	所内の規律秩序の維持及び被収容者の適切な処遇を推進していくよう努める。(過剰収容対策については,従来から行っており,施設で対応可能な事項は実施するが,過剰収容自体が一施設の問題ではないため。)	F 過剰収容
8048	大分刑	H19.3.20	過剰収容の状況については,可及的速やかに解消すべ〈対策を講ずること。	無	未報告	収容人員は増加傾向にあるが,収容棟等を増築した結果,収容定員に対する収容率は100パーセントを下回っている状況である。	F 過剰収容
8061	宮崎刑	H18.12.21	過剰拘禁の解消は緊急に改善すべき課題である。	無	H9.1.16	全国的な過剰収容状況にあり,施設単独で改善できる事項 ではない。	F 過剰収容
8084	佐賀少年 刑	H19.3.30	過剰収容の解消と施設職員の増加を実現すべきという意見 を法務本省(矯正局)に伝えるべきである。	有		過剰収容の解消及び職員の増員については,施設単独で措置できる事項ではないものの,その必要性については,機会をとらえて,法務省(矯正局)へ意見具申したい。	F 過剰収容
3099	静岡刑	H19.3.23	施設職員の人員不足・予算不足を改善されたい(職員の勤務時間は基本的には、1日8時間、週40時間(週休2日制)であるが、交替制勤務職員の勤務時間については4週間に8日の週休となっているが、現実には人員不足のため、週休日に出勤を命ぜざるを得ず、かっ、その全員に代休を与えることができないため超過勤務が発生している。そして、職員1人当たり1か月の超過勤務の平均時間は、処遇部門は約38時間、事務部門職員は約41時間に及んでいるが、予算の都合により、超過勤務手当の支給率が80パーセント弱にとどまっている。超過勤務が恒常的に発生し、超過勤務手当が全額支給されていない実態は、職員の勤務意欲を低下させ、結局、受刑者の処遇を不適切ならしめる原因となるものであるから、改善されたい。)			平成19年度においては、職員定員が3人削減されるなど、誠に厳しい現状にあるが、職員定員の増や予算の獲得について、上級機関に働きかけをする。	F 過剰収容

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8014	福岡刑	H19.4.24	適正な職員数の配置に努められたい。	無	H19.4.27	施設限りでの対応は困難である旨,回答した。	F 過剰収容
8041	長崎刑	H19.3.19	職員の充足を図られたい。	なし	H19.4.25	機会あるごとに,上級官庁に要望する。(職員増員は,施設で解決できる問題ではないため。)	F 過剰収容
8037	麓刑	H19.3.5	過剰収容のため,受刑者の増加に合わせて刑務官の増加も必要である。なお,物品を購入する際に,色の選択ができない。刑務官の人手がありさえずれば希望の色の配布も可能ではないかと思われる。	有	H19.4.18	刑務官の人手を確保することについては,今後も引き続き積極的に推進したい事項であるが,保安事故の防止を目的とした警備の充実,適正処遇の担保といった,より優先順位の高い配置箇所に職員を割振る必要上,各受刑者が希望する物品の色の多様化を達成するために,必要な配置箇所を削ってまで,職員配置を確保することは困難である。	F 過剰収容
5022	大阪医療刑	H19.3.31	職員の増員を法務省に強〈求めること	有	未報告	今後も、所内の状況をよ〈見据えた上で、必要な増員につい ては要求していきたい。	F 過剰収容

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8016	福岡刑	H19.4.24	医師の言葉遣いに不満を感じている被収容者もいるので,十 分に配慮されたい。	有	H19.4.27	職員の言動に関しては,細心の注意を払うよう常に指導して いる旨,回答した。	G 職員
1013	月形	19.3.19	職員に対する保安教育(施設内の安全確保並びに秩序維 持)及び人権教育についての研修を充実されたい。	有	19.4.23	平成18年度中に,人権研修,非暴力的危機介入法研修等の各種職員全体研修を年間9回実施した。	G 職員
1016	網走	H19.3.23	職員からの処遇に対する意見も多かったが,全部ではないにしても,一部好ましくない処遇があったときには,針小棒大に広まるのではないか。処遇の困難性と苦情等が絶えないものであることについては理解するが、「李下に冠を正さず」の精神で処遇に当たられたい。	無	未報告	訓示的意見であり尊重する。	G 職員
3004	栃木刑		職員数の不足を原因として処遇を悪化させることのないよう, 栃木刑務所の適正な運営に必要な人員を確保すべきであ る。	有	H18.9.1	職員定員削減のなか,適材適所の職員配置をして処遇の向上に資するように努めるとともに,総務系事務等を17名民間委託し,その民間委託した業務の職員を処遇部門に配置換し,人的強化を図っている。	G 職員
3012	黒羽刑	H19.3.29	職員の収容者に対する言葉遣いについて,不満を感じている 収容者もいるので,十分に配慮されたい。	有	H19.4.16	被収容者に対する言葉遣いについては,職員研修等を通じ 指導しているが,今後も継続して指導していく。	G 職員
3014	黒羽刑	H19.3.29	職員に名札をつけることも検討されたい。	有	H19.4.16	平成19年4月の人事異動により,大量の新採用職員,転入者が予定されたので,円滑な業務遂行のため,4月1日から名札を着用することとした。	G 職員
3009	黒羽刑	H19.3.29	収容者の数に比して、職員が少ないので、適正な職員数を配置するよう、努められたい。	無	H19.4.16	職員の増員は、施設単独で措置できる事項ではない。	G 職員
3024	前橋刑	H18.9.27	現場刑務官の,ほんの一部だと思うが,受刑者に対して,「テメー」,「おい,お前」と感情的な発言があると面接で聞いたが,本当であるなら,改める等の是正をお願いしたい。	有		そのような発言を職員が言った事実はなかったが,念のため,現場職員を集めて言葉使いに関する研修を実施して徹底を図った。	G 職員
3031	千葉刑	H19.3.28	職員の労働条件を改善することが急務である。	有	次回開催日報 告予定	職員の業務の合理化・効率化を推進するほか,民間委託の 有効活用により年休取得促進等を図り,職員の労働条件改 善に努める。	G 職員
3058	八王子医 療刑	H19.3.30	職員に対し,研修教育を充実させ,受刑者に対する人権尊重 の理念を認識させること。	無	H19.3.30	職員にに対し各種研修を通じて人権尊重の理念を認識せているが,今後も継続して意識の高揚を図りたい。	G 職員

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3057	八王子医 療刑	H19.3.30	刑務官及び技官(教育・調査・作業及び心理学など)について 必要な人数を検討のうえ,適正な人員を増員すること。	無	H19.3.30	職員の配置数については矯正施設全体に係る事項であり, 当所は回答できる立場にない。	G 職員
3061	府中刑	H19.3.20	施設職員の厳しい勤務状況を改善されたい。	無	H19.4.27	根本的な解決のためには、職員の増員等が不可欠であり、施設単独では措置不能であるが、当面の策である職員の業務の合理化等を推進して職員の休日確保に努める旨、視察委員会あて回報している。	G 職員
3063	府中刑	H19.3.20	職員の人権教育・研修の一層の充実を図られたい。	有	H19.4.27	H19年度年間研修計画において,前年度年間計画に比して より充実した人権研修の実施計画を策定した。	G 職員
3068	横浜刑	H19.3.1	職員の被収容者に対する態度について,法の趣旨を踏まえ た教育指導が必要である。	有	H19.3.23	人権尊重,刑務官の品位保持·不祥事防止等に関し,継続して指導を実施する。	G 職員
3070	横浜刑	H19.3.1	有給休暇の取得率が極端に低いなど,職員の労働条件の改善を図られたい。	有	H19.3.23	民間委託の拡大を図るなど職員の過重負担の改善に努め る。	G 職員
3077	横須賀刑		刑務官に対する不満が毎月のように提案書にある。言葉遣い,対応について,問題がないかどうか,内部的なチェックをお願いしたい。	無		職員に対しては,人権研修,個人指導等を行って,啓蒙等を 図っている。また,被収容者からの苦情等があれば,幹部職 員が面接を実施している。	G 職員
3083	甲府刑	H18.12.15	職員の言動について,多〈の被収容者が不満を持っているようなので職員に対する指導をして欲しい。	有	H19.3.8	職員に対して,今後も引き続き様たな機会を通じて,言動に 留意するよう指導する。	G 職員
3108	水戸少年 刑	H19.3.29	職員の職務環境の改善。早急に職員の増加を図ることを検討課題としていただきたい。希望を抱いて職員になったとしても仕事量の多さに希望をなくすことがあってはならないのであって、職場環境の改善も視野に入れて今後の検討課題としていただきたい。	無	未報告	業務の合理化,効率化策について各課で職務研究会を実施するなどし,業務の軽減化に努めるとともに,職員の増加については予算を伴うことであり,上級官庁と協議して改善を図っていきたい。	G 職員
3118	川越少年 刑	H18.II.9	職員の号令をはっきりと分かりやすくしてほしいとの件につい て	有	H18.11.9	職務研究会等で号令を明瞭にするよう指導した	G 職員

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3121	川越少年 刑	H18.11.9	被収容者に対し差別的・侮辱的ととられるような言辞をしない よう職員指導をすることについて	有	H19.2.9	言葉遣いを含めて人権研修を実施	G 職員
3143	東京拘	H19.3.29	職員の勤務条件を改善すること	無	H19.4.25	近年,被収容者の増加とともに,それに伴う職員の業務量が増加し,職員の勤務条件は悪化の一途をたどっている。本年6月に刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律が施行されれば,被収容者の運動や面会時間の確保等,更なる職員配置が必要となり,業務量の増加が見込まれている。職員の勤務条件の改善は,根本的には職員の増員によるほかないが,それが望めない現状においては,業務の整理,減量,簡素化,効率化等,全所を挙げて更なる業務の合理化に努力していきたい。	G 職員
4005	名古屋刑	H19.5.11	名古屋刑務所においては、職員の全体数が不足しているもので、抜本的な増員が実現されるべきである。	無	H19.5.11	職員の増員については、当所で措置できる事項ではない。	G 職員
4042	岐阜刑	H19.3.28	収容者の更生に資するべき職員の指導・教育に更なる努力 をしていただきたい。	無	未報告	職員に対しては、職務上必要な研修及び訓練を効果的に実施している。今後とも引き続き、職員研修の充実に努めたい。	G 職員
4043	岐阜刑	H19.3.28	上記のような不公平な配食等についいては、立会職員自身もこれを認識しながら見て見ぬ振りをしている職員も存在するものと認められるので、この点についても、被収容者から事情を聴取するなどの調査を行ったうえ、もし事実であれば、同職員に対する改善指導をなされたい。	有	未報告	配食の際には、常時職員が立会しており、不公平な配食等を 防止している。 なお、特定の被収容者から、全〈同じ申し出があったことか ら、配食係受刑者や立会職員に対し、調査を実施したが、そ のような事実は認められなかった。	G 職員
4044	岐阜刑	H19.3.28	特定の被収容者に対し、正規の手続を得ることなく物品を交付したり、本来は所持させてはならない物品を交付している職員が存在するとの申立てがなされているので、施設において然るべく調査して対応されたい。	有	未報告	昨年の不適正事案を踏まえて、厳正に調査した結果、現在に おいて、そのような事実は認められない。	G 職員
4045	岐阜刑		に対しては、不正交談を見て見ぬ振りをするなど、通常人よりも甘い態度を示し、通常人と不公平な対応を行う職員が存在するとの申立てもなされているので、施設において然るべく調査して対応されたい。	有	未報告	昨年の不適正事案を踏まえて、厳正に調査した結果、公平に 処遇している。	G 職員

			委員会の意見			講じた措置]
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4046	岐阜刑	H19.3.28	工場内でケンカが起きたり、許してはならない不正行為が見逃されたりしていることが時としてあるが、これらは、経験の浅い職員が工場を担当した場合に多く見られるとの申立てがあるので、これらについても施設において然るべく調査して対応されたい。	無	未報告	経験の浅い職員であっても、被収容者の不正行為を現認した場合は、厳正に対処している。今後とも、若年職員に対する研修を頻繁に実施し、同職員の職務執行能力の向上に努めたい。	G 職員
4047	/ 岐阜刑	H19.3.28	気に喰わない被収容者に対し、「おいこら」「てめい」「たわけ」「この野郎」などとの乱暴な言葉を発したり、食器孔の扉を乱暴に閉め被収容者への嫌がらせを行う舎房担当職員が存在するとの申立てがあるので、施設においては、このような言動がなくなるように、舎房担当職員への指導の徹底を計られたい。	無	未報告	被収容者に対する適切な言葉使いについては、職員に対し て指導を徹底している。また、食器孔や扉を乱暴に閉めるよ うなこともない。	G 職員
4061	笠松刑		職員の定員(136名)を常に確保していただきたい。 現在、職員現員は124名となっており、この中には産前産後 休暇、病気休暇及び長期研修の者が含まれている。これによ り適正な被収容者処遇が行われないことが懸念される上、職 員の勤務負担も増加している。		H19.3.5及び H19.3.26	今後は、若年職員が早期退職しないような職場環境作りに取り組み、働きやすい職場環境を整え、また、職員の意見に耳を傾けるなどして職員の定着率の向上を図り、処遇力の向上と職員負担の軽減に努める。なお、講じた措置としては、職員から「私の提言」としての意見を徴し、それを所内紙で公表の上、改善すべきは改善した。また、3月中旬には、4回に分けて全非番職員と職場環境の改善等に向けて研修会を実施した。さらに「里親制度」を制定し、若年職員の助言・相談制度を確立した。また、「提案箱」制度を設け、職員から執務環境の改善等の意見を広〈募集することとした。	G 職員
4073	福井刑	H19.2.22	(職員食堂の改善) 食堂スペースも狭く貧弱であり、食事時間が不規則となる職員の士気高揚・福利厚生面からも、職員食堂を改善することが望まれる。	無	H19.4.11	職員食堂のスペースが狭あいなため、昼食を待機室等で喫食する職員がいることも事実であり、職員の執務環境改善の観点からも、今後とも継続して職員食堂の拡張について本省当局に要望する。	G 職員
5030	大阪刑	H19.3.1	被収容者に対する刑務官の言葉遣いが悪い、という被収容者からの投書が複数通見られます。「お前」とか「殺すぞ」等の表現があったということです。まず、施設職員が被収容者をどのように「呼称」するのか難しい問題だと思います。「さん」付けには、いまだ抵抗がありますが、被収容者の人格やプライドを傷つけるような呼称は許されません。職員に対する人権教育という側面もあります。施設の長としての考えをお聞かせ下さい。	有	H19.3.29	受刑者に対する言葉遣いについては、適正なものとなるよう 折にふれ指導がなされています。当然のことながら、厳し〈注 意指導しなければならない場面も少なからずありますが、受 刑者を侮辱するような発言が認められるわけはな〈、職員の 発言が不当なものである場合は、処分の対象となることもあ る旨、回答した。	G 職員
5040	京都刑	H19.3.22	過剰収容の中で、必然的に職員への負担が大きくなります。 そのことはとりもなおさず、被収容者への対応にも反映します。 す。職員への高負担軽減の措置を求める。	有	H19.4.20	引き続き業務の省力化・合理化に努めるほか、民間委託の 有効活用等職員の負担軽減を図っていくこととしている。	G 職員

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5043	京都刑	H19.3.22	担当によって対応が異なる。担当の個々の収容者に対する対応が異なる。担当が横柄すぎる、威圧的である、などと、直接刑務官に対する不満が見受けられる。個々の収容者に不公平感を与えないために、何をどうずれば良いかについて、一層の工夫と努力が求められます。改善のための具体的な措置を求める。	有	H19.4.20	基本的には、統一的な対応、処遇の実践に努めているところであるが、被収容者個々の特性等を見極めて対応する必要性が生じることは、実際の処遇場面において多々あることであり、逆に画一的な対応、処遇を行うことによって、被収容者に対する矯正処遇の適正な実施を阻害する結果となることもある。引き続き公平かつ適正な処遇の実践に努める。	G 職員
5051	京都刑	H19.3.22	法が大き〈変わり、受刑者とのあり方などについても、職員の人たちの意識改革が必要な部分が多々あると思われます。 不断の教育・研修が必要であると思われますので、具体的な措置を求める。	有	H19.4.20	意識改革を図る必要があると認められる部分については、職務研究会や職員研修等を適宜実施するなどして、機会あるごとにその周知等に努めているところであり、引き続き適正処遇の実施に資するべ〈研修等を実施してい〈こととしている。	G 職員
5062	神戸刑	H19.3.31	職員の資質の向上について(受刑者の面前で、若い職員に対して強〈叱責しながら行う指導についての配慮)	無	H19.4.17	措置不実施(指摘の指導は、常態化しているものではなく、経験不足から安易に行った行為が回復困難な場合、即時的に指導しておかなければ、施設の警備及び規律維持に多大な支障を生じる場合に限って、かかる指導を行っているものであり、いたずらに叱責を伴った指導をしているものではない。また、現場で指導を受けた職員は、面接室等において、ミスをした原因、今後の対応等について指導するなど、フォローアップしており、このことが、実践を通じた資質向上策につながっている。)	G 職員
5076	加古川刑	H19.3.8	刑務官が休暇を取得しやすい環境を目指し、増員を含め体 制の再整備を検討願いたい。	無	H19.4.5	刑務所の新設等で、既存施設では増員は望めず、逆に減員対策を図っていかなければならないのが実情である(業務の合理化、効率化をさらに推進して、職員の負担軽減に努める必要があると考えている。)。	G 職員
5077	加古川刑	H19.3.8	新聞報道された事例や面接で苦情が集中する一部刑務官の 言動などは、公務員としての資質が問われているので、人権 教育や公務員倫理のあり方を徹底してもらいたい。また、管 理職には、部下職員の育成・指導を再認識し、適切な人権教 育や倫理研修の充実を図ってもらいたい。	有	H19.4.5	不適切な職務行為が認められた職員については、その都度 指導する等、必要な措置を講じているが、今後とも人権教育 や公務員としての倫理教育等の研修を充実させることとし た。	G 職員
5078	加古川刑	H19.3.8	刑務官の健康を守る観点から、特に精神面へのケアを願い たい。	無	H19.4.5	職員の精神面のケアについては、重要な問題であるので、対応を検討していくこととした。	G 職員

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5082	姫路少年 刑	H19.3.19	視察時に、職員が上司に各現場の状況を報告されているが、 部外者には、異常がない旨の発言以外は内容が聞き取れない。受刑者に対する号令や点呼は、規律の維持という点から 合理性があると考えられる面もあるが、職員間の応答は、一 般社会でのあり様が望ましいのではないか。	有	未報告	一部に報告要領等が形式に流されている嫌いが少なからず 見受けられたため、内容・方法等を実質的なものとして改め た。	G 職員
5091	奈良少年 刑	H19.3.30	職員による暴言や被収容者に対する理由のない差別行為を 行わないように指導・監督されたい。	有	未報告	差別行為は認められないが、今後とも職員研修等を通じて注意を喚起していくこととする。	G 職員
5098	奈良少年 刑	H19.3.30	職員が被収容者の人権をいたずらに侵害することのないよう 日常的な指導・監督と教育を進められることを望む。	無		職員が被収容者の人権をいたずらに侵害している事実は認められないが、今後とも各種職員研修等を通じて注意を喚起していくものである。	G 職員
6002	鳥取刑	H19.3.31	人員不足による収容者への対応の不備を防止するための職 員の増加並びに職員配置上の対処をより工夫されたい。	無	H19.4.26	夜間勤務については,被収容者の就寝時間(午後9時)に伴い,全ての被収容者が睡眠することとなり,特異な動静をする被収容者は限定されるため,少人数での職員対応が可能とされ,また,被収容者を処遇する場面も少ないものと考えられている。一方,昼間の勤務については,各種生活指導を占め,高度な処遇技術を有している職員での対応を余儀なられ,昼間勤務者に職員配置人員の多くを割かれているのが実情である。当所の被収容者の収容人員からすれば,最員定員が昨年度より2名減じられている状況にあるものの,職員定員の引上げは非常に厳しい状況にあるものと考えらの、業務の困難性等に理解を求め,引き続いて職員定員の引上げは非常に厳しい状況にあるものと考えらの事また,新採用職員については,必要な研修期間を経て,現場における勤務に就くこととなるが,当き続いて職員に直接しない周辺の職種から徐々に行わせた上で,夜間勤務者として登用することとしている。前述したとおり,昼間に直接しない周辺の職種から徐々に行わせた上で,を間勤高度な処遇技術を有する職員を配置する関係上,若年職員をで間勤務に就かせざるを得ない状況にあるため,古れまで間、職員個々の業務負担の軽減を検討した上で,職員個の可能を強化し処遇技術の向上に努める一方,これ、場間についても工夫・検討を重ねていく方針である。	

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
6013	岡山刑	H19.3.30	被収容者は、当然と思われる注意を受けた場合でも、職員の態度に問題があるとして、職員の態度が「横柄である。」「高圧的である。」などと反発し、素直に受け止めて反省する態度にならないことが多いと思われるので、そのような被収容者の心理を理解し、職員の態度や言葉遣いに気を配っていただきたい。		H19.4.12	職員の被収容者に対する言葉遣いに関しては,職員研修等で機会あるごとに指導しているところであり,今後も被収容者の入権を尊重した対応を行うよう指導監督を強化したい。	G 職員
6026	広島刑	H19.3.19	職員と被収容者との間で信頼関係を醸成するよう努力されたい。	有	H19.4.24	処遇部門の職務研究会等を通じ,被収容者に対する適切な 指導方法等について改めて職員に周知徹底した。	G 職員
6037	岩国刑	H19.3.29	職員の資質の向上と定員の増加に努められたい。	有	H19.4.1	平成18年4月1日には、131名であった職員定員が、平成19年3月30日現在で、職員現員は109名(欠員22名)であり、女子職員の20歳代が約31パーセントを占め、勤続年数においても5年未満が約29パーセントを占めるなど、若年職員が多く、また、結婚に伴う退職や育児休暇中の職員がいるなど、職員の定着に苦慮している状況である。そのような職員構成であっても、職員研修や職務研究会を通じて、職員の執務能力の向上や処遇力のレベルアップを図ってきたが、今後もさらなるレベルアップを図っていきたい。また、職員の処遇の公平さに関しても、一人の職員が多数の受刑者を処遇していることから、優先順位を決めて対応することもあり、ややもすれば被収容者の自分本位な考え方から公平さを欠くと感じる場合も考えられるので、その点も踏まえた実効性のある研修や職務研修会を今後も実施していきたいと考えている。	G 職員
7005	高松刑	08.6.26	施設職員の増員措置が必要であることについて	有		職員の増員は,施設単独で措置できる事項ではない。なお, 新年度に2名増員された。	G 職員
8009	北九州医 療刑	H18.11.16	「受刑者同士が口論になるような言葉を発したり,根拠もないようなうわさを流す受刑者がいます。そういう者に対しては,もう少し担当刑務官さん達がその人物に対して教育指導をしていただきたいです。」との提案について,実情を調査し,改善すべきことがあれば検討すること。	有り	H8.12.7	提案のような事案について、職員が黙認しているようなことはないか調査を行ったが、係る事実は認められなかった。工場等での受刑者の言葉遣い、いじめ、風評を流すなどといった集団生活環境を損なう言動をなす者を発見し、これを指導することは、処遇現場職員の最優先課題として取り組んでおり、今後も引続き、同趣旨の徹底について職員を指導していく旨説明した。	G 職員
8016	福岡刑	H19.4.24	医師の言葉遣いに不満を感じている被収容者もいるので,十 分に配慮されたい。	有	H19.4.27	職員の言動に関しては,細心の注意を払うよう常に指導して いる旨,回答した。	G 職員

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8057	大分刑	H19.3.20	施設の労働環境は極めて不健全な状況にある。このような異常な労働状況は、被収容者に対する処遇にも影響するのであり、可及的速やかに解消されるべきである。	無	未報告	収容人員の増加で職員の負担は過重傾向にあるが,労働環境が極めて不健全とは考えられない。	G 職員
8058	大分刑	H19.3.20	施設においては,平成19年4月から職員の補充が予定されているが,これによっても労働条件の改善を見込めない場合には,職員の定員増及びそのための予算措置まで含めた対策を講ずるべきである。	無	未報告	自庁のみでの対応は困難である。	G 職員

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1004	旭川		刑事視察委員会が設置した提案箱には、職員を含め誰でもが、無記名で投かんできることになっている。しかし、受刑者については投かんしょうと思った場合は、意見・提案書用紙を願せんを書いて刑務所から交付を受け、さらに投かん際して投かん許可という手続を踏まなければならない。すると、誰でもが無記名で自由に投かんできるという制度の趣旨とは裏腹に、用紙を入手、投かんする手続のために受刑者は刑務所側に提案箱への投かんをあらかじめ、告知しなければならない結果となっており、匿名性は刑務所との関係で保障されていない。刑務所では平成18年12月25日から、文書による願い出ではなく、口頭による申出で用紙の受領と投かんができるように制度を改めているが、なお、刑務所に対し匿名性を保障するには不十分である。これでは、せっかくの提案箱も利用しにくくなり、受刑者らの不満、意見を広くくみ上げようとした制度趣旨を没却している。受刑者らからの意見が広く寄せられることは当委員会の活動の基礎であり、もっと容易かつ自由に受刑者らの誰でもが意見・提案書を入手でき、また、誰が提案したか分からないように(匿名性の確保)、仕組みを工夫しなければならない。	有	H19.4.19	意見・提案書の交付及び投かんについて、職員が全〈関与せずに自由に被収容者に行わせることとした場合には、職員はその状況を把握することができない。その結果、同書を収納する秘密保持のための袋を貸与することができないので、居室内では、他の日用品等の物品と同様に保管することとなり、例えば、職員が捜検等の検査の際に、その同書の内容を見てしまうことが考えられる。したがって、現在の方法を継続していくべきものと考えるが、本件に関する他施設の運用状況もかんがみ運用について、さらに検討することとしたい。	H 視察委員会
1020	釧路	H18.12.6	釧路刑務所視察委員会広報の充実策を検討すること。		H19.2.14	被収容者用所内紙に掲載することとした。	H 視察委員会
2001	青森刑	H19.3.27	当委員会の委員の選出母体は,対外的にも被収容者に対しても公開すべきである。	無		平成18年5月23日付け矯正局長通達「刑事施設視察委員会に対する協力等について」の規定により,被収容者に対しては,委員の個人情報等を提供できない取扱いとなっている。	H 視察委員会
2002	青森刑	H19.3.27	被収容者から当委員会に対する意見書・提案書の投函方法 について,匿名性が確保されるよう,改善すべきである。	無		平成18年5月23日付け矯正局長通達「刑事施設視察委員会に対する協力等について」の規定により、申出者に対して意見書・提案書を交付し、投函させる手続となっている。	H 視察委員会
2021	福島刑	H18· 10· 14	提案箱の設置場所について, どの受刑者にとっても, 自由に 投函できる場所にすべきである。また, 投函すること自体の 秘密が守られるようにすべきである。	有	H19•3•13	提案箱の設置場所を各居室棟北側出入口付近に3箇所,第2舎南側通路出入口付近に1箇所,第3舎運動場出入口付近に1箇所に設置し,自近に1箇所に設置し,自由に投函できるようにした。また,郵送による意見書の発送を認め,投函すること自体の秘密が守られるようにした。	

			委員会の意見			講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
2047	盛岡少年 刑	H19.3.1	被収容者が施設に関する意見,提案を記載した書面を提案 箱に投函する際,提案箱への投函の匿名性が守られるよう な措置を検討するよう求める。	有	H19.3,29	職員が被収容者を視察している限り,被収容者が提案箱への投函を秘密裏に行うことは不可能であるように思われるが,提案箱への投函の匿名性がより守られる方法について,今適切後,委員会と協議することとした。	H 視察委員会
2048	盛岡少年刑	H19.3.1	委員会を4回を超えて開催する場合に,委員会に出席する委員に対してな旅費日当を支払うような予算措置を講ぜられるよう求め,また,委員会の開催目以外の日に委員が被収容者と面接を行う際に,委員に対して適切な旅費日当が支給されるような予算措置を講ぜられるよう求める。	有	H19.3.29	年度当初にその年度の委員会開催数を決め,4回を超える分についての予算を上級官庁に上申することとし,また,委員会の開催日以外の目に委員が面接等を行う際には,委員を官用車で送迎することとするとともに,本件意見を上級官庁に報告することとした。	H 視察委員会
3001	栃木刑	H18.9.1	意見提案書提出の手続きを簡略化する必要がある。	有	H18.9.1	用紙を提案箱と共に運動場に備え付け,運動時間中に記入させ,その場で自由に投函する方式に改めた。	H 視察委員会
3023	黒羽刑	H19.3.29	視察委員会の開催日数が年4回を前提とする予算措置その他の運用を改め、少なくとも年6回程度の開催を可能とするような条件整備に努められたい。	無	H19.4.16	平成18年度については,視察委員会が5回,小委員会が2回,宇都宮及び大田原拘置支所の視察が1回実施された。視察委員会に関する予算措置については,施設で措置できる事項ではない。	H 視察委員会
3034	市原刑	H19.3.16	提案箱は,受刑者が自由に意見・提案を書き投かんできる場所に設置することが望ましいので,設置場所を再検討されたい。	無	H19.4.19	投かん者の利便性を考慮し,設置数の増加,設置場所の変 更について検討したい。	H 視察委員会
3059	八王子医 療刑	H19.3.30	視察委員に対する旅費·目当の支払い回数を見直すべきで ある。	無	H19.3.30	日当支払い回数について,矯正局に要望することとしたい。	H 視察委員会
3067	横浜刑	H19.3.1	「意見・提案書」用紙を受け取るとき,願せんを提出しなくてもできるように改善すべきである。	有	H19.3.23	「意見・提案書」用紙をもらうための願せん提出は不要とした。	H 視察委員会
3072	横浜刑	H19.3.1	視察委員会の開催回数を少な〈とも6回まで可能となるよう予算措置を講じるべきである。	無	H19.3.23	上級官庁に伝達する。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3078	新潟刑	H19.3.16	1 被収容者が本委員会に対して忌憚な〈意見を述べられる環境の整備に関し、以下の点に配慮し、適切に措置されたい。(1)刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の趣旨・内容について、分かりやすい解説書を配布する等の方法で被収容者への一層の周知を図ること。(2)意見・提案を行う被収容者の匿名性が、とりわけ施設職員との関係で担保されるとともに、意見・提案を行ったこと自体が施設側に知られると処遇上の不利益を受けるという懸念に基づ〈被収容者の心理的な抵抗感を払拭するため、被収容者が、舎房等に備え付けられた用紙に自由に記載した意見・提案書を職員の立ち会いなしに提案箱に投函できる等の措置を講ずること。		H19.4.18	(1)刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の趣旨・内容については、受刑者の居室に備え付けている「所内生活の手引き」・「受刑者遵守事項等」の冊子の中で、同法に定められている受刑者の処遇に関する事項を分かりやすく説明しており、これにより周知徹底を図っている。しかし、今回の委員の意見を受け、同法律の趣旨・内容に関する解説資料を所内生活の手引き等の冊子に添付し、なお一層周知徹底を図ることとした。(2)意見・提案のための所定の用紙を居室に備え付けることについては、当該用紙の不正使用の防止や、ス有対でないては、当該用紙の不正使用の防止や、ス有対でないなしに投かんさせることは、居室外の区域にあいるとでないなしに投かんさせることは、居室外の区域における被収容者の自由行動が前提となると思料されるところ、これは戒護及び規律維持の観点から適当でないものと考える。なお、当該被収容者が提案・意見を行ったことをもって利益を受けることは全くない。また、当該被収容者の配慮をしており、相当程度確保されているものと置るなどの配慮をしており、相当程度確保されているものと置るなどの配慮をしており、相当程度確保されているものと置いては、これまで、一連の手続処理に当たる職員を持定するなどの配慮をしており、相当程度確保されているものによる。しかし、本件委員会の意見を受け、処遇本部前に設園通路に近い位置に移動させたほか、単独室に収容をされている者が投かんしやすいように新たに収容棟「階のエレベータ前に提案箱1個を増設した。さらに、新法施行後は未決者用に未決監に提案箱を増設する予定である。	H 視察委員会
3088	長野刑	H18.11.9	平成18年7月27日施設内で受刑者同士の暴行傷害事件が発生したこと,これが起訴されて刑事事件となったことが,新聞報道がなされるまで,当委員会には全〈知らせなかった。このような重大な事件については,当委員会へは情報を事前に開示すべきであると考える.情報の開示時期については,必要な調査や捜査等終了次第,委員会へはできるだけ速やかに通知すべきであると考える。	有	H18.11.15	情報の開示時期については,委員会に対して出きるだけ速やかに開示したいが,報道機関に発表する直前にならざるを得ない場合もある。なお,平成19年3月15日,施設側から委員会に対して,「主食への異物混入の事実,及び被収容者間の傷害事件が発生した。」ことの2件について,口頭で情報開示がなされた。	H 視察委員会
3100	静岡刑	H19.3.23	委員会活動について(委員会活動については,法務省矯正局発行の「刑事施設視察委員会の手引き」によれば,年4回程度の開催を想定しているとの記載があったものであるが,本所及び支所の視察,受刑者からの意見書の検討並びに委員意見の検討・作成・提出等を行うには,年4回の開催では到底足りないことが開催する毎に明らかになったため,第3回の委員会において第5回委員会を開催することとした。当委員会としては年6回程度の開催を可能とする予算措置等の改善を上申されたい。)	無	H19.13.30	上級機関による監査及び中央会議等の場において,貴会の 意見を公表することとする。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3109	水戸少年 刑	H19.3.29	視察委員会開催の回数の増加	無	未報告	予算の年額内示において、視察委員会の開催回数は、4回とされていることから、年度途中において、6回開催できるよう予算の増額を上級官庁へ要求することとしたい。	H 視察委員会
3122	川越少年 刑	H18.11.24	さいたま支所の提案箱の設置場所の改善について	有	H19.2.9	設置場所を変え,使用しやすいように改善	H 視察委員会
4001	岡崎医療 刑	H18.10.5	意見書の提出があった場合には、速やかに委員長若し〈は副 委員長に連絡されたい。	有	H18.12.14	投書があった都度、電話連絡をとることとした。	H 視察委員会
4002	岡崎医療 刑	H18.12.14	被収容者に同委員会の設置の趣旨説明文を作成の上、被収容者への周知徹底を図りたい。	有	H19.2.8	委員自ら作成したお知らせ文を各工場及び講堂に掲示させ た。	H 視察委員会
4064	福井刑		(願せんの提出を必要とする行為を減らし、口頭の申出でよいとすること) 視察委員会あての意見書の提出については、願せんの提出 を必要とするために提出をためらう受刑者もいることが考えられ、願せん不要とする扱いについて考慮されたい。	有	H19.4.11	視察委員会あての意見書・提案書の提出については、願せ んを不要とし、口頭の申出のみで行えるように改める。	H 視察委員会
4074	福井刑	H19.2.22	(提案書の一斉配布と一斉回収) 提案書を提出したこと自体を施設側に知られるのをおそれて、提案書を提出した〈ても提出できない受刑者もいると考えられる。そこで、提案書を一斉配布した上で、一定の期間後に、匿名性を保証した上で一斉回収するという方法による提案書の回収を実施されたい。	無	H19.4.11	提案書を受刑者に一斉に配布することは可能であるが、その 後の事務処理が膨大になることが予測されるものの、実施す る方向で検討するとともに、提案書提出の利便性を図るた め、提案用紙を各工場に備え付けるなどの方法も考えられる ので合わせて検討したい。	H 視察委員会
4075	福井刑	H19.2.22	(視察委員の希望者による一日刑務官の体験)視察委員は、 刑務所の実際の業務をほとんど知らないため、実態を詳しく 知るためにも、刑務官の仕事を実際に体験できるような措置 を講じられたい。	有	H19.4.11	施設の実情、特に職員の業務を御理解いただ〈ために有効な方策であると思われ、積極的に対応したい。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
4076	福井刑		(視察委員会ニュースの発行及び視察委員会についての説明会実施) 受刑者は、視察委員会の役割について、必ずしも理解しておらず、あるいは誤解している場合も多いと考えられる。そこで、受刑者向けの視察委員会ニュースを発行し、全受刑者に配布ないし回覧するか、あるいは、受刑者向けに視察委員会の説明会を実施するなど、視察委員から受刑者に対し直接連絡することができるような措置を講じられたい。	有		視察委員会の活動状況を周知させるため「視察委員会ニュース」等の頒布物があれば、工場食堂等に掲示することは可能である。 なお、刑事施設視察委員会の役割については、同制度の導入時に告知放送を実施したほか、「生活のしおり」にその概要を記載して周知を図っているところであるが、より周知を徹底するために今後とも告知放送を行うこととする。	H 視察委員会
4077	福井刑	H19.2.22	(職員との意見交換会の回数の増加) 施設職員との意見交換会は、視察委員の理解を深める上で 有益であったので、引続き意見交換会を実施することが有益 と考えられ、さらに理解を深めるためにも、回数を増やす方向 で検討されたい。	有		視察委員と職員との意見交換は、施設の透明性を確保する 観点からも意義があることと認められるので、意見交換会の 回数を増加することとしたい。	H 視察委員会
4078	福井刑	H19.2.22	(委員会開催回数の増加) 本年度の委員会開催数は5回であったが、来年度も同等か それ以上の開催が必要と考えられる。しかし、全委員がボラ ンティアで出席することが適切であるかどうかについては検 討の余地があり、福井刑務所においても、委員会開催数の増 加を見込んだ予算の確保を検討されたい。	無	H19.4.11	委員会の開催に要す予算措置は、年間4回分となっているが、これをもって開催回数を制限するものではない。しかし、視察委員は、非常勤職員であることから、開催回数に応じて予算措置を講ずる必要があるので、今後とも本省当局へ要望することとする。	H 視察委員会
4083	金沢刑	H19.3.23	当委員会については、「所内生活の手引き」及び「収容開始時の告知事項」により周知されているとのことであるが、同一の受刑者からと思われるものも多く、広く多数の受刑者からのものとは言い難いため、より多くの意見を聞くためにも当委員会の周知の工夫を検討されるよう求める。	有	H19.4.26	金沢刑務所視察委員会の周知については「所内生活の手引」及び「収容開始時の告知」の文書をもって実施しておりますが、この周知方法に加えて、新たに定期的な所内放送による告知を実施するなどして視察委員会の一層周知を徹底したいと考えております。	H 視察委員会
5035	大阪刑		平成18年において、本施設内で死亡した被収容者は今のところ7名だと聞いています。これらの死亡者の死亡原因をお教え下さい。そして、今後、本施設内において死亡者が出れば、速やかに、当委員会に死亡の事実、死亡原因、死亡の経緯等につきましてお知らせいただきたい。当委員会が必要と判断したときは、カルテ等の資料も開示してください。	有		被収容者が死亡した場合、警察署、検察庁に通報しており、また、一定のものについてはマスコミに公表しています。死亡者のあった都度、視察委員会へ通知することについては、今後の検討課題としたいと考えます。なお、平成18年の死亡者は7名であり、死亡原因は、急性気管支肺炎、うっ血性心不全、肺がん、癌性悪液質、癌性腹膜炎、癌性腹膜炎及び胃肉腫、急性心臓死である旨、回答した。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5036	京都刑	H19.3.22	視察委員会の存在や役割が十分受刑者の人たちに周知されているとは言い難いので、理解されるよう随時委員会についての情報を流すなど、一層の工夫と改善の措置を求める。	有	H19.4.20	各居室備え付けの「所内生活の心得」に刑事施設視察委員会の役割や機能をはじめ、意見提出の方法等を記載しているほか、入所時等においても告知するなどして、その周知徹底を図っている。	H 視察委員会
5037	京都刑	H19.3.22	提案する場合に、その都度、用紙を受け取る制度は、誰が提案しようとしているのか、誰がしたのかが、刑務官らに分ってしまうようになる。匿名性を維持し、自由に意見が述べることができるよう、意見・提案用紙については、例えば入所時等に配布する「所内心得」などに、あらかじめ数通綴じ込んでおくなどの方法を含め、自由に使用し投函することが可能なように工夫されるよう求める。また、「自由記載欄」だけでは、書ききれない問題も多々あろうかと思います。自由に書けるよう十分な配慮を求める。	有		提案の秘密性が保持できるように十分配慮している。また、 提案用紙については、本人の希望により、特別な制限を設け ることな〈本人に交付しており、書ききれない場合は私有の便 せん等の使用を認めているなど、十分に意を汲んだ取扱いと している。	H 視察委員会
5038	京都刑	H19.3.22	委員会の回数については、予算措置上、あらかじめ年4回という限定を付さずに、委員会の自由な判断で必要に応じて増やせるような措置を求める。	無	H19.4.20	各施設における委員の職種、立場及び時間的都合等を斟酌して、年4回という、ある程度の基準が示されたものと考えられるところ、開催回数については委員会が判断して決めてもらってよい。ただし、開催の日時については事前に当所と協議願いたい。	H 視察委員会
5063	神戸刑	H19.3.31	視察委員会にかかる予算計上のあり方について(年6回以上 の委員会開催の予算措置)	無	H19.4.17	措置不実施(施設単独で措置できる事項ではない。)	H 視察委員会
5068	加古川刑	H19.3.8	視察委員会の存在や設置の趣旨が受刑者に十分に周知されていないので、積極的に周知願いたい。	有	H19.4.5	視察委員会の存在及び設置の趣旨については、当所においては全受刑者に配布している「被収容者生活心得」に明記し、さらに入所時指導の際にもビデオ放映により説明しているほか、委員会が受刑者を対象に作成した、委員会活動に係るパンフレットを掲示及び回覧方式で周知を図っていた(今後は更に周知を図っていくこととしたい。)	H 視察委員会
5069	加古川刑	H19.3.8	委員会の行う面接やその他の活動に対応した場合、受刑者 の作業報奨金が減額される不利益にならないよう本省に諮る など配慮を願います。	無	H19.4.5	作業報奨金は、昨年施行された新法に、実際に作業を行った 受刑者に支給されることと明記されており、面会や運動等と 同様に、作業ではない委員との面接等の時間についても立 法上の要請から支給することは相当ではない。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
5083	姫路少年 刑		本年は、当委員会が置かれ、活動した最初の年度であり、委員会開催についての十分な時間が確保できなかったのではないかとの感がある。とりわけ、厳しい勤務条件で働いておられる刑務官から意見を聞くことができなかったことは残念である。年4回の委員会の回数で、法が期待する十分な活動ができるのかという点も含めて、施設においても委員会の活動を検討されるよう要望する。	無		職員からの意見聴取については、委員会からの要請に最大限応じたい。 視察委員会の開催回数については、委員会の要請に応えられるよう、本省当局に報告する。	H 視察委員会
5084	神戸拘	H19.3.1	平成18年度には、被収容者からの提案書の提出がなかったことから、委員会の活動及び提案書の提出について、さらに周知願いたい。	有	H19.4.17	委員会の活動及び提案書の提出について、刑執行開始時の 指導時に庶務課長が周知するとともに、今後、提案箱の増設 や行事等の機会をとらえて、より周知する。	H 視察委員会
5099	奈良少年 刑	H19.3.30	被収容者からの意見・提案書を投函するにあたり、申告制を とっているが、この申告制については速やかに廃止すべきで ある。	無無	未報告	「刑事施設視察委員会に対する協力等について」の通達に基づき、苦情の申し出の書面を作成する場合に準じて当所も運用しており違法な点は認めらない。しかしながら、当所視察委員会の意見を尊重し、今後、広〈関係職員に周知し意見を徴し、また、他施設の状況も踏まえながら、見直し等について検討してい〈こととしたい。	H 視察委員会
5104	滋賀刑	H19.3.25	提案箱が利用されやすいよう、提案方法や設置場所を検討さ れたい。	有	H19.4.24	提案書が出しやすいように、各寮舎各階に提案箱を設置し た。	H 視察委員会
6007	鳥取刑	H19.3.31	来年度の当視察委員会の開催日数について最低年5回できれば年6回の確保を検討されたい。	有		国民の代表者として位置付けられている視察委員会と施設 運営を考察していくことが、国民に対する「説明責任」を果た し、透明性を維持する結果となり得ることから、視察委員会の 開催回数を増加し、より深い理解と協力を得たいところである が、一定の予算が画一的に配分され、その範囲内での開催 となることから、制約された回数となっているのが現状であ る。 全国的な動向を洞察しながら、最大限の予算措置につい て、本省に要求する方針である。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
6014	岡山刑	H19.3.30	被収容者の意見・提案については、施設側として丁寧に対応するという態度を示していただき、意見・提案をすると不利益を受けることになるのではないかというような不安や誤解が生じることがないよう、意見・提案が出やすい雰囲気を作るとともに、建設的な意見は積極的に採用していただきたい。また、被収容者に誤解などが生じることがないよう、規則の説明や施設側が考えていることなどを周知させるような配慮をお願いしたい。	無	H19.4.12	被収容者の意見・提案については、真しに受け止めており、 意見・提案を行った者に対して不利益処分を科すといった対 応は行っていない。なお、建設的な意見については、予算、 その他の事情が許す限り今後も対応したい。規則の説明が 具体的に何を指しているのか不明であるが、被収容者には、 個々の居室に生活心得等を備え付け、できうる限り平易な言 葉で規則の説明を行っている。また、季節にあわせた処遇の 変更がある場合等には、担当職員からその都度速やかに告 知を行わせている。	H 視察委員会
6031	広島刑	H19.3.19	視察委員に対する研修などについて(委員会の役割・意義などについての研修及び他施設の視察委員会との意見交換等の場を設けてほしい。)	有	H19.4.24	視察委員会からの要請に基づき,研修等を実施していきたい。	H 視察委員会
6034	山口刑	H19.3.9	提案箱に対する被収容者の利用を高めるよう工夫されたい。	無	H19.3.27	「所内生活の心得」を室内に所持させ,その中で,詳細に記載して説明しているが,委員会の意見を踏まえ,この利用が高まる方策を工夫していきたい。	H 視察委員会
6039	岩国刑	H19.3.29	提案箱設置の広報と自由な提案のできる措置を講じていた だきたい。	有	H19.4.3	これまでは、委員会に対する「意見・提案書」を提出する場合は願せんで願い出させていたが、平成19年3月1日から「意見・提案書」を各工場等に備え付けることとし、被収容者が自由に「意見・提案書を投函できるように改めた。	H 視察委員会
6040	岩国刑	H19.3.29	年6回の委員会開催の予算措置を講じていただきたい。	無	H19.4.4	予算の措置については、当所のみで対応は困難であるので 上級官庁に委員会から委員会開催に伴う予算措置の増額の 意見があったことを報告したい	H 視察委員会
6044	広島拘	H19.3.23	提案箱に一通も投函がなかったので,この点について,検 討·工夫をお願いします。	有		新たに入所時の個別面接において,視察委員会の役割について説明することとした。	H 視察委員会
7001	徳島刑		視察委員会の存在意義を周知するための「徳島刑務所視察 委員会よりお知らせ」と題する文書について,所内に掲示ること。	有	H18.12.19	左記文書を各工場の食堂に掲示した。	H 視察委員会
7013	高知刑	H19.3.7	提案箱の趣旨説明について,視察委員会で作成した「高知刑 務所視察委員会よりのお知らせ」を工場・舎房に回覧し,周 知させること。	有	未報告	お知らせ文をパウチ仕上げし,19年3月29日に各工場等に備え付け,被収容者がいつでも閲覧できるようにした。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
7016	高知刑	H19.3.7	提案箱の管理のため封印することを検討しているが,委員会 印鑑の作成を求める。	無	未報告	上級官庁に印鑑の作成の是非について照会したところ,法務省公印規程を改正する必要があることから,その是非について検討する旨回答を得ている。	H 視察委員会
8001	北九州医 療刑	H18.8.29	提案者面接を行い提案書の内容を正確に把握する上で,あくまでも任意でよいが,提案書に提案者名を記入させることについて検討されたい。	無し	H18.8.29	プライバシーを保護する観点から,従来どおり,提案書の名前は記載させないこととする旨説明した。	H 視察委員会
8002	北九州医 療刑	H18.8.29	提案箱は,現在,移動用として1個,運動場に2箇所設置されているが,被収容者が提案を出しやすくする一方法として,提案箱の設置箇所を増やす必要がないか検討されたい。	有り	H18.9.15	従来に加え,各収容棟の階ごとに設置することとし,計6箇所に提案箱を増設した。	H 視察委員会
8005	北九州医 療刑	H18.1.16	委員に対し,面接を希望する被収容者がいないので,委員と面接をすることが可能であることを,改めて被収容者に周知させてほしい。	有り	H18.12.7	一居室備え付けの「所内生活の心得」の中の視察委員会制度の説明文に、視察委員との面接が可能であることを追記し、再度被収容者に周知させた。	H 視察委員会
8010	北九州医 療刑	H19.1.25	視察委員会に関する制度説明をより一層徹底する必要がある。口頭での説明ではなく、分かりやすい文書(例;日弁連作成の冊子)の配付が必要と思われる。	無し	H19.2.17	法第15条第1項に規定する入所時の告知事項(冊子),所内 生活の心得(冊子)及び平成18年5月1日付け受刑者用の 新聞「人」等で周知を図っている。周知方法については,今後 更に改善していく。	H 視察委員会
8023	福岡刑	H19.4.24	視察委員会の回数について,予算上は年4回を前提としているが,年6回程度可能となるよう条件整備に努められたい。	有	H19.4.27	施設限りでの対応は困難であるが,必要に応じて予算増額 上申等の対応をする旨,回答した。	H 視察委員会
8024	福岡刑	H19.4,24	委員会以外に研修会及び勉強会の開催を検討されたい。	有	H19.4.27	委員会の要望に応じて,日程調整等に努める旨,回答した。	H 視察委員会
8025	福岡刑	H19.4.24	職員との意見交換会の開催を検討されたい。	有	H19.4.27	委員会の要望に応じて,日程調整等に努める旨,回答した。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8026	福岡刑	H19.4.24	接見禁止中の被告人が視察委員会との面接を希望している場合に,接見禁止の一部解除をして面会できるよう検討されたい。	有	H9.4.27	検察庁の通知で、罪証隠滅等特段の事情がない限り刑事視察委員会及び同委員は接見等を禁じる相手から除外することとされており、その場合には一般の被収容者同様に面接及び意見の提出が可能である。除外されていない場合は、そのままでは面接及び意見提出ができないので、本人が視察委員会に対して面接又は意見提出を希望する場合は、裁判所への接見等禁止一部解除の申請を促すこととする旨、回答した。	H 視察委員会
8027	福岡刑	H19.4,24	医療関係の不服で面接を申し出ている被収容者に係るカル テの開示について検討されたい。	有	H19.4.27	個人情報については,個別に検討する旨,回答した。	H 視察委員会
8038	麓刑	H19.3.5	提案・意見書は多数寄せられるが、4回の委員会ではすべてについて十分な調査を行うことができなかった。また、任期も1年で全員改選となるため、次期の委員が最初からやり直すのでは、十分な視察ができないと思われる。	有	H19.4.18	委員会の開催回数については、今後検討すべきと考える。平成18年度は4回としたが、各委員の出席が可能で過半数の出席があれば、回数を増やすことは可能である。委員の任期については1年とされているが、再任も可能とされている。任期の1年については、法律の規定するところであり、法律の改正を待つことになる。委員会から提出された当該任期に関する意見については、法務大臣に提出することといたしたい。	H 視察委員会
8043	長崎刑	H19.3.19	受刑者に施設委員会の存在を充分に周知されたい。	あり	H19.4.25	受刑者に閲読させる所内誌「うんぜん」に視察委員会に関する記事を掲載し,周知徹底を図る。	H 視察委員会
8045	長崎刑	H19.3.19	委員会開催時以外で各委員が提案箱の回収等個別に活動 した場合にも,当該委員へ手当が支払われるよう予算を組ま れるよう求める。	なし	H19.4.25	当所視察委員会の意見を上級官庁に報告する。(施設で対応できる問題ではない。)	H 視察委員会
8056	大分刑	H19.3.20	制圧及び保護室使用時の録画ビデオの視聴の可否について 質問したのに、いまだ施設より回答されていない。制圧等が 適切になされているか確認するため、委員会が録画ビデオの 視聴をすることを認めるべきである。	無	未報告	検討させていただきたい。	H 視察委員会

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8059	大分刑		委員の活動は委員会の出席のみではない。中津拘置支所視察も委員会の活動に含まれるが,大分市内に住居する委員は,同支所視察は,高速道路を利用して自家用車で訪れても午後一杯を要するものであったにもかかわらず,これについて手当てが支給されていない。最低限,大分駅から中津駅までの特急料金ないし高速道路通行料及び燃料代程度は支給すべきである。普通列車運賃のみしか支給されていない。	無	未報告	自庁のみでの対応は困難である。	H 視察委員会
8060	大分刑	H19.3.20	委員に対する手当は予算の関係で委員会開催日6回分が支給されたが,委員会開催日とは別に,委員が交替制で施設を訪れ提案書等の開封作業を実施したが,その際には手当はおろか交通費さえ支給されていない。この点は明らかに不合理であり委員会活動を軽視した取扱いである。		未報告	自庁のみでの対応は困難である。	H 視察委員会
8077	宮崎刑	H19.3.20	委員会の活動は,調査,視察,面接,研究などに必要な予算 の確保を求める。	無	未実施	当初4回の会議予算であったが,5回の会議が立案されたため,増額示達を受け支給した。予算については施設単独で措置できる事項ではない。	H 視察委員会
8078	宮崎刑	H19.2.16	委員の任期は1年であるが,原則1回程度は再任が望ましい。	有	H19.2.16	委員長(弁護士)以外3名は再任である。	H 視察委員会
8079	宮崎刑	H19.2.16	委員会活動に対する尚一層の協力を求めるとともに,施設内 文書の標目の一覧を予め配布していただきたい。	無	H19.2.16	協力する。文書については今後検討する。	H 視察委員会
5023	大阪医療 刑	H19.3.31	受刑者が意見・提案書を自由に提出できるような対応をとること	有	未報告	提案箱に、提案書を敷設し、自由に記載投函できる方法を執 ることを検討したい。	H 視察委員会
5024	大阪医療 刑	H19.3.31	施設側として、 現時点で、どのような事項を取り組むべき重要課題ないし改善すべき重要課題と考えているか(課題)、それらの課題にどのように対処していくか(対応策)、 それらの課題につき2008年3月までにどこまで解決するつもりなのか(達成目標)について本委員会に提示すること	有	未報告	視察委員会開催の機会を踏まえて、当該課題、対応策、達成 目標等を提示していきたい。	H 視察委員会

			 委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1026	函館少年	H19.9.26	除細動器(AED)の導入を検討されたい。	有	未定	平成19年3月30日に整備した。	Ⅰ その他
3043	市原刑	H19.3.16	受刑者から「娯楽室が寒いので,ストーブを入れてほしい。」 との要望がなされている。	無	H19.4.19	構造上の問題もあるが,検討したい。	Ⅰ その他
3092	静岡刑	H19.2.22	保護室の報知器は、保護室内の被収監者が能動的に外部との連絡を取る重要な手段であって、その設置の必要性が認められるから、全保護室内に報知器を設置されたい。	有	H19.3.15	1 当所には,旧保護室棟に2室,新保護室棟に2室それぞれ保護室が設置されているが,前者には設置当初から報知器の設備がなかった。一方の後者については,押しボタン式の報知器は備はあるものの,被収容者が複数回にわたり破壊し,あるいは,不要にボタンを押し続け,報知器の受信音が監視卓業務に支障を来たす状況が多数件発生したため,平成15年前後に断線の上,報知器機能を停止させたまま現在に至っている。したがって,報知器に替わる連絡手段としては,いずれの保護室にも設置されている集音装置付監視カメラを利用し,収容されている被収容者と監視卓勤務職員との意思の疎通を図っている。2 新保護室2室の断線復旧を早期に調査し,また,旧保護室2室の新規報知器の整備については,上級機関から現行保護室の報知器機能の仕様書や図面等を取り寄せ,整備に向けて前向きに検討することとしている。3 本省では,例えば,大声対応の保護室,汚損対応の保護室等の整備を進めているところ,先般,当該保護室の整備希望調査がなされていることから,近い将来は,当所にも現行仕様の保護室が整備されるものと思料される。	Ⅰ その他
1003	札幌	H19.3.30	被収容者から多くの苦情・提案が為されたが、その中には、 貴施設がとる具体的措置の妥当性に関して、十分理解していない、または、誤解しているのではないかと思われるものがある。これをこのまま放置しておくことは、被収容者と貴施設の間の不信関係を助長しかねない。そのことによって、社会化処遇が損なわれかねない。したがって、貴施設の具体的措置を理解してもらうべく、適切な案内・伝達手段を工夫されたい。	無		被収容者が理解していない事項又は誤解している事項については,放送,書面等を通して定期的に説明,指導等ができるよう検討していきたい。	Ⅰ その他

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
1007	旭川	H19.3.27	受刑者は自らが受けた措置,行為,処遇について,審査の申請,事実の申告,苦情の申出をなすことができ,受刑者が当該申請をなすにあたり,刑事施設の長は秘密性を保持するため必要な措置を講じなければならない(法第124条)。しかるに,矯正管区長からの回答があった場合,当該施設の職員が回答を開封の上,職員立会のもと受刑者に正本,謄本を交付し,あるいは口頭で回答内容を告知する扱いとなっている。かような実態は,不服申立時において秘密が保持されていても,回答時には不服申立の内容もその不服申立についての回答結果も施設側に明らかになっているといわざるを得ない。不服申立に秘密性を付与した趣旨は,当該施設や職員に気兼ねすることなく,自由に不服を申立てられるようにすることにあり,回答時にこの秘密性が守られないとするならば制度の趣旨にもとることになる。不服申立制度については一貫して秘密性を付与すべく,回答方法等取扱いを改善すべきである。			不服申立制度については、当所だけで措置を講ずることはできないので、御理解を賜りたい。なお、視察委員会からの意見については、「刑事施設視察委員会の意見に対する措置等報告書」に記載することで、上級機関に報告することとしたい。	Ⅰ その他
1018	網走	H19.3.23	午睡時間中に癒し系の音楽を増やすことを検討されたい。	無	未報告	次年度 , 午睡実施時期に検討する。	Ⅰ その他
2003	青森刑	H19.3.27	新制度の内容・運用について,被収容者に対し,わかりやす い形で周知徹底を図られたい。	有		職員に周知を図り,被収容者に対しても可能な限りわかりやす〈するよう表現等を工夫しつつ,説明し,周知徹底を図ることとする。	Ⅰ その他
2016	秋田刑	18.11.16	節電について検討	有	18.11.16	節電,節水対策については,職員はもとより全被収容者に対し,常態的に心がけるよう呼びかけをしているが,再度,節電可能な箇所及び時間帯を検討し,節電について実施させた。	Ⅰ その他
2022	福島刑	H18• 10• 14	居室の呼称に関しては、監獄法の下の「房」ではな〈,新法下の「室」に徹底すべきである。	有	H19• 3• 13	新し〈指示を発出し,監獄法時の呼称を新法に基づ〈呼称に 改め,職員の注意を喚起した。	Ⅰ その他
2034	山形刑	H19.3.1	土目・休日の午睡時に点灯してほしい旨の要望があったが, 現在の扱いは,土目・休日の午睡時に勉学又は読書等で点 灯を希望する場合は点灯しているとのことであるが,そのこと を現場に徹底するように求める。	有	H19,3.22	午睡時の点灯については,平成18年5月及び7月にも指示を発出し指示しているが,これを確実に履行するようあらためて指示した。	Ⅰ その他

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
2036	山形刑	H19.3.1	動作時限で,6日50分已,7日5分,7日30分出役となって おり,食事から出役までの時間が短い点,起床時間が遅い点 など,改善を検討すべきである	無		被収容者の動作時限については,職員の勤務時間及び全国の刑事施設の現状があるので,施設単独で措置できる事項ではない。	Ⅰ その他
2037	山形刑		就寝時間中に刑務官が緊急性がないのに舎房の電話を使用し,大声で話している。就寝時間中の巡回の際にエレベータを使用し音がうるさいという苦情が出されている。就寝時間中の舎房の電話使用は必要最小限であるし,エレベータ使用も特に必要な場合ということなので,そのことを現場において徹底するよう求める。	有	H19.3.22	夜間における電話の使用及びエレベーターの使用については,従前から被収容者の就寝を妨害しないよう留意して勤務させているが,今後ともこれをより徹底するようあらためて指示した。	Ⅰ その他
2038	山形刑	H19.3.1	受刑者が他の受刑者を殴って傷害を負わせた件が発した。 現場において,受刑者同士のトラブルを未然に防ぐよう努力を求める。また,処遇困難者が他の優良な受刑者に悪影響を及ぼさないよう,十分配慮することを求める。	有		被収容者同士のトラブル防止について, 遵守事項(未決・既決)に,他人に迷惑を及ぼす行為として「他人に暴行を加え,若しくは傷害を与え,又はこれらの行為を企ててはならない。」として定め,機会あるごとに受刑者等に注意を喚起して受刑者同士のトラブルの防止に努めているが,これをより徹底するようあらためて指示した。	Ⅰ その他
3013	黒羽刑	H19.3.29	コミュニケーション手段にハンディキャップを持っている外国 人収容者との意思伝達に際しては,更なる配慮をされたい	有	H19.4.16	受刑に対する日本語教育,職員に対する外国語研修等を実施しているが,引き続き円滑な意思疎通ができるように努めていく。	Ⅰ その他
3032	千葉刑	H19.3.28	八日市場拘置支所は経年による老朽化が著し〈, 処遇環境 及び執務環境も劣悪な状況にある。 抜本的な対策が必要で ある。	有		機会あるごとに各所修繕を行うとともに,本年度には調査費が示達されたことから,建替工事の早期実現を図る。	Ⅰ その他
3047	八王子医 療刑	H19.3.30	バリアフリー化を早急に実施し,将来的には,施設の全面的な改築をする必要がある。	無	H19.3.30	バリアフリー化が必要な所に優先順位を付け予算事情を勘案して実施することとしている。なお,施設の全体改築については,矯正施設全体の医療需要等種々の事項を勘案し検討すべき事項であり,当所は回答できる立場にない。	Ⅰ その他
3048	八王子医 療刑	H19.3.30	釈放時の受刑者の医療扶助のシステムを確立すること	無	H19.3.30	保護観察所,医療機関及び地方自治体等に対し更なる理解と協力を求め,医療扶助の必要な受刑者の釈放が円滑に実施できるよう努めたい。	Ⅰ その他

			委員会の意見				
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3051	八王子医 療刑	H19.3.30	臓器移植希望者のために、臓器提供の手続きを定めること。	無	H19.3.30	生体臓器移植については刑執行上不可能であるが,死亡後の臓器移植については,生前に本人と家族等及び臓器移植関係機関との間で意思統一されていれば,本人の死後速やかに家族等に遺体を交付することは可能である。	Ⅰ その他
3052	八王子医 療刑	H19.3.30	障害者基礎年金の申請,等級変更及び身体障害者手帳の 交付手続きに協力すること。	無	H19.3.30	身体障害者手帳の交付及び等級変更等の手続きは,施設収容前の居住地の都道府県知事に対し本人が申請し,また,認定医による診察が必要な場合は,本人が都道府県知事に対し矯正施設への医師の派遣を依頼すべきものであり,当所としては,本人の依頼により都道府県知事が派遣した医師による診察に際し場所の提供等の便宜を図ることとなる。	
3053	八王子医 療刑	H19.3.30	自由刑の執行停止の制度を大幅に活用すること。	無	H19.3.30	刑事訴訟法第480条及び同第482条第1号に規定の事由 が認められる場合は法令の適用を求めることとしている。	Ⅰ その他
3071	横浜刑	H19.3.1	横浜弁護士会人権擁護委員会の調査等には,誠実に対応すべきである。	無	H19.3.23	文書照会の回答や被収容者の面会について,今後とも引き 続き適切な対応に努める。	Ⅰ その他
3076	横須賀刑		横須賀刑務所に収容されている外国人受刑者と比べて悪い 待遇を受けているとの印象をもっている日本人受刑者が少な からずいるので、実際処遇に格差がないかどうか、また格差 があるように受け取られている原因がどこにあるか等につい て、検討をお願いしたい。	無	H19.3.1	横須賀刑務所の外国人受刑者(米軍関係受刑者)に対する 取扱は,刑事裁判管轄権に関する事項についての日米合同 委員会において,日米両国間の慣習等の相違に適当な考慮 を払うものとされていることを踏まえて実施している。	Ⅰ その他
3085	長野刑	H18.9.12	講堂が窮屈であり不都合が生じている。	有	H18.9.28	講堂の1階に870人が入ると窮屈になり,周囲は歩けなくなる状態である。現在,講堂2階席にはテレビモニター(2笛所)を設けており,被収容者が舞台を見られるよう改善をした。また,全被収容者を収容可能な仮設講堂を設置しており,全被収容者が一堂に会しての卓球大会などに利用されている。	Ⅰ その他
3114	川越少年 刑	H18.10.4	献血,ドナー登録,募金などボランティア活動をできるようにし てほしいとする件について	無	H19.2.9	職員の負担増を伴うとともに所内で行う必要性は極めて低い 旨を説明	Ⅰ その他
3115	川越少年 刑	H18.10.4	廊下側への網戸の設置について	有	H18.11.9	引き戸等構造上改修困難な居室以外(全体の60%)に網 戸を設置 改修困難な居室については殺虫剤を貸与する方 法で対応	Ⅰ その他

			委員会の意見			講じた措置	
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
3116	川越少年 刑	H18.11.9	私物棚の増設について	無	H18.11.9	基準要領を満たしており、当所独自で変更できるものではない。 い	Ⅰ その他
3117	川越少年 刑	H18.11.9	窓を拭いてほしいとの件について	有	H18.11.9	構造的に拭ける箇所については対応可能である。高層階に ついては,予算上等から実施困難	Ⅰ その他
3126	川越少年 刑	H19.2.9	収容する際,タオル掛けが狭く,タオルを折らなくてはならず,乾きにくいことの改善について	有	H19.3.26	既存のタオル掛けに1枚,タオル掛けの端にハンガーを1個 貸与し,これに1枚掛けることとした	Ⅰ その他
3130	松本少年刑	H19.3.30	外部から招〈専門スタッフに対する日当旅費を増額されたい。	有	H19.4.25	外部招へいによる医師に対する医療謝金等の支払いについては,施設の実情に応じて法務本省から示達された予算の範囲内で対応しているもので,施設単独で措置できる事項ではない。	Ⅰ その他
3137	東京拘	H19.3.29	廊下・接見室等に時計を設置すること	有	H19.4.25	運動,入浴及び面会等の際に時間を確認することができるようにするため、各運動場,面会所及び居室棟に時計を設置し,また、入浴揚にはタイマーを整備することで準備を進めてまいりたい。	Iその他
3139	東京拘	H19.3.29	運動場・巡視路等にプランター・花壇を設置すること	有		花壇の設置については、当所の構造上困難であるが、運動場及び収容期間が長期にわたる被収容者が収容されている居室外窓側巡視路に、環境に適した植物を植栽したプランターをより一層整備することについて、水遣り等の管理ができる範囲で実施してまいりたい。	Ⅰ その他
4003	岡崎医療 刑	H18.12.14	日本弁護士連合会発行の「受刑者の皆さんへ」を希望者に閲 覧できるように便宜を図ってもらいたい。	有	H19.2.8	「受刑者の皆さんへ」(日本弁護士連合会発行)冊子を希望 者に閲覧させる取り扱いとした。	Ⅰ その他
7014	高知刑		12月13日付け新聞で報道された高知刑務所の個人情報漏えい事案の経緯及び再発防止策及び1月24日付け新聞で報道された徳島刑務所で発生したプログに受刑者犯歴を登載したことにかんがみ,高知刑務所における情報機器使用上の事故防止策を回答すること。	無	未報告	5月に実施予定の委員会で報告すべ〈準備中	Ⅰ その他

			委員会の意見			講じた措置	
dataID	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8030	麓刑	H19.3.5	制度の説明(新法施行による処遇等の変更),また当視察委員会への面会や提案書の意味など,十分に理解できるよう配慮,工夫をすべきである。	有	H19.4.18	新法施行に当たっては,施行に先立って平成18年5月19目,全被収容者を対象に,1時間10分,体育館に集合させ,A4版8枚のレジュメを配布し説明を行った。それ以降入所した被収容者に対しては,新入時教育時に担当者ごとに制度の説明を行っている。また,委員会意見のとおり,被収容者の中には優遇措置や評価に関する理解力の低さが認められたため,本年2月及び3月の2回にわたり,所内紙「きぼう」に,「新法について」と題して説明を行い,周知を図った。さらに,書面による説明は,被収容者が制度を十分理解し得ないことも認められることから,今後も,機会を見て口頭による説明を併せて行っていく。	Ⅰ その他
8082	沖縄刑	H18.9.13	居室に鏡を設置してはどうか。	有	H19.2.21	営繕工場において,加工(エンビシートにミラーフイルムを貼り付けたもの)製作し,1月末,本・支所すべての一般居室に設置した。	Ⅰ その他
8089	福岡拘	H19.3.16	提案箱の意見及び申し出の結果に基づき,日常的な所内運営について,現行の物的・人的施設の範囲内で,可能な改善に努力されたい。	無し	H19.3.30	被収容者からの提案書等の内容について,実情を調査した上で,改善の必要性が認められれば,可能な限り改善することとしたい。	Ⅰ その他
4049	岐阜刑	H19.3.28	1週間を越える保護室収容者についても、可能な範囲での入 浴を認められたい。	無	未報告	他人に危害を加見るなど、施設の規律秩序を侵害するおそれが高い状態にあり、入浴実施は不可能である。 そもそも入 浴可能な状態であれば、速やかに保護室収容を解除してい る。	Ⅰ その他
5055	京都拘	H18.10.16	運動終了後の足洗い場を修理してほしい。	有	H18.12.22	補修を行った。	Ⅰ その他
5057	京都拘	H18.12.22	老朽化による施設設備の破損、雨漏り等の補修に努められ たい。	無	H18.12.22	施設改築等について、本省に対し要望している。	Ⅰ その他
5025	大阪拘		意見等無し	無		委員会からの意見が無いため、講じた措置はない。	
6008	松江刑		該当事項なし				
8039	佐世保刑		該当事項なし				

			委員会の意見	講じた措置]
datalD	施設名	年月日	内容	有無	委員会への 報告年月日	内容(講じなかった場合はその理由)	分類(A1~Iのうちか ら選択)
8080	鹿児島刑		該当事項なし。				